【施策１０】　健康支援

～いきいきと健康に安心して暮らせるまち～

◆展開方向01　健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。

◆展開方向02　感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。

◆展開方向03　地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。

◆展開方向04　国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。

展開方向01	1	生活習慣病予防ガイドライン推進事業費	289
	2	健康サポート事業費	291
	3	健康づくり事業費	293
	4	リハビリテーション事業費	295
	5	がん検診事業費	297
	6	歯周疾患検診事業費	299
	7	たばこ対策推進事業費	301
	8	口腔衛生事業費	303
	9	保健所等事業費	305
	10	施設維持管理事業費	307
	11	地域いきいき健康プランあまがさき策定事業費	308
展開方向02	1	感染症対策事業費	309
	2	特定感染症検査等事業費	311
	3	予防接種事業費	313
	4	結核対策事業費	315
	5	肝炎ウイルス検診事業費	317
	6	狂犬病予防対策事業費	319
	7	そ族昆虫駆除事業費	321
	8	予防接種事故医療費負担金	323
	9	結核医療事業費	324
	10	施設維持管理事業費	325
	11	難病対策事業費	327
	12	小児慢性特定疾病対策事業費	329
	13	健康相談事業費	331
	14	健康診査等事業費	333
	15	ぜん息児童水泳訓練事業費	335
	16	精神保健事業費	337
	17	リハビリテーション事業費	339
	18	在宅酸素助成事業費	341
	19	転地保養事業費	343
	20	短期滞在型療養事業費	345
	21	家庭療養指導事業費	347
	22	療養器具貸与事業費	349
	23	呼吸器教室事業費	351
	24	リフレッシュ事業費	353
	25	インフルエンザ予防接種助成事業費	355
	26	水泳鍛練奨励事業費	357
	27	公害病補償事業費	359
展開方向03	1	尼崎健康医療財団補助金	361
	2	尼崎口腔衛生センター補助金	363
	3	医薬品備蓄事業費	365
	4	優良看護表彰事業費	367
	5	医務薬務事業費	369
	6	在宅当番医制運営補助金	371
	7	第2次救急医療補助金	373
	8	環境衛生対策事業費	375
	9	食品衛生対策事業費	377
	10	ハサップ推進事業費	379
	11	食の安全・安心コミュニケーション事業費	381
	12	尼崎市環境衛生協会委託料	383
	13	尼崎市食品衛生協会委託料	385
	14	公衆浴場施設整備資金利子補給金	387
	15	動物愛護対策事業費	389
	16	地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業費	391
	17	動物愛護推進強化事業費	393
	18	保健所等検体検査委託事業費	395
	19	衛生研究所事業費	397
	20	地方卸売市場食品検査所維持管理事業費	399
	21	斎場整備事業費	400
	22	墓園整備事業費	401
	23	施設維持管理事業費	402
	24	衛生研究所検査機器整備事業費	403
展開方向04	1	後期高齢者医療あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費助成事業費	405
	2	後期高齢者歯科健診事業費	407
	3	重度障害者等特別給付金支給事業費	409
	4	高齢者特別給付金支給事業費	411
	5	保険料収納関係事務経費	413
	6	収納率向上特別対策事業費	415
	7	結核・精神医療付加金	417
	8	ヘルスアップ尼崎戦略事業費	419
	9	あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費	421
	10	尼崎市鍼灸マッサージ師会等補助金	423
	11	徴収関係事務経費	425
	12	一般被保険者療養給付費	427
	13	退職被保険者等療養給付費	428
	14	一般被保険者療養費	429
	15	退職被保険者等療養費	430
	16	審査支払手数料等	431
	17	一般被保険者高額療養費	432
	18	退職被保険者等高額療養費	433
	19	一般被保険者高額介護合算療養費	434
	20	退職被保険者等高額介護合算療養費	435
	21	出産育児一時金	436
	22	葬祭費	437
	23	後期高齢者支援金等	438
	24	前期高齢者納付金等	439
	25	老人保健拠出金	440
	26	介護納付金	441
	27	高額医療費共同事業拠出金	442
	28	保険財政共同安定化事業拠出金	443
	29	医療費通知等経費	444
	30	医療費通知等経費	445
	31	保険料等負担金	446
	32	保険基盤安定拠出金	447

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	生活習慣病予防ガイドライン推進事業費	44C1	
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法等		
個別計画	尼崎市生活習慣病予防ガイドライン、国保実施計画等		
事業開始年度	平成24年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-1 健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。				
行政の取組	10-1-1 ヘルスアップ尼崎戦略の推進				
局	ひと咲きまち咲き担当局	課	ヘルスアップ戦略担当	所属長名	越智　寛

①事業概要

事業実施趣旨	今後も進行していく超高齢社会を見据え、全てのライフステージにおける市民の生活習慣病の予防や重症化予防等、市民の健康増進に取り組み、結果として医療費や介護給付費等の適正化を目指す。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	予防指標を超える市民の割合の減少や市民の健康寿命の延伸により、結果として介護保険給付費や国保医療費の適正化が図られるとともに、高血糖や高血圧などの生活習慣病予備軍が減少している。
事業概要	全てのライフステージを対象とした市の生活習慣病予防に関する共通指針「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン（平成23年12月）」を活用し、健康、教育、福祉、協働、産業など分野横断的に効果的な事業展開を行う。
実施内容	将来の生活習慣病予防対策として、次の事業を実施した。 1　未来いまカラダ戦略事業 主に小学校6年生及び中学校2年生用の学校教材副読本等を活用し、1食分の野菜の試食の授業を実施した。 ［平成29年度実施率］（昨年度比） 幼稚園：100%（8%増）、小学校：49%（15%増）、中学校：89%（11%減） 2　生活習慣病予防ガイドラインの手引き［中学校編］作成事業 中学校において、望ましい生活習慣を選択できるようになるよう、家庭科等の教科において、より積極的に生活習慣教育を行うための生活習慣病予防ガイドラインの手引きを作成した。

	保育所	幼稚園	小学校	中学校
総学校・園・保育所数	21	13	41	18
実施施設数	3	13	20	16
うち新規	0	0	9	0
実施率	14%	100%	49%	89%
クラス数	3（夢ルーム）	14	62	80
野菜を食べよう授業実施人数(子ども/保護者)	26 (0/26)	452 (452/407)	2,036 (2,036/129)	3,013 (3,013/0)

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A	2,750	2,379	2,912	
報償費		18	27	
需用費	2,414	1,864	2,875	生活習慣病予防学習会にかかる食材費　等
委託料	336	497		
繰出金				
その他			10	
人件費　B	15,996	15,908	15,854	
職員人工数	0.98	0.98	0.98	
職員人件費	15,996	15,908	15,854	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	18,746	18,287	18,766	
C の財源内訳：国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	18,746	18,287	18,766	

③事業成果の点検

評価指標	尼っこ健診に係る有所見率（健診受診率の向上や各ライフステージで予防指標を超えたものの割合（有所見率）の減少に努める）								単位	%
目標・実績	目標値	41.5	達成年度	34 年度	27年度	53.5	28年度	63.0	29年度	55.5
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず ■ 下回った	親、祖父母も含めた家族の生活習慣の結果が、児童生徒の健診結果に反映されると考えるため、尼っこ健診結果の有所見率を指標とした。今後、「尼崎市学びと育ち研究所」において、尼っこ健診結果を活用した将来の生活習慣病予防対策について研究を進める。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	健康寿命の延伸のためには、子どものころから望ましい生活習慣を選択できる力の習得が重要であり、義務教育、就学前教育などを通じた、望ましい生活習慣を選択する力を養う環境づくりに取り組み、将来の生活習慣病の発症予防を目指す必要がある。 また、加入医療保険に関わりなく、全てのライフステージを対象に、健診・保健指導の推進、生活習慣病予防に向けた学習機会の提供の相乗効果により、「未来へつなぐプロジェクト」に掲げる目標の達成が期待できる有効な取り組みである。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	健診、保健指導は、それぞれ根拠法にもとづく負担割合を適用している。教材を使用した小中学校の授業においては、等しく教育を受けてもらうため、受益者負担を求めていない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本市のように、すべてのライフステージを対象として、全庁横断的に生活習慣病対策を協議、評価、再構築する取組を行っている自治体はない。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	学習機会の提供については、保健指導や教育が可能な受託機関があれば委託可能である（現状では可能な団体はない）。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状			●			市が実態把握・課題設定し、それらを市民と共有するため、市が学習機会を提供し、市民が学習する。市民が健診・保健指導を利用し、市はその機会を提供する。
将来像			○			

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	教育委員会との連携授業については、幼稚園で100%、中学校で約90%となっており、概ね定着している。一方、小学校については約50%となっていることから、引き続き教育委員会事務局と連携し、実施率の向上を図っていく必要がある。 生活習慣病予防ガイドラインの手引きについては、学習会の実施状況等を勘案しながら、今後も内容の充実を図っていく。 これらの取組を進めることにより、生活習慣病予防に関する理解を深め、尼っこ健診の受診率向上と有所見率の減少を目指す。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	拡充	小学校での授業実績が上がるよう、教育委員会事務局と連携し、実施率の向上を図っていく必要がある。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	健康サポート事業費	441F	
根拠法令	地域保健法、健康増進法第19条の2		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき（評価：無）		
事業開始年度	平成20年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-1 健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。				
行政の取組	10-1-2 団体、事業者とともに進める健康環境づくりの推進				
局	健康福祉局	課	健康増進課、事業推進担当	所属長名	森田　幸子、吉田　雅明

①事業概要

事業実施趣旨	保健所で健康相談や健康診断の機会を提供することで、市民の健康の保持増進に努める。
対象（誰を・何を）	市民及び在勤者等
求める成果（どのような状態にしたいか）	市民等が一般健康相談や各種健康診断を利用することにより、健康管理の一助とする。 また、保健所は、事業を通じて健康危機に関する情報をモニターし、さらには危機発生時に速やかに対応できる体制を維持する。
事業概要	健康増進事業健診（生活保護受給者対象）、就職や進学等に必要な公的診断書の発行及び労働安全衛生法に基づく健康診断、特定健診や後期高齢者健診を行う。また、健康危機に関する健康相談に対応する。
実施内容	1　一般健康相談 市民からの健康に関する相談に対応し、一般の健康問題や健康危機問題に対処する。 2　健康診断 ①健康増進事業健診（健康増進法に基づく、生活習慣予防のための健診と事後指導） 対象：生活保護受給者等、制度上医療保険に加入できない40歳以上の市内居住者 自己負担：なし ②公的な健康診断書作成のための健診（就業・就学等に必要な公的診断書の作成） 対象：市内在住、在学、在勤者等　自己負担：あり ③労働者健診（労働安全衛生法に基づく健診） 対象：市内在住、在勤の労働者等　自己負担：あり ④被爆者健康診断 （原子爆弾被爆者に対する健康診断：兵庫県委託事業） 対象：被爆者健康手帳または健康診断受診者証の所持者 自己負担：なし ⑤特定健診・後期高齢者健診 （高齢者の医療の確保に関する法律に基づいた健診） 対象：各種医療保険加入の40歳以上の市民、後期高齢者医療加入者

（人）

	27年度	28年度	29年度
健康増進事業健診	882	814	828
労働者健診	2,656	2,600	2,567
公的診断書	198	95	82
被爆者健康診断	3	4	4
特定健診・後期高齢者健診	1,572	1,416	1,287
一般健康相談	178	166	123
計	5,489	5,095	4,891

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		20,225	21,421	18,998	＜国庫支出金＞ 生活困窮者就労準備支援事業（国庫補助率3/4） ＜県支出金＞ 健康増進事業費補助金事業（県費補助率2/3）、被爆者健康診断委託金（兵庫県委託事業）を財源充当。 ＜その他＞ 保健所健診事業収入（特定健診、後期高齢者健診、生活機能評価の所管課からの歳入）を財源充当。 参考 労働者健診等の診断書料（歳入：保健所手数料）、初診料・市外加算（歳入：保健所使用料）は、保健所費（人件費・検体検査）に財源充当。
	報償費	6,345	7,093	6,999	
	需用費	1,283	1,247	1,058	
	委託料	12,597	13,081	10,941	
	繰出金				
	その他				
人件費 B		55,980	44,629	36,111	
	職員人工数	4.69	3.60	2.51	
	職員人件費	37,228	28,044	19,897	
	嘱託等人件費	18,752	16,585	16,214	
合計 C（A+B）		76,205	66,050	55,109	
この財源内訳	国庫支出金	5,543	5,588	5,588	
	県支出金	4,744	3,942	5,486	
	市債				
	その他	7,097	6,444	6,785	
	一般財源	58,821	50,076	37,250	

③事業成果の点検

評価指標	利用者数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	人
目標・実績	目標値	―	達成年度	― 年度	27年度	5,489	28年度	5,095	29年度	4,891
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	平成25年度から個別に受診券を発送している健康増進事業健診は、受診者数が814人から828人に増加した。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	保健所は、国の地域健康危機管理ガイドラインで地域における健康危機管理の拠点に位置づけられている。保健医療関係の行政機関として、平常時には監視業務を通じて健康危機の発生を未然に防止し、健康危機発生時には関係機関の有機的連携の調整役といった様々な役割が期待されている。このため平常時には本事業により住民の各種健康診査や健康相談を実施している。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有 □ 無	尼崎市保健所使用料手数料条例に従い、診療報酬点数で算定した額の8割に相当する額の範囲内を受益者負担としている。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体では、特定健診・後期高齢者健診と健康増進法に基づく健康診査（健康増進事業健診）を統一的に所管して実施しているところが一般的である。また、保健所において労働安全衛生法等に基づく健康診断を実施している自治体は稀で、大半が地域の医師会に委託しているか、市立病院等で対応している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	健康サポート事業で実施している特定健診等は医師会などにも委託して実施している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	健康診断の実施は、医師法に基づいて実施する必要があり協働とはなじまない。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	健康増進事業健診は、医療機関での受診者数が増加しているが、受診者の中には健診を受けている認識がなく、生活改善に結びつかない人もいる。また、平成29年度は、健康サポート事業として実施している各種健康診断について、市内医療機関等でも対応できるものを精査し、内容や健診実施日について見直しを行い効率的な運用を進めた。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	改善	健康サポート事業の中で実施している健康増進事業健診は、今後も対象者へ受診券を発送する等、健診の受診率の向上に努めるとともに、健診結果に基づく生活習慣の改善や医療機関への受診勧奨などの保健指導を保護課と連携して継続して実施していく。また、健康パスを利用した医療機関との連携も強化することで対象者の健康の保持増進を図っていく。 健康サポート事業は、健康危機に備えた平時の体制として健康診断・健康診査を実施してきた経緯があるが、健康危機管理における実務として準備や対応については、今後も保健所のあり方とともに継続して検討していく。

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	健康づくり事業費	4421
根拠法令	健康増進法	
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価：有)、尼崎市食育推進計画(評価：有)	
事業開始年度	昭和53年度（平成23年度から一部見直し）	

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-1 健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。				
行政の取組	10-1-2 団体、事業者とともに進める健康環境づくりの推進				
局	健康福祉局	課	健康増進課、南部保健福祉センター地域保健課	所属長名	森田幸子、堀池香

①事業概要

事業実施趣旨	健康に関心はあるが、望ましい生活習慣を実践することが困難な市民が多い現状から、健康づくりへの動機付けや継続的な実践へとつながるよう、生活習慣の改善に向けた支援や仕組みづくりを行う。
対象（誰を・何を）	市民（主に成人期の市民）
求める成果（どのような状態にしたいか）	自ら健康に関心を持ち、健康の維持・増進を図り、主体的に健康づくりに取組む市民が増える。また、健康づくり推進員を核とした自主活動が増え、地域の健康づくり活動が活発化する。
事業概要	健康づくりに必要な情報提供、「食事・運動・歯・たばこ等」をテーマにした専門職（保健師・管理栄養士・歯科衛生士等）による健康教育、各種健診の受診勧奨、健康づくり推進員の育成・支援、地域での健康づくり活動の把握・見える化及び団体間の交流を行う。
実施内容	

事業名		内容		実績
健康教育事業	親子健康づくり教室	子育て支援施設等との協働による、子育て層を対象とした体験型健康教室（一部託児付き）		7回、162人（託児17人利用）
	生活習慣改善教室	乳がん月間（10月）、女性の健康週間（3/1～8）におけるがん検診啓発活動		
		食事・運動・歯周病等をテーマに、生活習慣病予防を目的とした健康教室		8回、446人
	歯周病予防教室	歯周病予防を目的とした健康教室		16回、63人
	健康づくり普及啓発事業（出前型健康教室）	市民からの依頼により、管理栄養士・歯科衛生士・保健師等が地域に出向いて行う健康教室		31回、719人
	関連団体等との協働取組	「立花子ども夏まつり」、地区まつり、「健康づくり大会」等市民が集う場で行う健康教育・普及啓発		5回、695人
	骨量測定と健康教育	骨元気アップ相談会における健康相談		95回、482人
健康づくり推進員（各種サポーター）養成事業	推進員の養成	健康づくりについて、普及啓発を行う健康づくり推進員を養成する	市民健康増進スクール	15回166人
			歯ッピークラブ	7回、11人
	健康づくり推進員（各種サポーター）研修	養成した健康づくり推進員（食と運動・食育・お口の健康）が自主的に効果的な活動ができるように研修等を行い、活動支援を行う		委嘱数人286人 研修会161回・2673人
	健康づくり推進員活動	健康づくり推進員が地域において市民を対象に健康づくり活動を行う	生活習慣病予防（運動）	172回・2329人活動・市民60141人
			健康増進スクール支援	15回・56人活動・市民110人
			地域健康づくり懇話会	97回・506人活動・市民1361人
			健康づくりPR事業	17回・230人活動・市民1770人
			食育活動	143回・387人活動・市民4570人
			歯科保健活動	5回・28人活動・市民412人

事業名	内容		実績
たばこの健康影響改善事業	意識啓発	出生届受理時に禁煙啓発媒体を配布	400部
		母子手帳交付時面接	4,058人
		ビラ配布(1.6歳児健診)	1,285部
	未成年者喫煙防止対策	依頼による出前講座（専門学校）	1回、247人
	禁煙支援	COPD健康相談における禁煙支援	87人(内喫煙者66人)
	受動喫煙防止対策	ポスター掲示、ビラ配布	700部
		主要駅6か所での啓発のぼり設置	5月26日～6月23日

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	1,344	1,081	1,097	
報償費	319	315	304	事業執務者
需用費	761	492	448	印刷費、材料費
役務費	87	82	95	ボランティア保険料
委託料	127	127	127	歯科健診
その他	50	65	123	会場使用料
人件費 B	30,757	28,284	25,463	
職員人工数	2.98	3.55	3.24	
職員人件費	29,672	27,262	24,370	
嘱託等人件費	1,085	1,022	1,093	
合計 C（A+B）	32,101	29,365	26,560	
Cの財源内訳 国庫支出金	83	88	98	たばこ対策事業（補助率1/2）
県支出金	445	463	404	健康教育事業、骨量測定、健康づくり推進員養成事業の推進員養成（補助率2/3）
市債				
その他				
一般財源	31,573	28,814	26,058	

③事業成果の点検

評価指標	自分が健康であると感じている市民の割合（施策評価で設定している目標指標）								単位	%
目標・実績	目標値	100	達成年度	29 年度	27年度	76	28年度	75	29年度	75
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 ■ やや達成できず □ 下回った	地域・職域とのつながりの中で健康教育・相談を継続して実施し、「骨量測定による健康教育」を中心に若い世代や子育て・働き世代を対象とした健康教育の機会が増えるよう啓発しているが、目標達成には至っていない。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	いきいきと健康に安心して暮らすために、行政が市民の食や健康づくりに関する課題・ニーズを把握し、適切な生活習慣の維持につながる啓発や実践指導を行い、市民と課題解決に向けた仕組みづくりを行うことは必要である。また、健康づくり推進員の活動は、長年地域とのつながりを持ち継続しており、地域の中で互いに支え合うことは健康なまちづくりにおいて有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	現状は、受益者負担はない。また、健康教育として実施している調理実習は、試食程度であるため、自己負担の必要性はないと考えている。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	●他自治体も出前講座、親子を対象とした健康教育等や食事・運動を中心とした生活習慣病予防教室を実施している。 ●他自治体も「食生活改善推進員」や「健康づくり推進員」等を養成し、自主活動支援を行っている。 ●歯科保健分野や食育に関するボランティアの養成、育成・活動支援をしている市は全国的に珍しい。 ●国及び県の条例や計画に関する事業は必要な部署・機関と連携して実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部 ■ 一部 □ 無	歯周病予防教室の歯科医師の執務については、歯科医師会に委託している。 専門職種が連携し、地域の優先的な健康課題を明確にし、施策の企画、実施及び評価を行うことができる体制を整備することは、健康づくりの担い手として行政がすべきことである。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状				●		健康なまちづくりを推進するために、統括調整は行政が担うが、ソーシャルキャピタルを活用した市民との協働による取組みは必要である。
将来像			○			

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	健康力アップ応援事業では、健康なまちづくりを推進するために、市内の施設や事業所、健康づくり推進員との協働により、健康づくり活動を実施してきた。 骨量測定による健康教育は、子育て・働き世代や若い世代が集まる場所や施設、職域に積極的に出向き、「骨の健康」を切り口とした生活習慣病予防の啓発が実施できた。健康づくり推進員活動については、推進員数の減少や高齢化による組織力の低下は課題であるが、地域とのつながりを活かした啓発活動や「高齢者の健康づくり・介護予防活動」の担い手としても活動することができた。たばこ対策については、COPD健康相談（禁煙支援）の相談者が減少していることから、出前講座や地区まつり等で地域に出向き、禁煙啓発を実施しているが、限られたマンパワーで効果的に実施するためには関係部署・機関との連携を強化していくことが課題である。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	健康なまちづくりを推進するためには、保健・福祉が連携し、人や地域のつながりを深め、市民が健康づくりを実践できる支援や仕組みづくりが必要である。 健康教育については地域に出向き、「子育て・働き世代」をターゲットとし、関係部署と連携をとりながら「若い女性のやせ」「朝食の欠食」「禁煙啓発・支援」等、生活習慣の改善に向けた支援を引き続き行う。健康づくり推進員の養成については個人単位での活動を希望する人も積極的に参加を促し、健康づくりの推進につながる仕組みづくりを行う。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	リハビリテーション事業費	442A	
根拠法令	健康増進法		
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（評価：有）		
事業開始年度	昭和58年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-1 健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。				
行政の取組	10-1-2 団体、事業者とともに進める健康環境づくりの推進				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	医療によるリハビリを終了しても継続してリハビリを行う必要がある者を対象に機能維持（維持期リハビリ）を目的として健康増進法に基づいて実施する。
対象（誰を・何を）	市に居住する成人で、疾患等により身体機能が低下し、医療終了後も継続して訓練を行う必要がある者。（ただし、介護保険等その他でリハビリテーションサービスを受けている者は除く。）
求める成果（どのような状態にしたいか）	心身機能の維持回復・日常生活動作の自立・社会参加
事業概要	心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、日常生活の自立を助け、介助を要する状態になることを予防する。
実施内容	<内容> ・問診、血圧測定、医師の診察 ・グループ体操等 日常生活に必要な動作、各関節の運動、ストレッチ、筋力、バランス力の維持及び向上。 ・日常生活動作評価及び体力測定 ・健康講座及び相談・指導 <回数> ・原則として週1回（月4回） <場所>　尼崎市立身体障害者福祉センター　体育室等 希望者には送迎サービスあり。 <現状> 毎回平均11人の参加者あり。 グループ体操に積極的に取り組んでおり、日常生活動作評価の結果を維持できている参加者が多い。

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		2,939	2,811	2,755	
	需用費				リハビリテーション業務委託料
	委託料	2,939	2,811	2,755	（委託先：尼崎市立身体障害者福祉センター）
	需用費				
	繰出金				
	その他				
人件費　B		6,718	716	1,189	
	職員人工数	0.84	0.09	0.15	
	職員人件費	6,718	716	1,189	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		9,657	3,527	3,944	
Cの財源内訳	国庫支出金				健康増進事業費補助金
	県支出金	774			（補助率2/3）→平成29年度廃止
	市債				
	その他				
	一般財源	8,883	3,527	3,944	

③事業成果の点検

評価指標	延べ指導人数　（（実人数）×45回（1年間）×0.7（出席率）） （成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	人
目標・実績	目標値	945	達成年度	年度	27年度	1,458	28年度	1,151	29年度	1,041
平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	参加者の高齢化に伴い、実人数は32人で、昨年（37人）より減少しているが、送迎バスを利用することで天候にかかわらず、出席しやすい環境となっており、出席率は72.2%と昨年度の79.2%は下回ったものの7割を超えている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	平成28年9月国の有識者会議において、「今の形では存続せず、他の類似事業に委ねることを含めて抜本的に見直す必要がある」と指摘されており、当市においても他の事業の動向を見ながら転換を図る必要がある。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	委託先の身体障害者福祉センター講座は全て無料で行っているが、受益者負担を含め、転換を検討していく必要がある。
見直しの必要性	■ 有　□ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間では本市以外に2市が直営で実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	平成23年4月から尼崎市社会福祉事業団に委託して、尼崎市立身体障害者福祉センターの体育室などで実施している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状				●		事業の転換をを図る中で今後の協働の領域についても検討していく。
	将来像			○			

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	送迎サービスの利用により、天候に左右されずに出席が可能となっている。 委託先施設の特性や参加者に合わせた工夫をし、より充実した内容となっている。また、波及効果として、本事業参加者が尼崎市身体障害者福祉センターが実施している講座に新たに参加するなど、社会参加が広がっているケースもある。 しかし、国の有識者会議の指摘にもあるように、「他の類似事業に委ねることを含めて抜本的に見直す必要」があり、今後のあり方を検討していくことが必要である。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	改善	本市の介護予防・日常生活支援総合事業との関連性などを含み、本事業の転換について検討していく必要がある。

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	がん検診事業費	4431	
根拠法令	健康増進法　第19条の2、がん対策基本法　第13条		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき		
事業開始年度	昭和56年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-1 健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。				
行政の取組	10-1-2 団体、事業者とともに進める健康環境づくりの推進				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	がんは、わが国の死亡原因の第1位であり、本市においても年間1,400人以上が悪性新生物（がん）で死亡しており全死亡者の30%を超える。がんを早期に発見し早期治療に繋げるためにがん検診を実施する。また、市民にがん検診の受診を啓発・促進するとともに、がん予防に対する意識啓発を図る。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	がん検診の受診率を上げ、がんを早期に発見し早期治療に繋げることで、がんによる死亡者数を減少させ、健康寿命の延伸を図る。
事業概要	市内医療機関及びハーティ21等において、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく方法で、がん検診を実施する。また、がん検診の重要性などの意識啓発に努め、市民の健康管理意識の向上と健康の保持増進を図る。

実施内容

検診名	胃がん（胃内視鏡）検診	胃がん（エックス線）検診	肺がん（胸部）検診	大腸がん検診	乳がん検診	子宮頸がん検診
開始年度	平成29年度	昭和57年度	平成17年度	平成3年度	平成17年度	昭和56年度
対象者	50歳以上の市民	40歳以上の市民			40歳以上の市民(女性)	20歳以上の市民(女性)
受診機会	2年度に1回	1年度（4月1日から翌年3月31日）に1回			2年度に1回	
内容	問診 胃内視鏡検査	問診 胃部エックス線検査	問診 胸部エックス線検査	問診 ペンシクラフトメモクセンク 便潜血反応検査	問診 視触診 マンモグラフィ検査	問診 子宮頸部 細胞診検査
実施場所		保健所	保健所	保健所		
			巡回（集団健診）	巡回（集団健診）	巡回（集団健診）	
	市内医療機関	市内医療機関		市内医療機関	市内医療機関	実施医療機関

（人）

		27年度	28年度	29年度
胃がん検診	受診者数	4,137	4,267	3,969
	受診率	3.0%	2.9%	2.7%
子宮頸がん検診	受診者数	3,482	3,232	3,983
	受診率	9.0%	6.1%	6.8%
乳がん検診	受診者数	4,395	3,790	4,414
	受診率	11.5%	9.1%	9.1%
大腸がん検診	受診者数	18,704	16,457	15,998
	受診率	13.6%	11.3%	11.0%
肺がん検診	受診者数	11,555	11,053	10,324
	受診率	8.4%	7.6%	7.1%
受診者数の合計（延べ数）		42,273	38,799	38,688

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		132,410	139,304	131,667	
	報償費	4,732	4,614	4,539	医師等報償費
	需用費	4,967	3,908	4,756	クーポン券等消耗品
	委託料	122,657	130,746	122,304	医師会委託料等
	繰出金				
	その他	54	36	68	償還払い返還金
人件費 B		59,194	38,180	44,167	
	職員人工数	7.14	4.35	5.22	
	職員人件費	55,267	32,562	38,692	
	嘱託等人件費	3,927	5,618	5,475	
合計 C（A+B）		191,604	177,484	175,834	
Cの財源内訳	国庫支出金	4,653	3,360	3,743	国庫補助 （新たなステージに入ったがん検診総合支援事業） 補助率　1/2
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	186,951	174,124	172,091	

③事業成果の点検

評価指標	利用者数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	42,273	28年度	38,800	29年度	38,688
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	平成29年度のがん検診の受診者数は前年並みであったものの、乳がん検診、子宮頸がん検診といった婦人がんに関する検診受診者数が増加した。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	がん検診は、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいてがんの死亡者数を減少することができるとされている方法で実施している。 各がん検診での管理事業評価指標のがん発見率許容値をやや下回っており精密検査受診状況など確認し確定診断の把握に努める。今後も検診でがんを発見し早期治療に繋げることで、がん死亡者数を減少させることを目標として実施していく。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	自己負担額は、平成10年度まで実施されていた国の補助基準額に準拠しており、現在は診療報酬点数を根拠としており妥当であると考える。 生活保護受給者及び非課税世帯に属する者は、申請により無料とする。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本市のがん検診の受診率は兵庫県内でも低い。他市においては、無料でのがん検診受診対象者が65歳以上である場合や、肺がん検診は対象年齢全市民である等、無料による受診啓発が積極的に実施されている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	がん検診の受診機会をより多く提供するために尼崎市医師会とハーティ21等へ委託している。市内医療機関では土曜日や夜間などを含めた診療時間に実施しており、ハーティ21等では土、日曜日にもがん検診を実施している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E
	現状					●
	将来像				○	

内容：検診については、専門性が必要であるため協働には馴染まないが、がん検診の普及啓発を地域で実践していく人材の育成に取り組んでおり、これからも市民と協働で啓発に努めていく。

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	平成29年度は阪神間で先駆けて胃がん検診に胃内視鏡検査を追加した。 参加医療機関も開始当初の8医療機関から年度末には13医療機関となり増加傾向にある。 また、がん検診の受診啓発に取り組み、市内小学校でのがん教育に関する授業の実施や医療機関でのポスター掲示等、がん検診の受診啓発に取り組んだ。 無料クーポン券の対象者の受診率は、子宮頸がんを除き全市の受診率を上回り、受診の動機付けに一定の効果があった。子宮頸がんについては、20歳の女性が対象で全国的に同様の傾向にある。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	胃内視鏡検査はさらなる医療機関数の増加により受診機会の拡大を図る。また引き続き受診啓発に注力する中で、医療機関や協定を締結した企業の協力等を得ながら、受診率の向上に取り組む。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	歯周疾患検診事業費	448A	
根拠法令	健康増進法、歯科口腔保健法		
個別計画	尼崎市地域保健医療計画（評価：有）		
事業開始年度	平成１３年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-1 健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。				
行政の取組	10-1-2 団体、事業者とともに進める健康環境づくりの推進				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	健康増進法に基づき、歯周疾患の早期発見と予防を図ることで口腔機能の向上に繋がることを目的として歯科健診を行い、定期的な健診の必要性を啓発する。
対象（誰を・何を）	40歳・50歳・60歳・70歳の市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	本事業をきっかけに、かかりつけ歯科医を持ち、定期健診及び予防処置を受ける習慣を定着させる。その結果、歯周疾患による歯の喪失を防ぐとともに、生涯自分の歯で食事ができる人が増加する。
事業概要	市内指定歯科医療機関及び尼崎口腔衛生センターにおいて、歯周疾患に係る問診、口腔内診査、結果説明及び歯科保健指導を実施している。
実施内容	（平成29年度実施状況） ●歯周疾患検診受診者：合計1,562人（40歳　413人、50歳　302人、60歳　312人、70歳　535人）　受診率：6.70%（対象者数：23,366人） ●平成29年度から国のマニュアルに合わせ検診票を改訂を行い、受診後の治療の意向まで確認し統計を取ることになった。 （平成28年度実施状況） ●歯周疾患検診受診者：合計　1,604人（40歳　494人、50歳　362人、60歳　334人、70歳　414人）受診率：7.0%（対象者数：22,873人） ●歯周疾患検診受診券に他の歯科保健事業案内と歯周病予防パンフレットを同封し全身疾患と歯周病の関係などを啓発した。 （平成27年度実施状況） ●歯周疾患検診受診者：合計1,766人（40歳　476人、50歳　386人、60歳　372人、70歳　532人）受診率：7.1%（対象者数：24,887人） ●ポスター作製による啓発「若いうちから始める歯周病予防」（1,600枚） 歯と口の健康週間（6月）に合わせ市内掲示版及び公民館など若い世代が利用する公共施設に掲示した。

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		6,104	5,948	6,259	
	需用費	385	442	486	
	委託料	5,648	5,485	5,724	検診委託先：尼崎市歯科医師会
	旅費	71	21	49	及び尼崎口腔衛生センター
	繰出金				旅費：全国歯科保健推進研修会
	その他				
人件費　B		2,622	1,974	2,935	
	職員人工数	0.31	0.21	0.35	
	職員人件費	2,480	1,670	2,774	
	嘱託等人件費	142	304	161	
合計　C（A+B）		8,726	7,922	9,194	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金	3,647	4,711	5,279	
	市債				
	その他				
	一般財源	5,079	3,211	3,915	

③事業成果の点検

評価指標	60歳で24本以上自分の歯を有する人の割合。（80歳で20本の歯を保つための中間評価として60歳で24本の歯があることが目標）								単位	%
目標・実績	目標値	85.0	達成年度	29 年度	27年度	81.5	28年度	81.8	29年度	84.9
平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	前年度より3.1ポイント増加している。目標値85%に0.1%及ばなかったがほぼ達成している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	歯周疾患で歯を喪失しないためには、早期に発見し適切な予防処置を受けることが必要である。自覚症状のない人にも歯科受診の機会を作ることで、歯周疾患予防の必要性を知り定期受診が増えることは、歯周疾患で歯を失う人を減少させることに有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	国の健康増進事業補助金の実施要領では歯周疾患検診の自己負担を1,500円としているが、本市の場合は尼崎市歯科医師会の協力により委託料を上げずに自己負担金なしで実施している。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	●国の健康増進事業補助基準に従って実施している。 ●他都市の状況としては、40・50・60・70歳の対象者に、自己負担金500円（70歳、被保護世帯、非課税世帯は無料）で実施している市もあれば、同じ対象者に自己負担金1,300円（被保護世帯、非課税世帯は無料）で実施している市もある。

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	既に、尼崎市歯科医師会及び尼崎口腔衛生センターへ委託している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状					●	これを機に市民一人一人の責任で歯周疾患予防を取り組むよう支援する啓発事業であり協働にはなじまない。
	将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	昨年度と比較し、受診率は0.3ポイント減少した（7.0%→6.7%）。受診者の問診によると、定期的に歯科を受診している割合は7.3%増加し52.5%であり、歯間清掃用具を使用する人の割合も8.4ポイント増加して52.5%になっており、歯科保健の生活習慣は改善傾向であることがわかる。しかしながら、進行した歯周病（歯周ポケットが4ミリ以上あるの）の割合は58.6%から65.8%に増加していることから、今後も早期からの歯周病予防の必要について普及啓発することが強く求められる。平成29年度から受診後の治療方針について確認することにした結果90.1%が「受診した歯科医院で指導または治療を受ける」または「他の医科及び歯科へ紹介される」という結果が出ており、受診後のフォロー未確認は9.9%であったことがわかった。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	歯周病は重症化すると歯を失うだけでなく、生活習慣病などの全身疾患とかかわっている。歯周病の治療を行うことで糖尿病の症状が改善したり、歯周病が心筋梗塞や狭心症の原因となる動脈硬化を引き起こすなど全身疾患との関係が報告されている。受診者の進行した歯周病と診断された人の割合も高いことから今後も歯科健診の受診勧奨行い、受診後には治療方針を立てて歯周病を放置しないよう啓発する必要がある。

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	たばこ対策推進事業費	44BB	
根拠法令			
個別計画	—		
事業開始年度	平成28年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策	10 健康支援
展開方向	10-1 健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。
行政の取組	10-1-2 団体、事業者とともに進める健康環境づくりの推進

局	健康福祉局	課	事業推進担当	所属長名	吉田　雅明

①事業概要

事業実施趣旨	たばこは、喫煙により多くの健康影響が指摘されているとともに喫煙者以外の者にも受動喫煙による健康被害を与える。また、路上喫煙や歩きたばこが他人への火傷や吸い殻のポイ捨てなどといった社会問題を引き起こすことから、これらの課題に対して総合的な取り組みを進め解決していく。
対象（誰を・何を）	市民及び事業者等
求める成果（どのような状態にしたいか）	たばこ対策の取組を推進することで、市民及び事業者等が健康的にかつ安全で快適に暮らし、過ごすことができる地域社会の実現に寄与する。
事業概要	喫煙者に対する禁煙支援や受動喫煙による健康影響を防ぐ。また、路上喫煙及び歩きたばこの禁止など喫煙に関するマナーの向上や吸い殻、受動喫煙のないまちづくりに向けて啓発等に取り組む。
実施内容	1. 喫煙所の設置 ＪＲ尼崎駅南側ロータリー付近に喫煙所を設置し分煙環境の整備を図った。設置前と設置後のたばこの吸い殻のポイ捨て本数を比較すると43.9%減少した。 2. 尼崎市たばこ対策推進条例制定に向けての検討 庁内横断的にたばこ対策に取り組むたばこ対策推進プロジェクトチームで、条例案の検討を進めた。また、条例案について市民より意見聴取を行う為にタウンミーティング（TOBACCO会議 計 5回開催）を行い、たばこを吸う人・吸わない人の両方から意見を聴取し、条例案へ反映させた。 3. 啓発たすき協力校及喫煙スポット協力店舗の拡大 (1)小学校周辺道路でPTAや地域見守り隊に啓発たすきによる歩きたばこの抑制を図った。平成29年度実績としては17の小学校及び事業者が協力。 (2)喫煙スポットなど指定喫煙場所を市内のたばこ小売店舗に協力を依頼し、歩きたばこ抑制の環境整備を図った。平成29年度実績としては74店舗が協力。 4. 啓発ティッシュの配布や他都市と協働で啓発キャンペーンを開催した。

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		999	970	9,693	
	報償費		316	27	フォーラム講師報償費
	旅費	83	66	31	フォーラム講師旅費
	需用費	916	572	1,585	消耗品費（啓発物等）、印刷製本費
	委託料			3,479	喫煙所清掃業務委託料等
	その他		16	4,571	会場使用料、看板等の工事請負費
人件費 B		2,479	12,170	16,964	
	職員人工数	0.31	1.53	2.14	
	職員人件費	2,479	12,170	16,964	
	嘱託等人件費				
合計 C（A+B）		3,478	13,140	26,657	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	3,478	13,140	26,657	

③事業成果の点検

評価指標	尼崎市の喫煙に関するマナーについてどう思うかをアンケートで調査し、「良い」、「普通」と回答した人の割合								単位	%
目標・実績	目標値	50%以上	達成年度	30 年度	27年度	—	28年度	43.1	29年度	46.5

平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 ■ やや達成できず □ 下回った
	平成29年度についてはＪＲ尼崎駅へ喫煙所を設置するなどを行い、前年度と比較して「良い」「普通」と回答した人は微増（3.6%増）したが、目標値の達成には至らなかった。平成30年度には尼崎市たばこ対策推進条例の制定や他の駅周辺への喫煙所の整備を予定しており、更なる喫煙マナーの向上を目指す。

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	たばこのポイ捨てや人が集まる場所での路上喫煙や歩きたばこなどに対してなんらかの対策を行って欲しいという意見が市民からも多く寄せられている。たばこに関する様々な課題の解決に向けて取り組む必要がある。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	市民等の利便性向上等に関わるものではないため、受益者負担の考え方は馴染まない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	・阪神間近隣市でのたばこに関する条例等の制定状況 神戸市（ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例） 芦屋市（清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例） 西宮市（快適な市民生活の確保に関する条例） 伊丹市（路上等の喫煙及び吸い殻の散乱防止に関する条例） 宝塚市（ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例） 三田市（空き缶及びたばこの吸い殻等のポイ捨て、路上の喫煙並びに自転車等の放棄の防止に関する条例） 川西市（路上喫煙・ポイ捨ての防止に関する要綱）

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	市、市民、事業者で協働の取組を推進するために市が主体となる必要があるため、たばこ対策に関する企画・立案については委託等の余地はないが、啓発物のデザインや啓発の手法の企画等については平成30年度より委託していく。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E
	現状				●	
	将来像			○		

内容	現時点では行政が主体となり仕組み作りを行うが、将来的には市民がお互いを注意できるような制度を作り上げていく必要がある。

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	平成29年度については、尼崎市たばこ対策推進条例の制定に向けて庁内のたばこ対策推進プロジェクトチームで検討を進め、たばこに関する様々な課題の解決に向けて、自治のまちづくりの基本理念に基づき、市、市民、事業者等が、相互に協力してたばこ対策に取り組み、その推進を図ることで、健康的にかつ安全で快適に暮らし過ごすことができる地域社会の実現を目指した条例案を作成した。また、ハード面ではＪＲ尼崎駅に分煙環境の整備、歩きたばこやポイ捨ての防止を目的に喫煙所を設置し、設置前と設置後で効果を検証したところポイ捨てされた吸い殻の本数が減少した。条例制定後についても市民に対する条例の普及啓発や喫煙所の増設等のソフト面とハード面の両面からの対策を進めることでより効果的にたばこ対策を進めていく必要がある。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	拡充	尼崎市たばこ対策推進条例を制定し、条例の普及・啓発に努めるとともに、ソフト面とハード面の両面より実効性のある施策を展開していく。また、健康増進法の改正よる屋内の受動喫煙防止対策についても具体的に検討を進める。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	口腔衛生事業費	452K	
根拠法令	歯科口腔保健保健法、厚生労働省事務次官通知		
個別計画	尼崎市地域保健医療計画（評価：有）		
事業開始年度	昭和37年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	30 母子保健対策費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-1 健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。				
行政の取組	10-1-2 団体、事業者とともに進める健康環境づくりの推進				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	本市では、30歳・40歳・50歳と年齢が上がるにつれ「進行した歯周病」は増加している。むし歯については、国際指標である「12歳児一人当のむし歯本数」が1.42本であり、国平均の0.83本と比べ依然として多い状況が続いていることから、口腔衛生の必要性について、更に啓発していく必要がある。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	QOLの維持向上に欠かせない咀嚼能力の維持には歯の喪失防止が欠かせないことから、歯を失う原因であるむし歯及び歯周病を予防し、生涯を通じて健康な自分の歯を保つ人が増加する。具体的には、80歳で20本以上自分の歯を残す人（8020運動達成者）の増加を図る。
事業概要	①歯と口の健康週間事業　「歯と口の健康週間」に合わせた歯科相談及び口腔衛生の普及啓発 ②いい歯の日事業　「いい歯の日(11/8)」に合わせた講演会、歯の健康表彰 ③口腔衛生研修会事業　高齢者及び障害者の介護にかかわる職員対象の研修
実施内容	①歯と口の健康週間事業(6月4日～10日) 歯と口の健康診断・相談、フッ素塗布体験、口臭測定、口腔機能チェック、食育コーナー等を実施し歯科口腔保健の普及啓発を実施する。 平成27年度参加者　1,850名、チラシ回覧による啓発（約16,000枚） 平成28年度参加者　1,887名 平成29年度参加者　1,550名 ②いい歯の日事業（11月8日） 市民向け講演、表彰（親子よい歯のコンクール、8020達成者）、食育の啓発等を実施する。 平成27年度参加者　156名 平成28年度参加者　104名 平成29年度参加者　167名 ③口腔衛生研修会 介護に係わる職員対象の研修会を開催する。 平成27年度参加者　156名 平成28年度参加者　104名 平成29年度参加者　167名

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		3,516	3,516	3,516	
	需用費	3,516	3,516	3,516	
	委託料				
	需用費				
	繰出金				
	その他				
人件費　B		1,680	875	1,110	
	職員人工数	0.21	0.11	0.14	
	職員人件費	1,680	875	1,110	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		5,196	4,391	4,626	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	5,196	4,391	4,626	

③事業成果の点検

評価指標	60歳で24本以上自分の歯を有する人の割合(80歳で20本の歯を保つための中間評価として60歳で24本の歯があることが目標：歯周疾患検診結果から把握)								単位	%
目標・実績	目標値	85	達成年度	29 年度	27年度	81.5	28年度	81.8	29年度	84.9
平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	毎年着実に増加しており、ほぼ達成と評価できる。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	「歯科口腔保健の推進に関する法律」では、健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康は基礎的かつ重要な役割を果たしており、歯科疾患の予防に向けた取り組みが必要と明記されており、さらに、歯科口腔保健に関する正しい知識の普及啓発や定期的な歯科健診の勧奨等について、自治体の責務を明確にしている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	「歯科口腔保健の推進に関する法律」では、QOLの維持に欠かせない歯科口腔の健康に関する正しい知識の普及啓発等について、自治体の責務を明確にしていることから、受益者の負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成29年度近畿地区府県・政令市歯科保健主管課長会議の資料によると、近畿圏の政令市・中核市14自治体すべてで、歯と口腔の健康週間等の時期に歯の健康表彰や啓発事業を実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	既に尼崎市歯科医師会に委託済みである。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状				●		将来的に市民一人一人の責任で、自ら歯や口腔の健康づくりに取り組めるように、歯科保健に関する普及啓発を行うのは行政の役割である。
将来像				○		

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	・歯と口の衛生週間事業は、平成27年度から、天候による集客の増減や炎天下での実施による健康に配慮し、屋内（中小企業ｾﾝﾀｰ）での実施に切り替えたことで参加者も増えており定着しつつある。 ・いい歯の日については、歯の表彰をすることで『8020運動』の啓発効果を高めている。また講演会では認知症や全身疾患との歯科の関係を取り上げるなど毎回テーマを変えて啓発を行っている。平成29年度は口腔がんをテーマ行ったが、あまり知られていない病気であり普及啓発の効果があった。 ・口腔衛生研修会事業は、昨年は研修場所である「歯科医師会館」の建て替えにより、一定数の参加者を収容できる場所の確保ができず開催回数は減少したが、平成29年度は新会館での実施が可能となり、実施回数及び参加者が増加している。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	歯と口の衛生週間事業等は、歯科口腔保健に関する法律及び厚生労働省の通知により全国的に実施されている啓発事業であり、自治体の責務も明記されているため、今後も全国的に歯や口腔に対する健康意識が高まる時期（6月と11月）に合わせて事業を展開していく。 口腔衛生研修会事業は、高齢者人口の増により要介護者も増加しており、介護専門職に対し実践的な口腔ケア研修の開催に力を入れていく。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	保健所等事業費	4E1K	
根拠法令	統計法、健康増進法、地域保健法、医療法等		
個別計画	—		
事業開始年度	—		

事業分類	法定事業（裁量含む）
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	10 保健所費
目	05 保健所費

施策	10 健康支援
展開方向	10-1 健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。
行政の取組	10-1-2 団体、事業者とともに進める健康環境づくりの推進

局	健康福祉局	課	保健企画課、健康増進課	所属長名	高橋　卓広、森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	統計法及び健康増進法に基づき各種統計調査を実施しているほか、地域保健法に基づき保健所運営協議会を、また医療法に基づき医療安全推進協議会を開催している。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	国民の生活状況や身体、生活習慣の状況等を明らかにし、各種施策に向けた基礎資料を得る。保健所運営協議会、医療安全推進協議会を開催し、適切な保健医療施策の推進を図る。
事業概要	（統計調査）国民生活基礎調査、国民健康・栄養調査等の実施 （各種協議会）保健所運営協議会、医療安全推進協議会の開催
実施内容	（統計調査） ○国民生活基礎調査（中核市事務） ＜対象＞246世帯　うち調査協力164世帯 ＜内容＞世帯状況、生活実態、年金加入状況等の調査 ○国民健康・栄養調査 ＜対象＞21世帯47名　うち調査協力5世帯11名 ＜内容＞身体状況、栄養摂取状況及び生活習慣の調査　等 （各種協議会） ○保健所運営協議会・・・全市域の公衆衛生及び保健所の運営に関する事項を協議する。 委員数15人 ○医療安全推進協議会・・・本市の医療安全の推進について必要な事項を協議する。 委員数4人

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		1,481	734	687	
	報償費	139	227	126	調査世帯手当等
	旅費	63	45	117	調査説明会等
	需用費	407	239	329	調査用消耗品、謝礼品
	委託料	440	8	50	検査委託料
	使用料及び賃借料	432	215	65	会場使用料、体組成計賃借料等
人件費　B		15,659	8,633	10,287	
	職員人工数	1.47	1.05	1.32	
	職員人件費	10,756	7,506	9,207	
	嘱託等人件費	4,903	1,127	1,080	委員報酬、調査員手当等
合計　C（A+B）		17,140	9,367	10,974	
Cの財源内訳	国庫支出金	3,126	3,340	4,040	衛生統計調査委託金等
	県支出金				
	市債				
	その他	14	12	22	保健所実習生受入収入
	一般財源	14,000	6,015	6,912	

③事業成果の点検

評価指標	国民生活基礎調査における調査票回収率（成果指標の設定が困難であるため、直近大規模調査年（平成28年）の国全体の回収率を活動指標として設定）								単位	%
目標・実績	目標値	77.6	達成年度	毎　年度	27年度	70.1	28年度	65.1	29年度	66.7
平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	目標値に対する達成率は86%であり概ね達成できている。しかし、ワンルームのオートロックマンションが立地する調査地区では回収率が低くなっており、目標値には届かなかった。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	統計調査は法定事務である。 保健所運営協議会は地域保健法、医療安全推進協議会は医療法の規定に基づき設置するものである。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	事業の性質上、上記のとおり受益者負担になじまない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	統計調査は法定事務であり、各自治体で実施されている。 保健所運営協議会及び医療安全推進協議会は保健所を設置する自治体において概ね設置されている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	国民健康・栄養調査における血液検査のみ検査の精度管理の観点から委託を行っている。それ以外の調査等については、法に基づき市がすべて直接実施すべき業務である。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状					●	法定事務等であり、市が行うべき事務である。
	将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	統計調査については、適切な事務処理ができており、国の厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料等を得ることにつながっている。各種協議会の開催については、その目的に沿った役割が果たせるよう運営されている。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	統計調査については、引き続き法令に従って適切な事務処理に取り組むほか、調査協力を得られるように努めていく。各種協議会の開催については、その設置目的に沿った役割を果たせるよう会議運営に努める。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	施設維持管理事業費	4E1A	
根拠法令	地域保健法、尼崎市保健所及び保健センターの設置及び管理に関する条例		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和23年度		

事業分類	施設管理運営
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	10 保健所費
目	05 保健所費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-1 健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。				
行政の取組	10-1-2 団体、事業者とともに進める健康環境づくりの推進				
局	健康福祉局	課	保健企画課、健康増進課、生活衛生課、北部地域保健課、南部地域保健課、企画管理課	所属長名	高橋卓広、森田幸子、西村邦子、石井智鶴、堀池香、北村幸司

①事業概要

事業実施趣旨	保健所、保健センター、各支所地域保健担当（平成29年12月まで）及び南北保健福祉センター地域保健課（平成30年1月から）各施設の適切な維持管理を行う。
対象（誰を・何を）	保健所、保健センター、各支所地域保健担当（平成29年12月まで）及び南北保健福祉センター地域保健課（平成30年1月から）
求める成果（どのような状態にしたいか）	来所者が快適に施設を利用できるよう、安全性及び衛生面を確保し、市民に対する保健サービスを向上させる。
事業概要	保健所、保健センター、各支所地域保健担当（平成29年12月まで）及び南北保健福祉センター地域保健課（平成30年1月から）各施設の適切な維持管理を行う。
実施内容	1　施設概要 ［保健所・保健センター（平成29年12月まで）］ ①竣工年　平成12年（七松町1丁目3－1－502フェスタ立花南館5階部分） ②構造等　鉄骨鉄筋コンクリート造27階建 延床面積　66,635.35㎡ 敷地面積　9,646.37㎡ ③管理　直営管理 ［地域保健担当（平成29年12月まで］ ・各支所（中央・小田・大庄・立花・武庫・園田）に設置 ［地域保健課（平成30年1月から）］ ・南北保健福祉センターに設置 2　事業内容 保健所、保健センター、各支所地域保健担当（平成29年12月まで）及び南北保健福祉センター地域保健課（平成30年1月から）各施設の適切な維持管理 ・庁舎管理、庁舎修繕、光熱水費・電話料・各種委託料等の支払等

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		51,179	49,725	60,417	
	需用費	12,841	11,798	15,177	光熱水費、庁舎修繕料等
	役務費	4,642	4,044	3,466	電話代等
	委託料	13,923	13,766	14,244	警備、設備保守等
	負担金補助及び交付金	15,074	15,074	15,075	庁舎管理費・修繕積立金等
	その他	4,699	5,043	12,455	旅費、複写機使用料等
人件費 B		4,399	4,136	2,537	
	職員人工数	0.55	0.52	0.32	
	職員人件費	4,399	4,136	2,537	
	嘱託等人件費				
合計 C（A+B）		55,578	53,861	62,954	
Cの財源内訳	国庫支出金	488	649	727	
	県支出金	481	406	406	
	市債				
	その他	19,435	19,583	19,667	営業許可手数料等
	一般財源	35,174	33,223	42,154	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	地域いきいき健康プランあまがさき策定事業費	4E1M	
根拠法令	健康増進法		
個別計画	第2次地域いきいき健康プランあまがさき		
事業開始年度	平成28年度		

事業分類	その他
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	10 保健所費
目	05 保健所費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-1 健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。				
行政の取組	10-1-2 団体、事業者とともに進める健康環境づくりの推進				
局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	高橋　卓広

①事業概要

事業実施趣旨	「地域いきいき健康プランあまがさき」の次期計画（第3次）を策定する。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	「地域いきいき健康プランあまがさき」の次期計画を策定し、「市民が、健康で安全に安心して地域で暮らし続けること」を目指す地域保健活動の方向性を示す。
事業概要	「地域いきいき健康プランあまがさき」の次期計画を策定する。
実施内容	【取組内容】 平成28年6月～平成30年2月 次期計画の策定に向け「「いきいき健康プランあまがさき庁内推進会議」を設置して協議を行った。 （庁内推進会議　7回、保健部会　10回、計画策定ワーキング　11回　開催） 【経過】 ・平成28年11月 本市における地域保健に関する重要な事項を調査審議する「地域保健問題審議会」に次期計画の策定について諮問 ・平成30年3月 「地域保健問題審議会」から次期計画（案）の答申 「第3次地域いきいき健康プランあまがさき（平成30～34年度）」を策定。

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		1,216	2,422	0	
	需用費	6	3		消耗品費
	委託料	1,210	2,419		業務委託料
					※平成29年度で終了
人件費 B		3,279	3,818	0	
	職員人工数	0.41	0.48		
	職員人件費	3,279	3,818		
	嘱託等人件費				
合計 C（A+B）		4,495	6,240	0	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	4,495	6,240	0	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	感染症対策事業費	411A
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価・無)	
事業開始年度	平成11年度	

事業分類	法定事業（裁量含む）
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	10 感染症対策費

施策	10 健康支援
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。
行政の取組	10-2-1 感染症の発生予防及びまん延防止対策の推進

局	健康福祉局	課	疾病対策課	所属長名	針谷　健二

①事業概要

事業実施趣旨	医療の進歩や衛生水準の向上により、多くの感染症を克服してきたが、国際化の進展や新たな感染症の出現などにより、今なお、本市に脅威を与えている。このような状況を踏まえ、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。
対象（誰を・何を）	市民等
求める成果（どのような状態にしたいか）	感染症の患者等の人権を尊重しつつ感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって本市公衆衛生の向上及び増進を図る。
事業概要	感染症法に基づき、病原体に汚染された場所の消毒等の防疫活動を行うとともに、発生動向調査に基づく積極的疫学調査及び病原体検査を実施することで、感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る。
実施内容	1　感染症の発生動向について、市内医療機関からの全数（主に1～4類）及び定点（主に5類）報告により疫学調査を実施するとともに、病原体分離検査等の情報を収集し、国・県へ報告する。 　平成29年度定点医療機関数：21医療機関 2　健康危機管理における機能強化 　①麻しん等発生対応従事職員にかかる抗体検査の実施 　②季節性インフルエンザ等病原体検査の実施（衛生研究所での実施ができない検査は、兵庫県立生活科学研究所等に依頼）：季節性インフルエンザ17検体、日本紅斑熱等4検体 　③感染症にかかる知識・技術の習得：「感染症危機管理研修会」への参加等 3　感染症情報の発信 　尼崎市内における感染症の発生状況を集約し、週に1度、感染症発生動向調査として市のホームページに掲載する。 4　感染症に関する正しい知識の普及を目的とした健康教育（感染症教室）の開催：11回、参加者277名 5　同法第37条に基づく入院医療に要する費用及び17条に基づく患者と接触した者に対する検査費用の公費負担を行う。

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		3,729	4,365	11,321	
	報償費	1,221	1,242	1,454	医療機関からの報告への謝礼
	需用費	1,369	1,904	2,265	感染症検査用資材
	役務費	1,019	1,134	7,202	感染症発生動向調査に係る検査料
	備品購入費	39	0	0	感染症対策に係る備品
	その他	81	85	400	感染症消毒業務委託
人件費　B		33,305	29,530	19,263	
	職員人工数	4.05	3.72	2.43	
	職員人件費	32,212	29,530	19,263	
	嘱託等人件費	1,093	0	0	
合計　C（A+B）		37,034	33,895	30,584	
Cの財源内訳	国庫支出金	3,491	4,323	5,638	保健事業費負担金
	県支出金				（負担率 1/2・3/4）
	市債				
	その他				
	一般財源	33,543	29,572	24,946	

③事業成果の点検

評価指標	（発生動向調査）5類感染症（全数把握対象疾患）の発生状況								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	58	28年度	85	29年度	88
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	例年、5類感染症（全数把握対象疾患）は50件前後で推移していたが、平成28年度に梅毒等の発生件数が増加し、平成29年度も同様の発生状況である。今後は感染予防に係る正しい知識の普及促進等に努めることにより、発生件数の更なる減少を目指す。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定受託事務のため必須である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	受益者に対して負担を求めることは適当でない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	感染症法に基づき、都道府県、政令市及び保健所設置市が実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	感染症法第64条及び第65条の2の規定により、実施主体は本市と定められている。
委託等の可能性	■ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 　□ 委託等の余地有 　□ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状					●	行政の責任において実施する必要がある。
	将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	感染症の発生動向について正確に把握し、発生動向を集約して毎週市のホームページに掲載することで、タイムリーに情報発信ができている。また、感染症発生時には速やかに疫学調査を実施しており、1～3類における集団感染症はここ数年発生しておらず、感染症のまん延防止を図ることができている。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	感染症のまん延防止に向け、尼崎市における感染症情報を的確に把握し、情報の提供内容等を充実させることで、市民への注意喚起を行う。 また、国内外における感染症の発生動向に注意するとともに、これまで経験のない新たな感染症の発生に迅速かつ的確に対応するためにも、各担当者の知識・技術の向上を図る。 平成30年度は、消防局救急隊員を対象にエボラ出血熱対策を想定したPPE着脱訓練等を行う。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	特定感染症検査等事業費	411K	
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価：有)		
事業開始年度	平成5年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	10 感染症対策費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-1 感染症の発生予防及びまん延防止対策の推進				
局	健康福祉局	課	疾病対策課	所属長名	針谷　健二

①事業概要

事業実施趣旨	エイズ及びウイルス性肝炎に関し、知識の普及啓発を図るなどの予防対策を講じるとともに、感染の不安がある者に対し、無料での相談業務や血液検査を実施し、感染の早期発見・早期治療を図る。また、性感染症に不安がある者に対しての血液検査及び相談業務を実施する。
対象（誰を・何を）	市民など（本検査の受検を希望する者など。）
求める成果（どのような状態にしたいか）	「特定感染症検査等事業実施要綱」に定める感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するとともに、治療が必要な者が医療機関を受診し、早期治療につながることができる。
事業概要	健康教育、広報等を通じた特定感染症に関する正しい知識の普及、特定感染症の予防に係る人材の育成及び資質の向上を図るとともに、患者等の人権を尊重しながら、特定感染症の感染者、患者や感染不安を持つ者が良質かつ適切な検査を受けられるよう事業を実施する。
実施内容	1　啓発用リーフレットの配布（平成29年度実績） ①　エイズ対策：街頭キャンペーン及び講習会開催時に配布／1回、1,000部配布 ②　肝炎対策：街頭キャンペーン／1回、1,000部配布 2　エイズの啓発講演会の開催：1回（小中高教員他）、参加者53名 3　エイズ対策業務に従事する職員研修への参加：参加者1名、2日間 4　肝炎講演会の開催：1回、参加者19名 5　肝炎対策協議会の開催：1回 6　検査、健康相談及び保健指導

	HIV検査	HIV相談	肝炎検査	肝炎相談	梅毒	ｸﾗﾐｼﾞｱ	淋菌	緊急肝炎	風しん
平成27年度	357	1437	243	803	140	114	88	8	226
平成28年度	371	1037	291	703	182	134	104	1	222
平成29年度	444	1055	335	832	276	181	132	4	150

※緊急肝炎ウイルス検査は市内医療機関で実施、他は保健所で実施。
※風しん抗体検査は平成27年度から実施。

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		1,342	1,683	3,356	
	報償費	87	136	348	肝炎対策業議会委員への報償費等
	需用費	5	28	1,020	エイズ等啓発用リーフレット等
	役務費	377	442	582	抗体検査手数料
	委託料	825	988	1,260	肝炎抗体検査委託料
	その他	48	89	146	国立保健医療科学院への職員派遣
人件費　B		24,002	11,510	10,985	
	職員人工数	2.45	0.99	0.57	
	職員人件費	19,595	7,874	4,518	
	嘱託等人件費	4,407	3,636	6,467	
合計　C（A+B）		25,344	13,193	14,341	
Cの財源内訳	国庫支出金	4,820	5,160	7,102	特定感染症検査等事業費
	県支出金				（補助率1/2）
	市債				
	その他				
	一般財源	20,524	8,033	7,239	

③事業成果の点検

評価指標	感染症法に基づくHIV検査の受検者件数								単位	件
目標・実績	目標値	500	達成年度	29　年度	27年度	357	28年度	371	29年度	444
平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	受検者数は増加したものの、目標値には達しなかった。 HIV感染を防ぐには、早期発見・早期治療を目的とした検査、相談等の支援、また予防啓発などの対策が必要であり、引き続き受診勧奨を図る。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	エイズなどの特定感染症に関する正しい知識の普及、人材の育成及び資質の向上を図ることでいわれのない差別や偏見をなくすとともに、特定感染症のまん延を防止する。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	本事業は市が関与してエイズ及びウイルス性肝炎等の特定感染症の早期発見を図るものであり、受益者負担を求めることは適当でない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	感染症法及び肝炎対策基本法に基づき、都道府県、政令市及び保健所設置市が実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	特定感染症事業は、ウイルス感染の有無を検査するだけが目的ではなく、検査前の事前相談や検査後の保健指導が主たる事業であることから、これらを一体となって行うことができる保健所で実施することが望ましい。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	保健指導を主とする事業であることから、市が行うべき業務である。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	保健所における過去5年間の相談件数や、それに伴う検査数は一定数を維持している。 平成14年度から5年毎に実施している尼崎市健康づくりアンケート調査では、中・高校生の性感染症認知度が徐々に下がっているため、正しい知識の普及啓発に向けて、若年者を中心に引き続き啓発活動に取り組む必要がある。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	講演会及びキャンペーンは本来の啓発の対象とする若年層により情報が届くように、引き続き関係課等と連携を図るとともに市内大学・専門学校等とも連携して取り組む。また、長期的な視点で、より専門的な知識と経験を有する人材を育成していく。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	予防接種事業費	421A	
根拠法令	予防接種法		
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（評価：有）		
事業開始年度	昭和44年度		

事業分類	法定事業（裁量含む）
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	15 予防接種費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-1 感染症の発生予防及びまん延防止対策の推進				
局	健康福祉局	課	南部保健福祉センター地域保健課	所属長名	堀池　香

①事業概要

事業実施趣旨	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与することを目的とする。
対象（誰を・何を）	予防接種対象の市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	予防接種を行うことにより人から人に伝染する疾病の発生及びまん延を予防するとともに、罹患した場合の症状の軽減を図る。
事業概要	A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、都道府県知事の指示を受け、期日又は期間を指定して、予防接種を実施する。 また、予防接種の接種勧奨については、各種乳幼児健診における健康教育などの場において実施している。
実施内容	○定期予防接種の接種率（平成29年度） ・A類定期予防接種（乳幼児） 四種混合 101.0 %　Hib感染症 100.2 % 不活化ポリオ 5.4 %　小児の肺炎球菌感染症 100.5 % 二種混合 54.9 %　ヒトパピローマウイルス感染症 0.2 % 日本脳炎 101.2 %　B型肝炎 100.7 % 水痘 82.9 %　BCG（結核） 102.8 % 麻しん・風しん混合 94.9 %（1期） 90.7 %（2期） ※ BCGは平成29年12月まで集団接種、他は個別接種（医療機関）により実施 ・B類定期予防接種（高齢者） インフルエンザ 44.5 %　高齢者の肺炎球菌感染症 38.1 % ○定期予防接種市外接種者への償還払い　※平成27年度から開始 市外の医療機関で定期接種を受け自己負担額が発生した場合、その費用の一部又は全額を還付。 平成29年度償還払申請件数567件　（申請の人数141人）

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		982,394	1,013,380	1,070,170	
	需用費	450,097	448,921	475,995	定期接種使用ワクチン等消耗品費
	委託料	525,095	556,567	590,076	市医師会への定期接種委託料
	報償費	3,952	3,112	0	BCG集団接種医師等執務謝礼
	扶助費	3,164	4,744	4,099	A類市外定期接種者助成費用
	その他	86	36	0	
人件費 B		27,755	19,757	17,134	
	職員人工数	2.36	1.84	1.46	
	職員人件費	18,618	14,606	11,573	
	嘱託等人件費	9,137	5,151	5,561	
合計 C（A+B）		1,010,149	1,033,137	1,087,304	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	1,010,149	1,033,137	1,087,304	

③事業成果の点検

評価指標	麻しん及び風しんに関する特定感染症予防指針」においての、麻しん及び風しん予防接種の目標接種率。									単位	%
目標・実績	目標値	95	達成年度	― 年度	27年度	1期 94.3 2期 89.3	28年度	1期 99.8 2期 89.0	29年度	1期94.9 2期90.7	
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 ■ やや達成できず □ 下回った	1期は1歳に、2期は小学校就学前の一年間に接種するが、例年2期接種率が伸び悩むため、平成25年度より未接種者への個別勧奨を行っている。今回2期の接種率は若干上がっており、個別勧奨の回数増の成果は一定評価できるものの、1期・2期ともに目標値を達成することができなかった。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	定期接種は法令の規定により、市町村長が行うこととされている事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有 □ 無	B類定期接種である、高齢者のインフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌感染症について、一部自己負担を求めている。
見直しの必要性	■ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	A類定期接種は全国的にほぼ無料で実施している。しかし、B類定期接種については全国的に自己負担額を求めている。その費用についても、阪神間他都市内は同一金額となっている。 また、兵庫県医師会の推奨する「広域的予防接種事業」については、県内における未加入自治体が尼崎市を含めた3自治体のみとなっている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	平成30年1月からBCG（結核）を個別接種とし、定期接種は全て尼崎市医師会に委託している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 □ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E
	現状					●
	将来像					○

内容	定期接種は法定受託事務であり、行政が主体的に進めていく事業である。

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	A類定期接種は概ね一定の接種率を確保しているため、今後も市報・ホームページ、学校園を通じてのパンフレットの配布する。また、今後もパンプレットの内容、回数、時期等を工夫し、市民へ広く周知することで、接種率の維持を図る。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	兵庫県医師会が進める「広域的予防接種事業」について、引き続き検討を行うこととし、今後予定されている任意予防接種の定期接種化については、国の動向を注視する。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	結核対策事業費	431B	
根拠法令	感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき（評価：無）		
事業開始年度	昭和26年度		

事業分類	法定事業（裁量含む）
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	20 結核予防費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-1 感染症の発生予防及びまん延防止対策の推進				
局	健康福祉局	課	疾病対策課	所属長名	針谷　健二

①事業概要

事業実施趣旨	結核は医療の進歩などにより、克服されつつあるものの、WHOが定める再興感染症という新たな形で、今なお、市民に脅威を与えており、迅速かつ適確な対応が求められている。
対象（誰を・何を）	結核患者のうち医療を必要とする者および管理検診が必要な者、結核患者の接触者で保健所長が必要と認める者、65歳以上の市民（除外者有）およびハイリスク者、結核に関わる医療従事者等の関係者。
求める成果（どのような状態にしたいか）	結核患者を早期に発見し、確実に治癒に導くことで結核のまん延を防止するとともに、多剤耐性結核の出現を防止し、本市の公衆衛生の向上及び増進を図る。
事業概要	結核患者が早期に適正な医療を受けられるよう必要な措置を講じ、DOTS（服薬支援）および治療後の管理検診を行い、結核のまん延を防止する。また、市民や医療機関等に対して結核の知識の普及啓発を行い、予防と早期発見、早期治療を促進する。平成29年度より、住民結核予防事業費、結核対策特別促進事業費（左記事業のみ事業開始平成9年度）、結核管理検診事業費を統合した。
実施内容	1 住民結核定期健康診断：65歳以上の市民（感染症法第53条の2第1項の対象者（就学者・就労者・施設入所者を除く））に胸部X線検査を、ハイリスク者に胸部X線検査を集団で実施する。 2 結核患者の接触者に対する健康診断の実施：感染症法第15条に基く疫学調査により、保健所長が必要と認める者に対し、同法第17条に基づく結核接触者健康診断を保健所で実施する。 3 結核定期健康診断補助金［中核市］：感染症法第60条第1項に基き、結核定期健康診断を実施する。学校及び施設（国、県及び市が設置するものを除く。）の設置者に対し、その経費の2/3を補助する。 4 結核予防普及・啓発事業：結核に対する正しい知識の普及を図り、市民の結核に対する関心を高め、早期受診・早期発見に繋げる。（啓発ポスター掲示、啓発パンフレットの配布等） 5 DOTS事業の促進：結核患者に対し、治療終了まで継続的なDOTS（服薬支援）を行うことで、治療からの脱落を防止し、確実に治癒に導くとともに、多剤耐性結核菌の出現を予防する。 また、市内医療機関等への啓発・指導を目的とした研修会を実施。（平成29年度：1回、参加者79名） 6 結核研究所等への派遣研修等：結核対策事業に従事する職員を（財）結核予防会結核研究所等に派遣し、新たな知見の習得を図る。（平成29年度実績：派遣人数2名、日数8日間） 7 管理検診事業：治療終了者等である結核患者の経過観察のため胸部X線検査・喀痰検査を実施。 ［参考］結核罹患率（人口10万人対）尼崎市16.2（H29暫定）、国13.9（H28）、兵庫県15.3（H28）

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	5,723	5,753	8,154	
需用費	432	419	637	健康診断に係る経費、DOTS事業等消耗品費
委託料	2,110	1,793	3,147	結核精密検査委託料、管理検診医師会委託料等
負担金補助及び交付金	1,939	2,040	2,056	結核定期健康診断費補助金
報償費	948	844	1,638	DOTS事業報償費
その他	294	657	676	DOTS会場使用料、DOTS研修会旅費
人件費 B	36,605	35,333	49,765	
職員人工数	4.04	3.81	5.68	
職員人件費	31,592	30,305	45,025	
嘱託等人件費	5,013	5,028	4,740	
合計 C（A+B）	42,328	41,086	57,919	
Cの財源内訳 国庫支出金	2,632	4,712	3,260	保健事業費負担金（補助率1/2）
県支出金				結核対策特別促進事業費補助金（補助率10/10）
市債				
その他				
一般財源	39,696	36,374	54,659	

③事業成果の点検

評価指標	結核罹患率（人口10万人対の新規登録結核患者の割合）の低下								単位	%
目標・実績	目標値	22	達成年度	29 年度	27年度	23.8	28年度	23.2	29年度	16.2
平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	結核の発病及びまん延防止のため住民結核定期健康診断（ハイリスク者含む）及び接触者健康診断の実施するとともに、治療の完遂のためDOTS（服薬支援）を実施した。また、高齢者結核の早期発見のため施設等への啓発を実施した。今後も、更に罹患率を低下させるため、継続して取り組む必要がある。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定受託事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	市が支弁する事業のため、受益者に対して負担を求めない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成29年の本市の結核罹患率（人口10万人対の患者数）は暫定16.2であるが、前年の国13.9、兵庫県15.3の率と比べ、やや高い水準である。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	・住民結核定期健康診断は、健診業者に委託済み。 ・接触者健診は、結核患者の感染性や接触状況を踏まえ、健診結果を総合的に判断する必要があるため、現状では保健所で行う。 ・管理検診は、一部を医師会に委託済み。 ・DOTS事業は、他都市において一部、薬局等を活用している事例があるが、確実に治癒に結び付ける上で課題もあり、引き続き研究する。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	行政の責任において実施する必要がある。
将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	結核の発病及びまん延防止のため住民結核定期健康診断（ハイリスク者含む）及び接触者健康診断を実施し、結核患者及び結核感染者の早期発見に努めた。また、DOTS（服薬支援）を実施した事で、患者自身の結核治療への意識を向上させ、治療完遂に導く事ができた。また、高齢者結核の早期発見のため施設等への啓発を実施した事で、新登録患者の割合が高い年齢層の市民やその市民に関わる家族、介護者、医療関係者等への結核の普及啓発を行う事ができた。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	結核患者にDOTS事業として保健師等による服薬支援を行う事で治療を完遂に導く。また、結核医療を必要としないと認められてから2年（条件により3年）以内の者に対し管理検診を行い、再発を早期に発見する。さらに、高齢者や生活保護受給者など発症リスクの高い集団に対し、定期的な検診や発病が疑われる場合の医療機関への速やかな受診について広く啓発を行なっていくことで結核の早期発見・早期治療を図り、罹患率の低下に努める。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	肝炎ウイルス検診事業費	448B	
根拠法令	健康増進法		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価・有)		
事業開始年度	平成15年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-1 感染症の発生予防及びまん延防止対策の推進				
局	健康福祉局	課	疾病対策課	所属長名	針谷　健二

①事業概要

事業実施趣旨	全国の肝炎患者は、B型肝炎が約140万人、C型肝炎は約200万人と推定されるなか、肝炎の慢性化や肝硬変、肝がんといった重篤な疾病への進展を防止するため、肝炎ウイルスの検診及び保健指導を行い、肝炎の早期発見・早期治療を目指す。
対象（誰を・何を）	40歳以上の市民で肝炎ウイルス検診未受診の者
求める成果（どのような状態にしたいか）	肝炎ウイルスの感染を早期に発見し、早期治療につなげるために肝炎ウイルス検診を実施するとともに、未受診者への働きかけを行う。また、市民に対する肝炎ウイルス検診の重要性などの意識啓発に努め、健康管理意識の向上と健康の保持増進を図る。
事業概要	肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、市民自らが肝炎ウイルス感染の状況を認識することで、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図る。
実施内容	＜実施場所＞　保健所（巡回検診）、ハーティ21、カーム尼崎及び市内医療機関 ＜実施方法＞　・C型肝炎ウイルス検査（HCV抗体検査） 必要に応じてHCV抗原検査及びHCV核酸増幅検査 ・B型肝炎ウイルス検査（HBs抗原検査） ・検診結果が陽性であった者に対し、精密検査の受診勧奨等のフォローを行う。 ＜自己負担金＞ 600円 ※生活保護受給者及び非課税世帯は無料 ○個別勧奨通知事業　事業開始年度：平成23年度 ＜対象者＞ 40歳、50歳、60歳、70歳の年齢に達した肝炎ウイルス検診未受診者 ＜自己負担金＞ 40歳のみ無料、50・60・70歳は600円

＜検診件数＞ 肝炎ウイルス検診　（人）

	医療機関	保健所	巡回	ハーティ	カーム尼崎	計	C型肝炎陽性者	B型肝炎陽性者
H29	851	695	924	140	186	2,796	6	16

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		8,645	10,604	16,113	
	報償費	1,404	1,403	1,416	保健所受診時の採血業務従事者
	需用費	906	1,801	2,778	受診案内通知等
	委託料	6,334	7,398	11,915	肝炎ウイルス検診委託料
	負担金補助及び交付金	1	2	4	償還払い返還金
	その他	0	0	0	
人件費 B		17,634	19,206	11,382	
	職員人工数	1.44	1.23	0.57	
	職員人件費	11,517	9,783	4,518	
	嘱託等人件費	6,117	9,423	6,864	
合計 C（A+B）		26,279	29,810	27,495	
C の財源内訳	国庫支出金				
	県支出金	7,380	5,988	11,776	肝炎ウイルス検診事業は、健康増進事業費補助金として実施（補助率：健診事業費2/3、自己負担額10/10）
	市債				
	その他				
	一般財源	18,899	23,822	15,719	

③事業成果の点検

評価指標	健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診総受診者数								単位	人
目標・実績	目標値	45,000	達成年度	29 年度	27年度	54,447	28年度	56,884	29年度	59,680

平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	平成23年度から5年間、40歳以降5歳刻みで無料券による個別受診勧奨を行ったところ受診者数が増加し、目標値を達成した。しかしながら、早期発見に向けた未受診者の検診受診は重要であり、平成28年度及び平成29年度は、40歳の未受診者を対象に無料券配付、また50、60、70歳の未受診者には個別での受診勧奨を行ったが、受診者数は減少している。

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	国は肝炎対策基本法に基づき、「すべての国民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受けるための体制を整備する」ことを肝炎対策基本指針に盛り込んだ。地方公共団体は国と連携を図りつつ、その地域に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされている。 また、平成28年度の受診者の内、C型肝炎ウイルスの陽性率は0.2%（全国平均0.8%～1.1%）、B型肝炎ウイルス陽性率は0.6%（全国平均0.9%～1.1%）となっており、陽性者が一定数判明するため、今後も肝炎ウイルス検診の実施は必要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有 □ 無	自己負担額は、平成10年度まで実施されていた国の補助基準額に準拠しており、平成27年度までは医療報酬点数を根拠としていた。平成28年度からは自己負担額の見直しにより、40歳以上の者に600円とした。生活保護受給者及び非課税世帯に属する者はこれまでどおり、申請により無料とする。
見直しの必要性	■ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	健康増進法に基づき各市とも実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	肝炎ウイルス検診の受診機会をより多く提供するために保健所及び巡回検診で実施する以外に尼崎市医師会、ハーティ21及びカーム尼崎へ委託している。市内医療機関では土曜日や夜間などを含めた診療時間に実施しており、ハーティ21では土、日曜日にも肝炎ウイルス検診を実施している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状					●	肝炎ウイルス検診の実施については専門性が必要であるため協働にはなじまないが、肝炎ウイルス検診の必要性や受診勧奨についての啓発は市民との協働が必要と思われる。
	将来像				○		

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	ウイルス性肝炎は、感染時期が明確でないことや自覚症状がないことが多く、適切な時期に治療を受ける機会を逃す可能性や、自覚症状がないことで感染源となりうる可能性があるが、肝炎治療の進歩に伴い、早期発見が感染の拡大防止及び肝がんへの進行抑制につながることから、引き続き、肝炎ウイルス検診の実施及び未受診者への受診勧奨を行っていく。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	ウイルス性肝炎の早期発見が感染拡大及び肝がんへの進行抑制につながることから、個別勧奨通知の対象年齢の拡充に向けて検討する。 また、検診で陽性と判定された者に限らず、その周囲の人々に対してもウイルス性肝炎に対する理解を得られるようフォローアップ体制や担当職員の資質向上を図っていく。

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	狂犬病予防対策事業費	471A	
根拠法令	狂犬病予防法		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和25年度		

事業分類	法定事業（裁量含む）
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	40 動物愛護センター費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-1 感染症の発生予防及びまん延防止対策の推進				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	西村　邦子

①事業概要

事業実施趣旨	犬の登録管理と狂犬病予防接種により、狂犬病の発生を予防し、そのまん延防止を図っている。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
事業概要	犬の登録（原簿管理を含む）と狂犬病予防注射済票の交付
実施内容	1　犬の登録（原簿管理を含む）と狂犬病予防注射済票の交付を行う。 ・新規登録申請件数　1,193件 ・鑑札再交付申請件数　13件 ・転入転出届出件数　579件 ・死亡届出件数　841件 ・注射済票交付申請件数　12,127件 ・注射済票交付再交付申請件数　10件 2　犬の登録と狂犬病予防注射の接種率向上のための普及啓発を行う。 ・次年度の狂犬病予防注射の個別案内通知の送付　約13,000通 ・未注射犬の飼い主に対する個別再通知の送付　約1,800通 ・市報あまがさきによる広報　年2回 ・協働推進員による啓発文書の回覧　年2回

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		2,383	2,307	2,679	
	需用費	617	612	849	犬の登録申請書等
	委託料	1,763	1,691	1,825	犬の鑑札等交付事務委託
	使用料及び賃借料	3	4	5	学校使用料
人件費　B		5,439	5,568	5,549	
	職員人工数	0.68	0.70	0.70	
	職員人件費	5,439	5,568	5,549	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		7,822	7,875	8,228	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	2,383	2,307	2,679	狂犬病予防等手数料
	一般財源	5,439	5,568	5,549	

③事業成果の点検

評価指標	狂犬病予防注射継続接種率の向上（犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付に係る法定事業であり、適正な成果指標の設定は困難なため、注射継続接種率を設定）								単位	%
目標・実績	目標値	95	達成年度	34 年度	27年度	95	28年度	97	29年度	95
平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	平成29年度は95%であり、目標は達成されている。今後も獣医師会等と連携を図りながら接種継続率の向上に向けた取り組みを推進していきたい。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例に基づき、犬の登録手数料等を徴収している。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	外部委託が可能である犬の登録と注射済票の交付に関する業務は、既に尼崎市開業獣医会に業務委託している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状				●		尼崎市開業獣医師会と行政による連携が既に図られている。
	将来像				○		

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	国内では昭和31年を最後に人による狂犬病の発生がないことから、市民の狂犬病に対する認識は薄れつつあるが、万一の場合に備え、市内の開業獣医師会とも連携を図りながら、現在の取り組みを維持していく。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	新規及び転出入届が提出されていないケースによる未登録犬も多いことから、今後とも、引き続き、届出等の必要性に対する啓発に取り組む。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	そ族昆虫駆除事業費	481A	
根拠法令	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和26年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	45 そ族昆虫駆除費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-1 感染症の発生予防及びまん延防止対策の推進				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	西村　邦子

①事業概要

事業実施趣旨	蚊等の昆虫、ねずみによる感染症の予防を図ること及びユスリ蚊等の不快害虫駆除の対策による快適な生活環境を守る。また、環境への影響を考えた上で、薬剤散布の必要性を考慮しながら、ボウフラ等を駆逐してくれるメダカなどの生息する自然環境の復元を目指す。
対象（誰を・何を）	市民、事業者
求める成果（どのような状態にしたいか）	感染症の媒体となるそ族昆虫（ねずみ、蚊、ハエ）等の衛生動物・衛生害虫及びユスリ蚊等の不快害虫の発生源に薬剤を散布し、感染症の予防並びに生活環境の向上を目的とする。
事業概要	4月～11月の期間は、市内の発生源となる水路、河川等を巡回し、害虫の生息状況調査及び駆除を行う。12月以降は発生源調査や、ねずみ駆除について地区活動として市内の5人以上のグループに殺そ剤の配布を行う。
実施内容	

蚊・はえ・ユスリカ幼虫駆除使用薬剤散布量

薬剤名	乳剤 スミチオン10%（ℓ）	乳剤 レナトップ（ℓ）	粒剤 スミラブ（kg）	粒剤 ハイカプシン（kg）	液剤 アルトシッド（ℓ）	液剤 ベクトバック（ℓ）
平成25年度	635	—	—	79	1560	460
平成26年度	685	—	—	100	1500	510
平成27年度	572	—	—	70.31	1770	480
平成28年度	—	540	8.66	0.15	4220	1382
平成29年度	—	492	7.21	0.72	7328	2259

地域ぐるみの駆除指導世帯及び薬剤使用量

	平成29年度
ワルファリン系薬剤使用量（kg）	0.14
指導世帯数	7

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	9,053	9,032	10,316	
需用費	246	225	659	殺そ剤等の購入費
委託料	8,640	8,640	9,504	そ族昆虫駆除業務の委託料
使用料及び賃借料	167	167	153	車両の賃借料
人件費 B	3,359	3,341	3,329	
職員人工数	0.42	0.42	0.42	
職員人件費	3,359	3,341	3,329	
嘱託等人件費				
合計 C（A+B）	12,412	12,373	13,645	
C の財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	12,412	12,373	13,645	

③事業成果の点検

評価指標	衛生害虫・不快害虫等の苦情相談件数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	45	28年度	43	29年度	54
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	衛生害虫・不快害虫（蚊・ハエ・ユスリ蚊等）については、市内の発生源となる公共の水路、河川等の巡回調査及び必要箇所への薬剤散布を行っている。ねずみ駆除については、駆除薬を市内の5人以上のグループへの配布を行っている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	蚊、ハエ、ねずみによる感染症予防を図り、ユスリ蚊等の不快害虫の駆除により快適な生活を守るために必要であり、市民の快適な生活を送るために有効な手段である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	主に公共域への薬剤散布等による感染症の予防並びに生活環境の向上を図っているため、行政が負担すべきものである。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣市（宝塚市）においても同様に委託事業として実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	薬剤散布については委託済みである。その他については、利便性等を考慮し、委託等の余地はないものである。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状				●		業者と協働で行う事業である。
将来像				○		

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	年間気温の変動により蚊の発生状況が大きく変わるため、一律に比較することは難しいが、市民が快適な生活を送るため、コストの削減等を取り組みながら持続することが望ましい。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	より環境影響の少ない薬剤への転換を図り、魚等を増やすことにより蚊の発生自体を抑える取組も進めている。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	予防接種事故医療費負担金	421K	
根拠法令	予防接種法		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和51年度		

事業分類	法定事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	15 予防接種費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-1 感染症の発生予防及びまん延防止対策の推進				
局	健康福祉局	課	南部保健福祉センター地域保健課	所属長名	堀池　香

①事業概要

事業実施趣旨	定期予防接種により健康被害を受けた者を救済する。
対象（誰を・何を）	定期予防接種により健康被害を受けた者
求める成果（どのような状態にしたいか）	対象者の通院状況等を的確に把握し、適正な給付に努める。
事業概要	医療費・医療手当・障害年金の支給を行う。
実施内容	予防接種法の規定による定期又は臨時の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合、それが予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定した時に給付される医療費等の負担金、救済措置の給付の請求（申請）は、本人又は家族が行い、「尼崎市予防接種健康被害調査委員会」を経て、厚生労働大臣が「疾病・障害認定審査会」での意見を聴き、認定される。 1　尼崎市予防接種健康被害調査委員会の開催：1回、委員7名 2　給付内容 (1)［医療費］予防接種による健康被害の治療にかかる費用（健康保険給付分を除く）の実費補償として支給するもの。診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、病院又は診療所への収容、看護、移送に要する費用の額を限度とする。 (2)［医療手当（月額）］医療費を受けている者に対する入・通院等にかかる諸経費として支給するもの。 ①通院3日以上…36,400円　②通院3日未満…34,400円　③入院8日以上…36,400円 ④入院8日未満…34,400円　同一月入通院…36,400円 (3)［障害年金（年額）］障害の状態にある18歳以上の者に対して、障害の程度に応じて支給するもの。 （18歳未満の者の養育者に対しても、別に障害児養育年金がある。） ○A類疾病の場合　①1級…4,981,200円　②2級…3,985,200円　③3級…2,989,200円

②事業費　（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A	3,387	4,544	3,396	
使用料及び賃借料	0	0	3	健康被害調査委員会会場借上料
負担金補助及び交付金	3,387	4,544	3,393	予防接種健康被害に対する医療費等
人件費　B	2,079	2,386	2,166	
職員人工数	0.26	0.30	0.26	
職員人件費	2,079	2,386	2,061	
嘱託等人件費	0	0	105	
合計　C（A+B）	5,466	6,930	5,562	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金	2,539	3,409	2,624	予防接種費補助金（補助率3/4）
市債				
その他				
一般財源	2,927	3,521	2,938	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	結核医療事業費	4321	
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和26年度		

事業分類	法定事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	20 結核予防費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-1 感染症の発生予防及びまん延防止対策の推進				
局	健康福祉局	課	疾病対策課	所属長名	針谷　健二

①事業概要

事業実施趣旨	結核は医療の進歩などにより克服されつつあるものの、WHOが定める再興感染症という新たな形で、今なお市民に脅威を与えており、迅速かつ適確な対応が求められている。
対象（誰を・何を）	1　結核入院患者（感染症法第37条） 2　結核通院患者（感染症法第37条の2） 3　結核に罹り医師が長期の入院が必要と認めた児童（児童福祉法第20条）
求める成果（どのような状態にしたいか）	結核患者に対する入院及び通院医療費の公費負担を行い、結核患者に適正な医療を提供することによって、結核のまん延を防止し、もって本市公衆衛生の向上を図る。
事業概要	「感染症の診査に関する協議会」が適正であると認めた結核患者に対して、入院医療に要する費用を公費負担する（感染症法第37条）とともに、厚生労働省令で定める通院医療を受けるために必要な費用の一部を公費負担する（感染症法第37条の2）。また、結核に罹り医師が長期の入院が必要と認めた児童に対して療育の給付を行う（児童福祉法第20条）。
実施内容	1　感染症法第19条、第20条（第26条で読み替え）に基づき入院勧告又は入院措置を実施した場合に、同法37条に基づき入院医療に要する費用を公費負担する。 (1)公費で負担する医療 ①診察、②薬剤又は治療材料の支給、③医学的処置、手術及びその他の治療 ④病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (2)　患者等の負担額 患者等の所得税額が147万円を超える場合は、月に2万円の自己負担が発生する。 2　感染症法第37条の2に基づき、結核の医療に要する費用を一部負担する。 （厚生労働省令で定める医療） ①化学療法(抗結核薬の支給)、②外科的療法、③骨関節結核の装具療法 ④上記医療に必要な検査、処置その他治療等 3　児童福祉法第20条に基づき療育の給付を行う。 (1)　対象者 結核にかかり長期の入院が必要な18歳未満の児童 (2)　給付内容 医療費、学習に必要な物品及び療養生活に必要な物品 ［参考］結核患者罹患率（人口10万人対の患者数）尼崎市16.2（H29）国13.9（H28）兵庫県15.3（H28）

②事業費　（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A	33,320	36,099	35,560	29年度に結核入院医療事業費と統合
委託料	65	54	80	診療報酬診査支払事務費
扶助費	33,255	36,045	35,480	結核患者の入院及び通院医療費
人件費　B	13,076	2,943	2,457	
職員人工数	1.86	0.37	0.31	
職員人件費	13,076	2,943	2,457	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計　C（A+B）	46,396	39,042	38,017	
Cの財源内訳　国庫支出金	31,274	25,604	25,861	結核予防費負担金（負担率3/4、1/2）
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	15,122	13,438	12,156	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	施設維持管理事業費	471K	
根拠法令	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	平成10年度		

事業分類	施設管理運営
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	40 動物愛護センター費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-1 感染症の発生予防及びまん延防止対策の推進				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	西村　邦子

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市動物愛護センターは、兵庫県動物愛護センター内に設置されており、施設の維持管理に係る経費を兵庫県に支出している。
対象（誰を・何を）	動物愛護センター
求める成果（どのような状態にしたいか）	適正に動物愛護センターの維持管理を行うことで、犬・猫の収容に適した施設環境を保つ。
事業概要	動物の愛護及び管理に関する業務を執行するための活動拠点となる動物愛護センターの維持管理を適正に行う。
実施内容	1　施設概要については、以下のとおりである。 場　所　　尼崎市西昆陽4丁目1番1号 建物概要　　市管理棟　267.18㎡、車庫倉庫棟　49.65㎡ 土　地　　県から借用 動物の搬送・処分業務（兵庫県に委託） 2 協定に基づき、次の経費を兵庫県に支払う。 ・電気使用料、上下水道使用料（2か月に一度） ・共用部分の消耗品費（年に一度） ・施設管理、エレベーター等保守点検、警備保障、電動シャッター保守点検費用（年に一度） ・土地使用料（年に一度） ・動物の搬送・処分費用（年に一度） 3 ガス使用料を支払う（月に一度）。 4 動物収容室に設置した大型換気脱臭装置の活性炭フィルターを交換する（年に一度）。

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		3,335	3,345	4,407	
	需用費	726	701	841	光熱水費
	役務費	123	122	150	通話料
	委託料	518	553	1,324	換気脱臭装置の点検・交換等
	使用料及び賃借料	1,378	1,378	1,449	土地建物使用料等
	負担金補助及び交付金	590	591	643	清掃・警備・保守点検等の負担金
人件費　B		1,520	1,511	1,506	
	職員人工数	0.19	0.19	0.19	
	職員人件費	1,520	1,511	1,506	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		4,855	4,856	5,913	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	4,855	4,856	5,913	

（このページは白紙です）

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	難病対策事業費	4441	
根拠法令	難病特別対策推進事業実施要綱		
個別計画	—		
事業開始年度	平成5年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-2 健康回復や療養のための支援等				
局	健康福祉局	課	疾病対策課	所属長名	針谷　健二

①事業概要

事業実施趣旨	原因不明で治療方法が確立されていない病気は、一般に難病と言われ治療も長期にわたり、かつ後遺症を残すことも少なくない。難病患者やその家族は日々身体的、精神的不安を抱えている。相談会や講演会の実施により、難病患者及びその家族の不安を軽減することを目的とする。
対象（誰を・何を）	難病患者及びその家族
求める成果（どのような状態にしたいか）	不安を抱える難病患者の身体的・精神的負担の軽減を図る。
事業概要	難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、講演会や相談会、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行う。
実施内容	難病患者講演会、相談会、交流会、全体講演会の開催 平成29年度実績　難病相談会・交流会、相談件数

開催日	場所	疾病名	参加者数
9月10日	すこやかプラザ 尼崎市保健所	もやもや病・ベーチェット病・網膜色素変性症等	37
10月1日	すこやかプラザ 尼崎市保健所	自己免疫性肝炎・ウイルス性肝炎・リウマチ病・小児心臓病・腎炎ネフローゼ	70
11月5日	すこやかプラザ 尼崎市保健所	パーキンソン病・神経系疾患・潰瘍性大腸炎・ヘモフィリア	60
11月26日	中小企業センター	講演会	59
12月10日	すこやかプラザ 尼崎市保健所	膠原病・腎臓病	41
2月18日	すこやかプラザ	講演会	63
通　年	電話相談	当事者による電話相談等件数	40

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		1,365	1,442	1,636	
	需用費	281	307	282	封筒等購入費及び浄書代
	委託料	1,015	1,135	1,174	相談会等の事業実施委託
					（尼崎市難病団体連絡協議会へ委託）
	その他	69		180	
人件費　B		22,419	23,432	21,918	
	職員人工数	2.23	2.94	2.06	
	職員人件費	17,836	21,022	16,330	
	嘱託等人件費	4,583	2,410	5,588	
合計　C（A+B）		23,784	24,874	23,554	
Cの財源内訳	国庫支出金	523	743	818	難病特別対策推進事業費補助金
	県支出金				（補助率1/2）
	市債				
	その他				
	一般財源	23,261	24,131	22,736	

③事業成果の点検

評価指標	難病相談会・交流会活動参加者等実績 （成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	人
目標・実績	目標値	380	達成年度	—　年度	27年度	394	28年度	411	29年度	370
平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	委託先と連携し、広報に努めたほか、防災関連のシンポジウムや、当事者による電話相談、相談会に取り組んだ結果、参加者等実績は目標値を下回ったものの概ね達成することができた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	原因不明で治療方法が確立されていない難病を抱える患者及び家族の身体的、精神的負担軽減を図るための支援の一つとして、病気への理解を深め、相互に励まし合うための相談会や交流会の開催は必要である。 相談会や交流会を通じて難病を抱える患者及び家族の疾病や療養上の注意点等への理解を深め、参加者相互の交流により身体的、精神的負担軽減に貢献している。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	本事業は、市が関与して難病患者等の不安や負担感を軽減するものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	難病相談会の実施については、県下中核市（西宮市・姫路市）と比較したところ、概ね同水準である。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	難病医療相談会及び交流会の実施等については、尼崎市難病団体連絡協議会に委託済みである。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状		●				関連団体等が主体となって事業は実施するが、難病対策を推進するためには行政の関わりは欠かせない。
将来像		○				

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	難病患者及びその家族の身体的・精神的負担軽減は必要であり、参加者等実績が減少したものの、電話相談件数は微増していることから、今後も関係団体と行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携して取り組まなければならない重要な課題である。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	平成27年1月に、難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、対象疾病が拡大されたが、平成29年4月及び平成30年4月に、さらに対象疾病が追加され、現在331疾病となっている。 難病患者当事者や関係機関による相談及び交流会等については、実施内容や周知方法について当事者団体と継続して意見交換を行うことで、当事者の方々が参加しやすい内容となるよう取り組んでいく。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	小児慢性特定疾病対策事業費	444F	
根拠法令	児童福祉法		
個別計画	—		
事業開始年度	平成18年度		

事業分類	法定事業（裁量含む）
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-2 健康回復や療養のための支援等				
局	健康福祉局	課	疾病対策課	所属長名	針谷　健二

①事業概要

事業実施趣旨	医療技術の高度化に伴い、早期発見・治療が進んでいる中で、小児慢性特定疾病の治療にかかる医療費は高額であり、医療費助成による患者家庭の支援が必要である。
対象（誰を・何を）	厚生労働大臣が定める慢性疾病に罹患している18歳未満の児童（引き続き治療が必要な場合は20歳まで）で、当該疾病の状態の程度が厚生労働大臣が基準告示により定める程度である市民。
求める成果（どのような状態にしたいか）	小児慢性特定疾病児童に対し、医療費の一部及び日常生活用具を公費負担することで、保護者の経済的負担の軽減を図る。また、相談事業及び自立支援員の設置により、児童の健康の保持増進及び自立促進を図る。
事業概要	児童福祉法第19条の2の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾病（平成30年4月から対象疾病は16疾患群、756疾病）の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行う。
実施内容	1　小児慢性特定疾病医療費支給事業(平成21年度～) 子どもの慢性特定疾病のうち、国が指定した疾病の治療に係る医療費の一部を公費で負担し、保護者の負担軽減を図る。公費負担にあたっては、小児慢性特定疾病審査会を設置し、審査の結果、医療受給者証を交付する。 給付実人数　403人　　給付延件数　5,007件 2　小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（平成27年度～） (1)　相談支援事業 小児慢性特定疾病児童等とその家族について、適切な療養の確保、必要な情報の提供等の便宜を図ることで、児童等の健康の保持増進及び自立の促進を図る。 (2)　自立支援員設置事業 小児慢性特定疾病児童等自立支援員を設置し、各種支援策の利用計画の作成、関係機関との連絡調整等を実施することにより、自立・就労の円滑化を図る。 3　小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業（平成18年度～） 小児慢性特定疾病児童に対して、電気式たん吸引器など日常生活用具を給付する。

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		125,140	141,230	140,266	
	扶助費	119,258	135,245	133,409	医療費及び日常生活用具
	需用費	255	303	506	医療受給者証等
	委託費	4,751	4,803	5,354	レセプトデータ入力等
	使用料及び賃借料	876	879	903	システムリース料及び会場費
	その他			94	
人件費　B		14,485	13,533	12,870	
	職員人工数	1.79	1.72	1.95	
	職員人件費	14,316	13,533	12,870	
	嘱託等人件費	169	0	0	
合計　C（A+B）		139,625	154,763	153,136	
Cの財源内訳	国庫支出金	60,681	73,488	70,216	小児慢性特定疾病医療費負担金
	県支出金				小児慢性特定疾病児童等
	市債				自立支援事業費負担金
	その他				小児慢性特定疾病対策国庫補助金
	一般財源	78,944	81,275	82,920	（国1/2）

③事業成果の点検

評価指標	医療の給付実人数 （医療の給付に係る法定事業であり、適切な成果指標の設定は困難）								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	366	28年度	379	29年度	403
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	市報やホームページ等による広報に引き続き努めた。平成27年の法改正により、対象疾病が増加したこともあり、給付人数は増加傾向にある。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	小児慢性特定疾病医療費支給事業及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業については、法定事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	児童福祉法に基づき、市民税に応じた自己負担限度額を設定している。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業については、近隣中核市とも、本市同様、国と同じ基準で実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	医療費の給付請求データ登録作業、診療報酬支払事務、自立支援員設置業務については、すでに民間へ委託している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状					●	行政の責任において実施する必要がある。
	将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	児童福祉法に基づき、慢性疾病で長期治療に係る高額な医療費の一部を助成することは子育て家庭の経済的、精神的な負担の軽減となっている。今後も児童等の健全な育成を図るため、事業の継続は必要である。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	子育て家庭の経済的な負担軽減を推進するためにも引き続き、適正な給付を行う。また、児童の健康の保持増進及び自立の促進を図る目的から、自立支援事業について一層の周知を図っていく。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	健康相談事業費	444K	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和63年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-2 健康回復や療養のための支援等				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	岡西　勝義

①事業概要

事業実施趣旨	昭和63年の「公害健康被害補償法」の改正により、第一種指定地域（大気系）の解除に伴い、健康被害予防事業として地域における人口集団を対象として慢性閉塞性肺疾患（呼吸器疾患）の予防や同疾患からの回復を目的に実施している。一般成人対象は保健所健診事業に併設して実施している。
対象（誰を・何を）	乳幼児・一般成人
求める成果（どのような状態にしたいか）	地域住民を対象としてぜん息等に関する相談及び指導を行うことにより、当該疾患の予防並びに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持及び増進に関する知識の普及及び意識の向上を図る。
事業概要	(乳幼児)3か月児から6歳児の保護者で子供の呼吸器疾患に不安を持つ保護者に対し、集団での医師の講話及び保健師・管理栄養士の個別面談を行う。 (一般成人)呼吸器疾患に不安のある相談者に対し、日常生活での疑問、不安に答える。また、必要により医療機関を紹介し受診を勧奨する。平成27年度からＣＯＰＤ(慢性閉塞肺疾患)予防のための相談事業を実施している。
実施内容	(乳幼児) 保健所で実施　　6回シリーズ1回　計6回 平成27年度　71人　　平成28年度　79人　　平成29年度　76人 アレルギー除去食講習会　保健所、6地域保健担当及び南北保健福祉センターで実施　　計38回 平成27年度　811人　　平成28年度　672人　　平成29年度　693人 スタッフ　医師・保健師・管理栄養士 (一般成人) 保健所及び所外で実施　毎週1回及び臨時　　計57回 平成27年度　207人　　平成28年度　224人　　平成29年度　127人 スタッフ　医師・保健師・看護師

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	(参考) 30年度予算	備考
事業費　A		2,890	2,727	3,046	
	報償費	2,342	2,358	2,459	医師報酬等
	需用費	479	270	509	材料費等
	役務費	14	14	19	
	使用料及び賃借料	55	53	59	
	備品購入費		32	0	
人件費　B		3,575	4,876	4,270	
	職員人工数	0.40	0.62	0.53	
	職員人件費	3,186	4,784	3,992	
	嘱託等人件費	389	92	278	
合計　C (A+B)		6,465	7,603	7,316	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	2,999	2,819	3,139	公害健康被害補償給付費等収入
	一般財源	3,466	4,784	4,177	

③事業成果の点検

評価指標	事業参加者数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)								単位	人
目標・実績	目標値	800	達成年度	— 年度	27年度	1,089	28年度	975	29年度	896
平成29年度の目標に対する達成状況	■ (概ね) 達成 □ やや達成できず □ 下回った	毎年一定の事業参加者数を確保できている。慢性閉塞性肺疾患（呼吸器疾患）の予防並びに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持及び増進に関する知識の普及及び意識の向上が図れているといえる。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	地域住民を対象としてぜん息等呼吸器疾患に関する相談及び指導を行うことにより、当該疾患の予防並びに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持及び増進に関する知識普及及び意識の向上を図るため必要である。 また、呼吸器疾患への不安を解消し、また早期に発見、治療することで健康の回復、保持及び増進が図られ、更に当該疾患の予防に有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	本事業は、慢性閉塞性肺疾患の予防や同疾患からの健康の回復を図るため、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害健康被害補償給付費等収入があり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害健康被害予防事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	健康相談は大気汚染による健康被害の予防の観点からも保健所、地域保健担当（平成30年1月から南北保健福祉センター）で実施すべきものである。保健所健診時に併設して実施している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状				●		行政主催の事業に市民が参加する。
	将来像				○		

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	本事業は、公害健康被害の補償等に関する法律に規定する大気汚染による健康被害の予防の観点からも実施が必要である。 （乳幼児）ぜん息・アレルギー予防という観点に特化し、既存事業の継続が必要である。 （成人）過去のたばこ消費による長期的な影響と急速な高齢化により近年増加傾向にある、慢性閉塞性肺疾患の予防に関する事業を継続し実施することが必要である。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	（乳幼児）ぜん息・アレルギー予防並びに子供の健やかな成長を支援するためにも、現行の事業を継続して実施する。 （成人）地域住民を対象とした慢性閉塞性肺疾患（呼吸器疾患）に関する相談及び指導、知識の普及に関する事業を実施する。 また、助成元である独立行政法人環境再生保全機構とも協議・相談を行い歳入の確保に努める。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	健康診査等事業費	445A	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和63年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-2 健康回復や療養のための支援等				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	岡西　勝義

①事業概要

事業実施趣旨	昭和63年の「公害健康被害補償法」の改正により、第一種指定地域（大気系）の解除に伴い、健康被害予防事業として地域における人口集団を対象として慢性閉塞性肺疾患(呼吸器疾患）の予防を目的とし、アレルギー素因のある者に対して指導を行う。更に3歳児健診において環境省が定める健康調査票を用い、回答を求めデータを集積し環境省へ報告を行っている。
対象（誰を・何を）	1歳6か月児健診、3歳児健診の来所者
求める成果（どのような状態にしたいか）	・乳幼児を対象として問診等を行い、気管支ぜん息の発症の未然防止を図る。 ・環境省が自治体に委託して行う質問票による健康調査を行いそのデータを集積し環境省へ報告する。（環境省において実施自治体のデータを分析し公表）
事業概要	(健康診査事業)地域保健担当（平成30年1月から南北保健福祉センター）において、1歳6か月児健診の来所者に問診を行い、アレルギー素因のある者に対して指導を行い、血液検査を勧奨する。 (環境保健サーベイランス事業)環境省が定める健康調査票を用い、6地域保健担当（平成30年1月から南北保健福祉センター）において実施する3歳児健診の来所者に回答を求める。
実施内容	(健康診査事業) 6地域保健担当で実施　9回(月1回)　計54回 南北部保健福祉センター3回（月4回～5回）　計14回 平成27年度　平成28年度　平成29年度 受診者数　3,526人　3,633人　3,504人 素因者数　811人　776人　683人 スタッフ　医師・保健師・栄養士 (環境保健サーベイランス事業) 6地域保健担当で実施　9回(月1回)　計54回 南北部保健福祉センター3回（月4回～5回）　計13回 平成27年度　平成28年度　平成29年度 対象者数　1,870人　1,800人　3,526人 回収数　1,608人　1,564人　3,120人

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	(参考) 30年度予算	備考
事業費 A		4,530	5,233	4,890	
	報償費	3,736	4,037	3,626	医師報酬等
	旅費	62	62	62	会議出席に係る交通費等
	需用費	721	1,118	1,184	消耗品等
	使用料及び賃借料	11	16	18	複写機使用料等
人件費 B		2,575	2,652	2,703	
	職員人工数	0.11	0.07	0.03	
	職員人件費	877	517	238	
	嘱託等人件費	1,698	2,135	2,465	
合計 C (A+B)		7,105	7,885	7,593	
Cの財源内訳	国庫支出金	2,628	3,692	3,739	環境保健サーベイランス調査委託金
	県支出金				（補助率10/10）
	市債				
	その他	3,600	3,491	3,116	公害健康被害補償給付費等収入
	一般財源	877	702	738	

③事業成果の点検

評価指標	アレルギー素因率及び環境保健サーベイランス事業健康調査票回収率(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)								単位	%
目標・実績	目標値	素因90.0% 回収90.0%	達成年度	— 年度	27年度	素因23.0% 回収89.8%	28年度	素因21.3% 回収86.8%	29年度	素因18.6% 回収88.4%
平成29年度の目標に対する達成状況	□ （概ね）達成 ■ やや達成できず □ 下回った	健康診査事業では、1歳6か月児の保護者への問診の結果、2割の者が何らかのアレルギー素因が認められた。ただし、この全てが呼吸器疾患（アレルギー疾患等）等を発症するものではない。環境保健サーベイランス事業では8割以上の回収率があり、環境省指定の方法でデータ入力を行い環境省に報告を行った。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	・健康診査事業 1歳6か月児の保護者に問診を行い、気管支ぜん息等発症防止のための適切な指導を行うことにより、当該疾患の発症の予防ができることから必要である。 ・環境保健サーベイランス事業 環境省が実施する環境保健サーベイランス・システム構築のための調査に協力することにより地域健康データの健康モニタリングを集積し、環境省において地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係を継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために協力することは必要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	本事業は、慢性閉塞性肺疾患の予防や、環境省が同疾患と大気汚染との関連を研究することを目的として行うものであり、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき公害健康被害補償給付費等収入、環境保健サーベイランス事業には、環境サーベイランス調査委託金があり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害健康被害予防事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	健康診査等事業は大気汚染による健康被害の予防の観点からも地域保健担当（平成30年1月から南北保健福祉センター）で実施すべきものである。なお、環境保健サーベイランス調査事業は環境省からの受託事業である。

協働の領域

	市民の領域 ⇔ 行政の領域				
	A	B	C	D	E
現状				●	
将来像				○	

内容：行政主催の事業に市民が参加する。

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	本事業は、公害健康被害の補償等に関する法律に規定する大気汚染による健康被害の予防の観点から、気管支ぜん息の発症予防を図るための事業であり、事業を継続して実施する。 環境保健サーベイランス調査事業は、環境省からの受託事業であり、今後も環境省指導により事業を継続して実施する。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	気管支ぜん息発症予防の観点から、幼児を対象として問診を行い、発症防止のための適切な指導を行うため、現行の事業を継続して実施する。 また、助成元である独立行政法人環境再生保全機構とも協議・相談を行い歳入の確保に努める。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	ぜん息児童水泳訓練事業費	4461	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	平成5年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-2 健康回復や療養のための支援等				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	岡西　勝義

①事業概要

事業実施趣旨	昭和63年の「公害健康被害補償法」の改正により、第一種指定地域（大気系）の解除に伴い、健康被害予防事業として地域における人口集団を対象として気管支ぜん息から回復を目的に実施する。
対象（誰を・何を）	市内の気管支ぜん息り患児童のうち、3歳から小学6年生を対象
求める成果（どのような状態にしたいか）	気管支ぜん息り患児童を対象として、当該疾患に関する療養上有効な水泳訓練を行うことにより、当該児童の健康の回復、保持及び増進を図ることを目的とする。
事業概要	市内の気管支ぜん息り患児童のうち、3歳から小学6年生を対象として当該疾病に関して療養上有効な水泳訓練を行い、当該児童の健康の回復、保持及び増進を図る。
実施内容	・実施時期　第1期(4月～7月)　第2期(8月～11月) 第3期(12月～3月) ・定員　未就学児　各期（20人　4クラス）年間 240人 就学児　各期（30人　3クラス）年間 270人 混合クラス各期（ 30人　1クラス）年間　90人 ・回数　各期　16回を基準 未就学児クラス　年間188回　延 3,760人 就学児クラス　年間141回　延 4,230人 混合クラス　年間47回　延1,410人 ・実施場所　市民健康開発センター・ハーティ21　屋内プール ・スタッフ　医師・看護師・水泳指導員・事務 ・実績　平成27年度　平成28年度　平成29年度 延 参加予定数　9,300人　9,350人　9,400人 延 参加人数　5,293人　5,692人　5,697人 参加率　56.9%　60.9%　60.6%

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		33,153	32,940	35,078	
	需用費	189	145	40	消耗品等
	役務費	952	899	1,175	主治医意見書料等
	委託料	32,005	31,892	33,858	水泳訓練事業業務委託
	使用料及び賃借料	7	4	5	複写機使用料等
人件費　B		2,240	3,329	1,573	
	職員人工数	0.20	0.40	0.14	
	職員人件費	1,586	3,142	1,110	
	嘱託等人件費	654	187	463	
合計　C（A+B）		35,393	36,269	36,651	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	33,153	32,940	35,078	公害健康被害補償給付費等収入
	一般財源	2,240	3,329	1,573	

③事業成果の点検

評価指標	参加人数（成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定）								単位	人
目標・実績	目標値	7,000	達成年度	毎　年度	27年度	5,293	28年度	5,692	29年度	5,697
平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	気管支ぜん息り患児童を対象とした事業であり、参加者からは好評を得ている。また、おおむね目標は達成している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	気管支ぜん息り患児童の健康の回復・保持及び増進のために当該疾患に関する療養上有効な水泳訓練を行うことは対象者の健康に必要かつ有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	本事業は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害健康被害補償給付費等収入があり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害健康被害予防事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	参加決定は市で行い、水泳教室運営は（財）尼崎健康・医療事業財団（健康開発センターハーティ21）に委託しており、これ以上の委託の余地はないものである。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状				●		行政主催の事業に市民が参加する。
	将来像				○		

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	本事業は、公害健康被害の補償等に関する法律に規定する大気汚染による健康被害の予防の観点から、気管支ぜん息り患児童の健康の回復、保持及び増進のため、継続実施が必要と考える。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	今後とも継続実施をする。実施方法等については、今後も水泳教室運営委託先（財）尼崎健康・医療事業財団（健康開発センターハーティ21）と協議し、水泳教室の充実を図る。また、助成元である独立行政法人環境再生保全機構とも協議・相談を行い歳入の確保に努める。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	精神保健事業費	4E3K
根拠法令	精神保健福祉法、地域保健法等	
個別計画	第3次地域いきいき健康プランあまがさき	
事業開始年度	—	

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	10 保健所費
目	05 保健所費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-2 健康回復や療養のための支援等				
局	健康福祉局	課	疾病対策課、北部保健福祉センター地域保健課、南部保健福祉センター地域保健課	所属長名	針谷　健二、石井　千鶴、堀池　香

①事業概要

事業実施趣旨	精神疾患を発症することで生じる生きづらさや様々な生活障害に対し、適切な支援を行うことで、本人及び家族の負担軽減を図る。
対象（誰を・何を）	市民（精神疾患をもつ者とその家族を含む）
求める成果（どのような状態にしたいか）	精神疾患をもつ者とその家族に対し、各種事業を行い社会復帰を促進するとともに、精神的な健康保持の増進を図る。自殺リスクのある市民が適切な相談窓口や医療につながり危機回避できる支援体制を構築する。
事業概要	精神的疾患の早期治療・早期対応のための啓発を行うとともに、疾病の再発・再燃防止及び社会復帰を図るための適切な日常生活の指導や支援を行う。
実施内容	(1)精神保健事業 ・精神障害者の社会復帰を目的として、適切な日常生活指導及び訓練・グループ活動を実施する（スポーツ、レクリエーション、調理実習、絵画、作品づくり、ミーティング等） ＜グループ活動実績＞平成28年度：256回　実110人、平成29年度：244回　実101人、 ・相談・啓発の実施（精神保健相談、精神障害者家族教室、講演会「こころの健康のつどい」等） ＜精神障害者家族教室実績＞平成28年度：56回　実99人、平成29年度：50回　実78人 (2)自殺対策強化事業 ・自殺対策に関わる職員及び医師・介護職等に対する情報提供、自殺に関係の深い精神疾患に関する専門相談の実施等。 ・一般市民に自殺予防及び自殺に関係の深いうつ病等精神疾患に関する知識の普及を図る。 (3)地域精神保健福祉対策強化事業 ・市長同意により医療保護入院した方へ早期に退院支援に向けた面会の実施。 ・当事者の立場から退院を促すピアサポーターを精神科病院に派遣。ピアサポーターの育成、支援者への研修を実施。

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		4,206	3,447	5,936	
	報償費	968	782	1,222	研修・講演会講師謝礼
	旅費	378	366	640	医療機関・研修用交通費
	需用費	741	495	973	精神保健グループ活動用消耗品
	委託料	2,000	1,700	2,700	地域移行委託事業
	その他	119	104	401	会場使用料・精神保健活動保険料
人件費　B		28,913	29,032	39,161	
	職員人工数	3.01	3.03	4.19	
	職員人件費	24,074	24,101	30,339	
	嘱託等人件費	4,839	4,931	8,822	
合計　C（A+B）		33,119	32,479	45,097	
Cの財源内訳	国庫支出金			1,200	地域移行地域定着（1/2）
	県支出金	917	496	1,026	自殺対策強化事業(1/2、2/3)
	市債				
	その他				
	一般財源	32,202	31,983	42,871	

③事業成果の点検

評価指標	精神障害者保健福祉手帳交付数及び自立支援医療精神通院の受給者数（法定事業であり適切な成果指標の設定は困難であり活動指標を設定する。）							単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	手帳4,101 医療7,122	28年度	手帳4,339 医療7,379	29年度	手帳4,678 医療7,806
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	各種福祉保健制度の拡充及び対象者の増加にともない申請・交付窓口業務が増加しているが適切・迅速に交付することができた。自殺対策については、ゲートキーパー育成の他思春期の取組として高校と連携し教員・生徒対象の研修の実施するなど取組を強化するとともに、自殺対策計画を策定した。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	自立支援医療（精神通院）・精神障害者保健福祉手帳の受給者・取得者は増加している。国において精神障害者の地域生活への移行を促進する施策が進められており、本市においても精神科病院に入院している入院患者（全国32万人、尼崎推計900人）の地域移行（退院促進）を行う必要がある。また措置入院患者に対しては入院当初から退院後も含めて継続的に支援していく必要がある。また、新たに策定した本市自殺対策計画に基づき、自殺対策事業を進めていく必要がある。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	自立支援医療での受診、福祉サービスの利用等で自己負担が発生しているものはあるが、行政の対応として行われている相談対応・当該事業では自己負担はとっていない。措置入院等強制力をともなう入院など公権力の行使にともなう場面もあり、受益者負担になじまないものが多い。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県内（神戸市を除く）において、自立支援医療（精神通院）の受給者数及び精神保健福祉手帳所持者数は県内で1番多くなっている。（平成29年度末自立支援医療7806人、精神保健福祉手帳所持者4678人） 自殺対策について本市ではゲートキーパーの役割が重要と考え、その養成のため、スキルアップ研修等対策に取り組んできた。西宮市でも同様にゲートキーパーの養成に取り組んでいる。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	相談業務の一部（福祉的な相談）については、障害者総合支援法上の相談支援事業所等に委託している。 自殺対策等、啓発事業については委託化の可能性について検討する。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	民間事業所が行っている活動と連携を図ったり、県が進めている障害者相談員活動への支援を通じて、当事者、家族ともつながりながら活動も行う。
現状				●		
将来像			○			

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	・障害者総合支援法による地域移行支援・地域定着支援の実施（平成24年改正）や、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成26年改正）による医療保護入院の見直し等により、新規入院患者への早期退院支援や長期入院患者への退院促進（地域移行）に向けたニーズが高まっており、患者の病院訪問（ニーズ調査）や、ピアサポーターの派遣を行い、退院支援について取り組んだ。 ・自殺対策強化事業では、啓発やゲートキーパーへの研修会等を実施し、研修会履行者は増加しているが、依然若年層による自殺がみられる状況である。そのため、学校教育現場での取組を進める必要があり、教員対象の研修や高校生等対象に衛生教育を行った。また自殺対策計画を策定したところである。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	・今後も新規入院患者の早期退院支援や長期入院患者の退院促進等の地域移行を促進するためニーズの把握に努める。医療機関や関係機関・事業所・行政間で連絡調整会議等を実施し、実際のケースに介入・支援を行いながら地域における連携体制の構築のあり方を検討していく。 ・自殺対策計画に基づき、ゲートキーパー研修の拡充や啓発資料の作成、自殺対策連絡会の開催等実施し、普及啓発や自殺防止を図る。

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	リハビリテーション事業費	Q11K	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	平成12年度		

事業分類	ソフト事業
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-2 健康回復や療養のための支援等				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	岡西　勝義

①事業概要

事業実施趣旨	公害健康被害の補償等に関する法律に規定する1泊2日のリハビリテーション事業を、尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体に事業委託することにより、尼崎市公害病認定患者の自主的な健康回復の促進と福祉の増進を図っている。団体に委託することにより事業内容はより患者のニーズに沿った事業が可能である
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者の自主的な健康回復の促進と福祉の増進を図る。
事業概要	尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体に法で定められているリハビリテーション事業のうち「1泊2日のリハビリテーション事業」を委託し実施している。
実施内容	・委託回数　1団体1回（2団体予定） ・対象団体　尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体であり、認定患者相互間で健康回復に係る事業を積極的に行っている団体 ・事業内容　空気清浄な宿泊施設を利用し、往復貸切りバスで移動。 医師の健康講話、理学療法士のリハビリ訓練その他排たん訓練等 ・スタッフ　医師、看護師、理学療法士、指導員 ・実　績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
募　集	80人	80人	60人
回　数	1回	1回	1回
参加者	41人	34人	29人

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		1,463	1,419	1,905	
	需用費	2	2	5	事務用品等
	役務費	215	191	276	主治医意見書料等
	委託料	1,246	1,226	1,624	リハビリテーション事業委託
人件費 B		663	447	0	
	職員人工数	0.01	0.01		
	職員人件費	116	80		
	嘱託等人件費	547	367		
合計 C（A+B）		2,126	1,866	1,905	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	2,010	1,786	1,905	公害保健福祉事業費収入等
	一般財源	116	80		

③事業成果の点検

評価指標	参加者数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)								単位	人
目標・実績	目標値	50	達成年度	毎　年度	27年度	41	28年度	34	29年度	29
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず ■ 下回った	平成29年度は29人が参加し、参加者の高齢化により、年々減少傾向にあるものの、1泊2日のリハビリテーション事業を尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体に委託し実施したことによって、公害病認定患者の健康の回復と福祉の増進を図ることができた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	尼崎市公害病認定患者においては高齢化が進みQOL（生活の質）、ADL（日常生活動作）の低下が顕著である。公害病認定患者が自主的に組織する団体に事業を委託することにより、より公害病認定患者のニーズに沿ったリハビリテーション事業が可能であり、高齢患者のQOL、ADLに関しても有効であることから必要である。（事業内容については、患者団体に実施計画書等の提出を求め、内容を確認し委託契約を行っている）

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	本事業は、尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」及び「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき、公害保健福祉事業費収入、尼崎市公害病認定患者救済事業基金で実施しており、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害健康被害予防事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体に委託し実施している。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状			●			実施方法、計画等は尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体に提出を求め、実施内容等が事業目的に合致するよう行政が関与している
将来像			○			

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	患者団体に委託することで患者のニーズをより把握することができ、事業に反映できているもので、今後も本事業を実施することにより、尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進に寄与する。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体であり認定患者相互間で健康回復に係る事業を積極的に行っていることから、今後とも継続実施をする。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	在宅酸素助成事業費	Q121	
根拠法令	尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例		
個別計画	—		
事業開始年度	平成12年度		

事業分類	補助金・助成金
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-2 健康回復や療養のための支援等				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	岡西　勝義

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市公害病認定患者（市内居住65歳以上　障害等級2級以上）で、医師の管理の下に在宅酸素療法を行っている者に対し酸素濃縮器の使用に係る費用の一部を助成する。酸素濃縮器等の医療機器により、より重篤であった公害病認定患者も自宅での療養が可能となっている。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者（市内居住65歳以上　障害等級2級以上）
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者当該患者（市内居住65歳以上　障害等級2級以上）の健康回復の促進と福祉の増進を図る。
事業概要	尼崎市公害病認定患者（市内居住65歳以上　障害等級2級以上）で、医師の管理の下に在宅酸素療法を行っている者に対し酸素濃縮器の使用に係る費用の一部を助成する。
実施内容	対象者　医師の管理の下酸素濃縮器を自宅に設置し在宅酸素療法を施行している者（市内居住65歳以上　障害等級2級以上） 助成額　月額　3,000円 助成方法　対象者から申請を受け、毎月の診療報酬明細書で在宅酸素療法施行を確認。3か月ごとに助成。ただし、診療報酬明細書で事実が確認できない場合は助成は差し止める。 利用実績　平成27年度　平成28年度　平成29年度 申請者数　87人　82人　80人 助成件数　985件　964件　893件

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A	2,904	2,685	3,185	
需用費	1	1	1	封筒等
役務費	11	5	16	事業案内郵送料
負担金補助及び交付金	2,892	2,679	3,168	酸素濃縮器にかかる費用の一部
人件費　B	221	224	264	
職員人工数		0.01	0.01	
職員人件費	39	40	79	
嘱託等人件費	182	184	185	
合計　C（A+B）	3,125	2,909	3,449	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	3,086	2,869	3,370	公害救済事業基金繰入金
一般財源	39	40	79	

③事業成果の点検

評価指標	助成件数(成果を検証するための実態の把握が困難なため指標を設定していない)								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	985	28年度	964	29年度	893
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	尼崎市公害病認定患者のうち65歳以上で障害等級2級以上を対象とする。医師の管理の下、在宅酸素療法を行うことにより、従前においては入院を余儀なくされていた公害病認定患者が自宅での療養が可能となるが、酸素濃縮器を設置することにより必要となる経費（電気料金）を助成することにより公害病認定患者の健康回復の促進及び福祉の増進を図ることができた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	尼崎市公害病認定患者のうち65歳以上で障害等級2級以上を対象とする。 医師の管理の下、在宅酸素療法を行うことにより、従前においては入院を余儀なくされていた公害病認定患者が自宅での療養が可能となるが、酸素濃縮器を設置することにより必要となる経費（電気料金）を助成することにより公害病認定患者の健康回復の促進及び福祉の増進を図るために必要かつ有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	—
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき実施しており、本市独自の事業である。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	行政が主体となって実施すべきものであるため、委託はできない。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	行政が主体となって実施すべきものである。
将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	医師の管理の下、在宅酸素療法を行なうことにより、従前においては入院を余儀なくされていた尼崎市公害病認定患者が自宅での療養が可能となるが、酸素濃縮器を設置することにより必要となる経費（電気料金）を助成し、公害病認定患者の健康回復の促進及び福祉の増進に有効であり、今後も継続した事業が必要である。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体であり認定患者相互間で健康回復に係る事業を積極的に行っていることから、今後とも継続実施をする。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	転地保養事業費	Q12A	
根拠法令	尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和53年度		

事業分類	補助金・助成金
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-2 健康回復や療養のための支援等				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	岡西　勝義

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市公害病認定患者（市内居住）に対し、転地保養事業を実施することにより、尼崎市公害病認定患者（市内居住）の健康回復の促進と福祉の増進を図る。今後も事業周知を行い、利用者の増を図る必要がある。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者（市内居住）
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者（市内居住）の健康回復の促進と福祉の増進を図る。
事業概要	尼崎市公害病認定患者（市内居住）に対し、転地保養事業を実施することにより、当該認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。
実施内容	市において、空気清浄地にある公共的宿泊施設等を中心に14箇所を指定し、尼崎市公害病認定患者（市内居住）が自身の保養のため当該指定施設を利用した際の必要経費の一部を助成する。また、当該認定患者が10人以上で指定施設以外の施設を利用して当該事業を行うときは事前に市長が承認する。 助成金（負担金）　宿泊の場合　1人につき7,500円 日帰りの場合　1人につき5,500円 ※平成27年度から対象者1人につき年1回を年2回までの助成とした。 ・利用実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日帰り	52件	51件	31件
宿　泊	27件	19件	26件
合　計	79件	70件	57件

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		423	366	760	
	負担金補助及び交付金	423	366	760	
人件費　B		439	133	264	
	職員人工数	0.05	0.01	0.01	
	職員人件費	439	40	79	
	嘱託等人件費		93	185	
合計　C（A+B）		862	499	1,024	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	423	366	945	公害救済事業基金繰入金
	一般財源	439	133	79	

③事業成果の点検

評価指標	利用者数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	79	28年度	70	29年度	57
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	尼崎市公害病認定患者（市内居住）が空気清浄地において、自然に親しみつつ静養することにより、健康回復の促進と福祉の増進を図ることができた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	尼崎市公害病認定患者（市内居住）において、参加型事業等に参加できない当該認定患者（就労者等）に対し、空気清浄地にある宿泊施設において自主的に保養した際の必要経費の一部を助成することにより、健康回復を図ることができる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	—
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき実施しており、本市独自の事業である。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	行政が主体となって実施すべきものであるため、委託はできない。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	行政が主体となって実施すべきものである。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	利用者件数が若干減少しているものの、必要経費の一部を助成することにより、健康回復への動機付けとなっていることから、今後も継続して実施した上で、利用促進を図る必要がある。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	尼崎市公害病認定患者（市内居住）において、健康回復への動機付けとなっていることから、今後とも継続実施とし、利用促進を図るため、引き続き指定施設の増を検討する。

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	短期滞在型療養事業	Q12B	
根拠法令	尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例		
個別計画	—		
事業開始年度	平成29年度		

事業分類	ソフト事業
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-2 健康回復や療養のための支援等				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	岡西　勝義

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市立「健康の家」の廃止（平成29年3月31日）に伴い、その代替事業として、尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例第5条第2項の保養に関する事業を継続実施する。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者の自主的な健康回復の促進と福祉の増進を図る。
事業概要	尼崎市公害病認定患者に対し、2泊3日の保養事業を実施することにより、当該認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。
実施内容	空気気清浄地にある宿泊施設において、2泊3日の保養事業を実施することにより、 公害病認定患者の健康の回復を図る。 ・利用形態 2泊3日（月曜日から水曜日または水曜日から金曜日） 年末年始、祝前日、その他繁忙期は除く ・利用方法 利用日の前月1日から予約を開始し、2週間前まで受付 利用回数は月1回まで ・送迎 マイクロバス（最寄駅） （自家用車及び公共交通機関可） ・参加実績（利用延べ人数）　平成29年度 119人

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		0	2,863	5,224	
	需用費		8	9	
	役務費		101	101	郵送料
	委託料		2,754	5,114	宿泊代相当
人件費 B		0	1,840	2,220	
	職員人工数		0.19	0.28	
	職員人件費		1,471	2,220	
	嘱託等人件費		369		
合計 C（A+B）		0	4,703	7,444	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他		2,863	5,224	公害救済事業基金繰入金
	一般財源	0	1,840	2,220	

③事業成果の点検

評価指標	参加者数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)								単位	人
目標・実績	目標値	240	達成年度	毎　年度	27年度	—	28年度	—	29年度	119
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず ■ 下回った	事業初年度は延べ119人の利用があった。目標値より下回ったものの、公害病認定患者を空気清浄地な自然環境において保養することで、健康回復の促進と福祉の増進を図ることができた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	健康の家の廃止に伴い、尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づく、患者の保養事業を継続する必要がある。同条例に基づき「健康の家」で実施していた保養事業を他宿泊施設で実施することにより、尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図ることが可能であり有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	本事業は、尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進のため、「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき、尼崎市公害病認定患者救済事業基金で実施しており、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき実施しており、本紙独自の事業である。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無 空気清浄地にある民間宿泊施設に委託契約し、事業を実施しており、これ以上の委託の余地はないものである。

協働の領域		市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
		A	B	C	D	E	
	現状				●		行政主体の事業に公害病認定患者が参加する。
	将来像				○		

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	呼吸器機能が低下している公害病認定患者において、健康回復の促進と保持を図るため、普段の生活環境と異なる空気清浄地での保養は必要であり、また、高齢患者のQOL（生活の質）の改善を図るために有効であることから、今後も継続して実施する。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	空気清浄地にある宿泊施設で保養することにより、当該患者の健康回復と福祉の増進を図ることができることから、今後も継続実施をする。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	家庭療養指導事業費	Q12C	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	平成29年度		

事業分類	ソフト事業
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-2 健康回復や療養のための支援等				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	岡西　勝義

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市立「健康の家」の廃止（平成29年3月31日）に伴い、その代替事業として、尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例第5条第1項の健康回復に関する事業を継続実施する。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者のうち65歳以上の市内居住者
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者の自主的な健康回復の促進と福祉の増進を図る。
事業概要	保健師または看護師が公害病認定患者の家庭を訪問し、療養指導等を行って、病気を自己管理して快適な生活が送れるように支援する。
実施内容	今後の更なる高齢化、独居者の増加による、事業ニーズの変化が見込まれるため、「健康の家」の廃止に伴う代替事業の一つとして、新たに、訪問型の家庭療養事業を実施する。保健師または看護師が公害病認定患者の家庭を訪問し、療養指導等を行って、病気を自己管理して快適な生活が送れるように支援する。 ・対象者 　年間1～2回 ・訪問方法 　保健師または看護師で各家庭を個別訪問 ・指導内容 　療養状況の把握(治療、服薬管理、ＡＤＬ)、健康相談 　制度の案内(救済事業、認定の更新、補償給付ほか) ・事業実績　　平成29年度 　対象者数　605人 　訪問延件数　471人

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	0	168	144	
旅費		1	10	
需用費		129	47	
役務費		38	87	
人件費 B	0	6,275	5,451	
職員人工数		0.15	0.06	
職員人件費		1,153	476	
嘱託等人件費		5,122	4,975	
合計 C（A+B）	0	6,443	5,595	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他		5,290	5,119	公害保健福祉事業費収入等
一般財源	0	1,153	476	

③事業成果の点検

評価指標	訪問件数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)								単位	件
目標・実績	目標値	1,000	達成年度	— 年度	27年度	—	28年度	—	29年度	471
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず ■ 下回った	尼崎市公害病認定患者のうち65歳以上の高齢者を対象に、保健師等の療養指導、健康相談、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく制度説明等を実施することとしており、平成29年度は対象者（65歳以上）のうち、在宅者については概ね訪問することができた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	公害病認定患者の高齢化、独居者が増加するなか、訪問療養指導を行うことで、個々の状況を把握することにより、他の制度（福祉・介護）等に繋げることができ、更には法に定められた各申請手続きをスムーズに行うことにより、申請漏れ等による不利益を防ぐことも可能であることから、その必要性、有効性は十分にある。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	本事業は、尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」及び「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき、公害保健福祉事業費収入、尼崎市公害病認定患者救済事業基金で実施しており、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害健康被害福祉事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	行政が主体となって実施すべきものであるため、委託はできない。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 　□ 委託等の余地有 　■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	行政が主体となってすべきものである。
将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	家庭訪問を実施し、疾病に関する知識の普及や日常生活の指導等を行い、健康回復・保持・増進を図ることができた。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	訪問療養指導を行うことで、健康回復の促進と福祉の増進が図られ、また法に定められた各申請手続きをスムーズに行うことにより、申請漏れ等による不利益を防ぐことも可能であることから、今後も継続実施をする。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	療養器具貸与事業費	Q131	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律、尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和53年度		

事業分類	ソフト事業
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-2 健康回復や療養のための支援等				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	岡西　勝義

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市公害病認定患者（市内居住）に対し、認定疾病の療養に必要な器具を貸与する。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者（市内居住）
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者に対し、認定疾病の療養に必要な器具を貸与することにより、健康回復の促進と福祉の増進を図る。
事業概要	空気清浄機、加湿器、吸入器の貸与を行う。
実施内容	公害健康被害の補償等に関する法律に規定される療養器具は以下のとおりである。 ・空気清浄機（特級又は1級）　平成27年度　平成28年度　平成29年度 貸出台数　1台　1台　1台 保管台数　0台　0台　0台 ・加湿器（特級又は1級）　平成27年度　平成28年度　平成29年度 貸出台数　2台　2台　2台 保管台数　10台　10台　10台 尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づき貸与を実施している療養器具は以下のとおりである。 ・吸入器（3級以上）　平成27年度　平成28年度　平成29年度 貸出台数　39台　40台　43台 保管台数　19台　14台　11台 合　計　58台　54台　54台

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		0	63	47	
	需用費			47	吸入器
	備品購入費		63		
人件費 B		439	132	476	
	職員人工数	0.05	0.01	0.06	
	職員人件費	439	40	476	
	嘱託等人件費		92		
合計 C（A+B）		439	195	523	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他		63	47	公害救済事業基金繰入金
	一般財源	439	132	476	

③事業成果の点検

評価指標	貸出件数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)								単位	台
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	39	28年度	40	29年度	43
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	尼崎市公害病認定患者（市内居住）に対し、医師の指導の下自宅での療養に必要な療養器具を貸与することにより健康の回復と福祉の増進を図ることができた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	尼崎市公害病認定患者（市内居住）のうち医師の指導の下、自宅での療養に必要な療養器具を貸与することにより健康の回復と福祉の増進を図っていることから、必要かつ有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	本事業は、尼崎市公害病認定患者（市内居住）の療養のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」及び「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき、公害保健福祉事業費収入、尼崎市公害病認定患者救済事業基金で実施しており、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害健康被害福祉事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	行政が主体となって実施すべきものであるため、委託はできない。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	行政が主体となってすべきものである。
将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	尼崎市公害病認定患者（市内居住）のうち医師の指導の下、自宅での療養に必要な療養器具を貸与することにより健康の回復と福祉の増進を図ることが必要であることから継続して実施する。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	尼崎市公害病認定患者（市内居住）に対し、医師の指導の下自宅での療養に必要な療養器具を貸与することにより健康の回復と福祉の増進を図っていることから、今後とも継続実施をする。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	呼吸器教室事業費	Q13K	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	平成12年度		

事業分類	ソフト事業
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-2 健康回復や療養のための支援等				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	岡西　勝義

①事業概要

事業実施趣旨	呼吸器疾患に関する知識の普及を図ることを目的に、月3回程度の呼吸器訓練等の教室を行っている。 参加者の増を図るため、より公害病認定患者が求める事業内容の工夫が必要である。そのために様々な内容の講師の選定が必要である。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者とその付添人
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。
事業概要	呼吸器疾患に関する知識の普及により、尼崎市公害病認定患者の健康の回復と療養生活の改善を図る。
実施内容	月2回、水曜日の午後、尼崎市立すこやかプラザ多目的ホールにおいて医師等の療養指導、音楽療法士による腹式呼吸等の訓練を行っている。 また、不定期であるが、患者団体等と相談し地域保健センター等に出向いて呼吸器教室を開催している。 ≪講師≫ 医師、理学療法士、音楽療法士、体育指導員、ヨガ講師等 ・実　績　　平成27年度　平成28年度　平成29年度 実施回数　40回　42回　35回 参 加 者　348人　280人　260人

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		564	497	689	
	報償費	338	277	350	医師報酬等
	需用費	36	35	73	事務用品等
	役務費	58	53	124	事業案内郵送料等
	使用料及び賃借料	132	132	142	施設使用料
人件費 B		2,424	1,768	2,034	
	職員人工数	0.14	0.13	0.14	
	職員人件費	1,148	1,034	1,110	
	嘱託等人件費	1,276	734	924	
合計 C（A+B）		2,988	2,265	2,723	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	1,840	1,231	1,613	公害保健福祉事業費収入等
	一般財源	1,148	1,034	1,110	

③事業成果の点検

評価指標	参加者数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	348	28年度	280	29年度	260
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	呼吸器機能が低下している尼崎市公害病認定患者が医師からの療養指導やヨガ講師のリラックス運動等の指導により呼吸器疾患の療養方法等を学び、また、音楽療法による腹式呼吸等の訓練を繰り返し行ったことにより呼吸器機能の改善が図れた。更に、平成22年度から地域に出向く出前講座を実施し、高齢患者等のQOL（生活の質）の向上を図ることができた。（出前講座アンケート、満足度良）								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	呼吸器機能が低下している尼崎市公害病認定患者にとって呼吸器疾患からの健康回復及び保持のため、長期的・連続的な呼吸器訓練を行う必要がある。また、地域に出向くことは、呼吸器疾患の健康回復・保持はもちろんのこと高齢患者等のQOL（生活の質）の向上を図ることも必要かつ有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	本事業は、尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」及び「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき、公害保健福祉事業費収入、尼崎市公害病認定患者救済事業基金で実施しており、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害健康被害予防事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体に委託し実施している。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状					●	行政が主体となって実施すべきものである。
	将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	患者団体に委託することで患者のニーズをより把握することができ、事業に反映できているもので、今後も本事業を実施することにより、尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進に寄与する。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	呼吸器機能が低下している公害病認定患者にとって呼吸器疾患からの健康回復及び保持のため、長期的・連続的な呼吸器訓練を行う必要がある。更に地域に出向くことによって呼吸器疾患の健康回復・保持はもちろんのこと高齢患者等のQOL（生活の質）の向上を図ることも有効であることから今後も継続して実施する。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	リフレッシュ事業費	Q13P	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	平成17年度		

事業分類	ソフト事業
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-2 健康回復や療養のための支援等				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	岡西　勝義

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市公害病認定患者（市内及び阪神間の居住者）に対し、健康講座・保健指導及び入浴等を実施している。現在、、気軽に日帰りで参加できるよう市内又は市周辺施設を利用しているが、今後は施設の選定、事業内容等の充実を図る必要がある。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者（市内及び阪神間の居住者）
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者（市内及び阪神間の居住者）の自主的な健康回復の促進と福祉の増進を図る。
事業概要	尼崎市公害病認定患者（市内及び阪神間の居住者）が気軽に日帰りで参加し、健康講座・保健指導・音楽療法及び入浴等を実施する。
実施内容	年3回（5月・10月・1月）に実施 募集数　各60人 実施場所　尼崎市内及び市周辺施設 参加実績　　平成27年度　平成28年度　平成29年度 実施回数　2回　3回　3回 参加者　126人　112人　95人

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		896	849	1,094	
	報償費	36	54	87	医師報酬等
	需用費	275	240	325	事務用品等
	役務費	247	239	257	事業案内郵送料等
	使用料及び賃借料	338	316	425	施設使用料
人件費 B		3,080	1,901	2,668	
	職員人工数	0.25	0.14	0.22	
	職員人件費	1,986	1,074	1,744	
	嘱託等人件費	1,094	827	924	
合計 C（A+B）		3,976	2,750	3,762	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	1,990	1,584	2,018	公害保健福祉事業費収入等
	一般財源	1,986	1,166	1,744	

③事業成果の点検

評価指標	参加者数、満足度(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)								単位	人
目標・実績	目標値	150	達成年度	毎　年度	27年度	126	28年度	112	29年度	95

平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 ■ やや達成できず □ 下回った	尼崎市公害病認定患者（市内及び阪神間の居住者）に対し、健康講座・保健指導・音楽療法及び入浴等を実施しており、参加者には好評を得ている（アンケート満足度）。現在、気軽に日帰りで参加できるよう市内または市周辺施設を利用しているが、今後は新たな施設の選定や事業内容等の充実を図る必要がある。

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	呼吸器機能が低下している尼崎市公害病認定患者（市内及び阪神間の居住者）にとって呼吸器疾患からの健康回復及び保持のため、呼吸器訓練等を行う必要がある。市内の交通の利便性の良い場所や市周辺施設で実施することにより参加が促されるため、高齢患者等のQOL（生活の質）の向上を図るために必要かつ有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	本事業は、尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」及び「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき、公害保健福祉事業費収入、尼崎市公害病認定患者救済事業基金で実施しており、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害保健福祉事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	行政が主体となって実施すべきものであるため、委託はできない。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容	行政が主体となって実施すべきものである。
	現状					●		
	将来像					○		

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	尼崎市公害病認定患者（市内及び阪神間の居住者）に対し、健康講座・保健指導・音楽療法及び入浴等を実施している。なお、毎回多くの応募があるものの、体調不良等によりキャンセルが多く発生している状況にあるが、参加者には好評を得ており、本事業の参加が契機となり呼吸器教室事業への参加促進にも繋がることから、今後も継続して実施する。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	呼吸器機能が低下している尼崎市公害病認定患者（市内及び阪神間の居住者）において、呼吸器疾患からの健康回復及び保持には呼吸器訓練等を行う必要があることから、今後とも継続実施をするが、新たな施設の選定や事業内容の充実を図る必要がある。また、現在、他事業の啓発活動を本事業内で行っているが、周知方法の工夫により他事業への参加を促す。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	インフルエンザ予防接種助成事業費	Q148	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	平成18年度		

事業分類	ソフト事業
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策	10 健康支援
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。
行政の取組	10-2-2 健康回復や療養のための支援等

局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	岡西　勝義

①事業概要

事業実施趣旨	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、尼崎市公害病認定患者がインフルエンザ予防接種を受ける際に負担となる費用を助成することにより、インフルエンザにり患したときの認定疾病の増悪を防ぐことにより健康の保持を図る。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。
事業概要	尼崎市公害病認定患者に対し、インフルエンザ予防接種助成事業を実施することにより、健康回復の促進と福祉の増進を図る。
実施内容	実施期間　毎年度10月～1月 実施方法　医師会と契約し市内医療機関での接種は自己負担額なし、後に医師会の請求に基づき自己負担額相当分を医師会に支払う（現物給付）。 市外在住患者及び64歳以下は償還払いとする。 助成額　自己負担額 事業実績

	ワクチン対象者	受診件数	受診率
平成27年度季節型	1,861人	747件	40.1%
平成28年度季節型	1,796人	734件	40.9%
平成29年度季節型	1,740人	705件	40.5%

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		1,899	1,821	2,486	
	需用費	176	175	229	予診票、事務用品等
	役務費	133	127	141	事業案内郵送料等
	使用料及び賃借料	4	4	5	複写機使用料
	扶助費	1,586	1,515	2,111	予防接種費自己負担額を助成
人件費 B		2,324	966	2,220	
	職員人工数	0.28	0.08	0.28	
	職員人件費	2,231	597	2,220	
	嘱託等人件費	93	369		
合計 C（A+B）		4,223	2,787	4,706	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	1,899	1,821	2,486	公害保健福祉事業費収入等
	一般財源	2,324	966	2,220	

③事業成果の点検

評価指標	接種率								単位	%
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	40.1	28年度	40.9	29年度	40.5
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	呼吸器疾患のリスクを負う尼崎市公害病認定患者のインフルエンザ予防接種自己負担額を助成することで、接種率を向上させインフルエンザり患後の呼吸機能のリスクを軽減させることができた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	呼吸器疾患のリスクを負う尼崎市公害病認定患者のインフルエンザ予防接種自己負担額を助成することにより公害病認定患者のインフルエンザ予防接種の接種率を向上させることにより、インフルエンザり患後の呼吸機能のリスクを軽減させるために必要かつ有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	本事業は、尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と保持のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」及び「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき、公害保健福祉事業費収入、尼崎市公害病認定患者救済事業基金で実施しており、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害保健福祉事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	行政が主体となって実施すべきものであるため、委託はできない

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	行政が主体となって実施すべきものである。
将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	呼吸器疾患のリスクを負う尼崎市公害病認定患者のインフルエンザ予防接種自己負担額を助成することで、接種率を向上させインフルエンザり患後の呼吸機能のリスクを軽減させるために必要かつ有効であり、継続して実施する。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	インフルエンザり患後の呼吸機能のリスクを軽減させるために有効であることから、今後とも継続実施をする。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	水泳鍛錬奨励事業費	Q14A	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	平成4年度		

事業分類	ソフト事業
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。				
行政の取組	10-2-2 健康回復や療養のための支援等				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	岡西　勝義

①事業概要

事業実施趣旨	公害病認定患者にプール利用券（年間20枚）を交付し、プール利用による体力練成を自主的に行う機会を創造し、健康回復の促進及び保持と福祉の増進を図る。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。
事業概要	尼崎市公害病認定患者にプール利用券を交付し、プール利用による体力練成を自主的に行うことにより健康回復の促進と福祉の増進を図る。
実施内容	交付枚数　年間20枚 使用期間　毎年4月1日～翌年3月20日 利用施設　サンシビック尼崎室内プール（尼崎市西御園町） ハーティ21室内プール（尼崎市南塚口町） 尼崎スポーツの森室内プール（尼崎市扇町） ※各プールの一般開放時間に利用

利用実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用券交付人数	40人	35人	39人
サンシビック	39件	39件	37件
ハーティ21	51件	70件	73件
尼崎スポーツの森	16件	48件	49件
計	106件	157件	159件

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		140	133	175	
	需用費	1	0	7	事務用品等
	役務費	9	3	11	事業案内郵送料
	使用料及び賃借料	130	130	157	施設使用料
人件費 B		439	133	476	
	職員人工数	0.05	0.01	0.06	
	職員人件費	439	40	476	
	嘱託等人件費		93		
合計 C（A+B）		579	266	651	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	140	133	175	公害保健福祉事業費収入等
	一般財源	439	133	476	

③事業成果の点検

評価指標	利用者数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	106	28年度	157	29年度	159
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	尼崎市公害病認定患者にプール利用券（年間20枚）を交付し、プール利用による体力練成を自主的に行う機会を創造し、健康回復の促進及び保持と福祉の増進を図ることができた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	尼崎市公害病認定患者のうち特に就労世代において、健康回復の促進及び保持と福祉の増進を図るため、休日や夜間など当該患者の都合の良い時間帯にプール利用による体力練成を自主的に行う機会を創造する必要がある。また、生活の多様化に伴い集団参加型事業に馴染まない当該患者に対し、健康回復への意識の醸成させる契機になることから、必要かつ有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	本事業は、尼崎市公害病認定患者における健康回復の促進と福祉の増進のため、「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき、公害病認定患者救済事業基金等で実施するものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」に基づき実施しており、本市独自の事業である。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	行政が主体となって実施すべきものであるため、委託はできない

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	行政が主体となって実施すべきものである。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	公害病認定患者にプール利用券（年間20枚）を交付し、プール利用による体力練成を自主的に行う機会を創造しており、健康回復の促進及び保持と福祉の増進を図ることができている。また、就労世代に対し、健康回復の意識の醸成させる契機になっていることから、今後も継続して実施する。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	尼崎市公害病認定患者において、健康回復の促進及び保持と福祉の増進を図ることができており、今後とも継続実施する。そのなかで、更なる事業周知を図るほか利用施設の増に向けた検討を行う。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	公害病補償事業費	4A1A	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和45年度		

事業分類	法定事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	55 公害病補償費

施策	10 健康支援
展開方向	10-2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。
行政の取組	10-2-2 健康回復や療養のための支援等

局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	岡西　勝義

①事業概要

事業実施趣旨	公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という)に基づき、大気汚染の健康被害者の損害を補填するための補償給付を行う。
対象（誰を・何を）	公健法に規定する第一種地域(大気汚染)に係る健康被害者
求める成果（どのような状態にしたいか）	公健法に規定する第一種地域(大気汚染)に係る健康被害者の迅速かつ公正な保護
事業概要	公健法に基づき、相当範囲にわたる著しい大気の汚染の影響による健康被害について、汚染原因者から徴収される費用を財源として、被害者の損害を補填するための補償給付等を行う。
実施内容	・地域指定　昭和45年12月1日 ・指定拡大　昭和45年12月1日 ・指定解除　昭和63年　3月1日 ・認定患者の状況 平成27年度末　1,821人　平成28年度末　1,759人　平成29年度末　1,705人 ・扶助費　療養費　34,564件　1,041,740,063円 療養手当　15,055件　353,573,500円 障害補償費　17,315件　1,388,723,140円 児童補償手当　0件　0円 遺族補償費　562件　81,058,100円 遺族補償一時金　14件　51,304,954円 葬祭料　16件　6,632,000円 合計　67,526件　2,923,031,757円

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		3,055,557	2,978,343	3,044,636	
	需用費	263	130	308	事務用品等
	委託料	68,834	55,061	54,191	認定更新（見直し）検査等業務委託
	使用料及び賃借料	111	108	121	複写機使用料等
	備品購入費	36	0	0	
	その他	2,986,313	2,923,044	2,990,016	障害補償費等
人件費　B		35,225	34,579	33,158	
	職員人工数	4.24	5.31	4.42	
	職員人件費	31,443	32,537	29,287	
	嘱託等人件費	3,782	2,042	3,871	
合計　C（A+B）		3,090,782	3,012,922	3,077,794	
Cの財源内訳	国庫支出金	53,964	49,517	45,549	
	県支出金				
	市債				
	その他	2,986,313	2,923,032	2,989,972	公害健康被害補償給付費等収入
	一般財源	50,505	40,373	42,273	

（このページは白紙です）

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	尼崎健康医療財団補助金	401A	
根拠法令	—		
個別計画	第2次地域いきいき健康プランあまがさき		
事業開始年度	昭和48年度		

事業分類	補助金・助成金
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	05 保健衛生総務費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。				
行政の取組	10-3-1 地域医療体制・健康危機管理体制の確保				
局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	高橋　卓広

①事業概要

事業実施趣旨	本市において医療関係機関の連携のもと、1次救急医療体制を安定期に確保するとともに、市民のさらなる健康回復、保持増進を図る。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	休日・夜間の救急医療の確保及び看護師の養成を図るとともに、健康の増進、疾病の予防及び医療情報に関する事業を推進し、地域住民の健康増進と医療の充実に寄与する。
事業概要	増加する医療需要に対処するため、休日夜間急病診療所、阪神南圏域小児救急医療電話相談及び看護専門学校の運営に対する補助を行う。
実施内容	1　休日夜間急病診療確保事業 ①休日夜間急病診療業務運営費補助（内科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科） 平成29年度決算額　109,362千円 ②阪神南圏域小児科2次救急輪番制負担金　平成29年度決算額　9,410千円 ③あまがさき小児救急相談ダイヤル運営費補助　平成29年度決算額　8,494千円 ④阪神南圏域小児救急医療電話相談運営費補助　平成29年度決算額　2,430千円 2　看護専門学校運営費補助　平成29年度決算額　5,000千円 3　財団役員にかかる人件費補助　平成29年度決算額　3,337千円

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		817,752	138,033	131,411	
	負担金補助及び交付金	817,752	138,033	131,411	H28は建物等の借入償還分の補助を含む
					H30より理事長人件費補助終了
人件費　B		2,319	2,148	1,585	
	職員人工数	0.29	0.27	0.20	
	職員人件費	2,319	2,148	1,585	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		820,071	140,181	132,996	
C の財源内訳	国庫支出金				
	県支出金	3,679	3,460	3,360	
	市債				
	その他				
	一般財源	816,392	136,721	129,636	

③事業成果の点検

評価指標	休日夜間急病診療所の運営、健診事業及び健康増進事業等の実施体制の確保（事業の性質上、指標設定は適当でないため）								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	—	28年度	—	29年度	—
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	休日夜間急病診療所を運営し、健診事業及び健康増進事業等を実施している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	休日夜間急病診療所を運営することで休日・夜間の救急診療を確保し、看護専門学校を運営することで看護師の養成を図っている。健診事業及び健康増進事業等を展開することで、地域住民の健康増進と医療の充実に寄与している。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　□ 無	—
見直しの必要性	□ 有　□ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市における同種の施設の設置状況　※24：00以降の対応はなし 芦屋市：芦屋市立休日応急診療所（診療科目：内科・小児科/診療日：日・祝・年末年始） 西宮市：西宮市応急診療所（診療科目：内科・小児科/診療日：平・土・日・祝・年末年始） 伊丹市：伊丹市休日応急診療所（診療科目：内科/診療日：土・日・祝・お盆・年末年始） 宝塚市：休日応急診療所（診療科目：内科/診療日：日・祝・年末年始） 三田市：三田市休日応急診療センター（診療科目：内科・小児科/診療日：日・祝・年末年始） 川西市：応急診療所（診療科目：内科/診療日：日・祝・年末年始）

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	医療サービス等を提供する事業への補助金支出事務である。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状				●		安定的な救急医療体制確保の観点から、施設のあり方やその運営手法について検討を進める。
将来像				○		

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	1次救急医療体制を安定的に確保するとともに、市民のさらなる健康回復、保持増進を図るために、休日夜間急病診療所及び看護専門学校の運営、健診事業及び健康増進事業等の展開は不可欠なものであり、今後とも維持することが必要である。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	休日夜間急病診療所について、施設更新が急がれる状況である。 看護専門学校については、平成29年度に旧医療センターから聖トマス大学跡地に移転したところであるが、その経営状況を検証して運営補助のあり方について検討を行う。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	尼崎口腔衛生センター補助金	401K	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和51年度		

事業分類	補助金・助成金
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	05 保健衛生総務費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。				
行政の取組	10-3-1 地域医療体制・健康危機管理体制の確保				
局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	高橋　卓広

①事業概要

事業実施趣旨	市民の歯科疾患予防、心身障害者（児）診療、休日急病歯科診療を行うとともに、地域の歯科相談センターとして、市民の健康増進に寄与する。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	予防検診、心身障害者（児）、休日の歯科急病診療を通して、地域の歯科医療の充実を図る。
事業概要	休日急病歯科診療、心身障害者（児）歯科診療、歯科疾患の予防及び歯科健診業務に対する補助を行う。また、一般社団法人尼崎市歯科医師会が建設する新歯科医師会館に併設する尼崎口腔衛生センターの整備に必要な経費の補助を行う。
実施内容	1　法人会計部門 財団職員人件費等管理経費にかかる補助 平成29年度決算額　26,974千円 2　公益会計部門 検診指導、フッ素塗布、心身障害者（児）歯科診療、休日急病歯科診療等にかかる補助 平成29年度決算額　27,444千円 3　建設補助 新歯科医師会館に併設する口腔衛生センターの整備等に係る建設補助 平成29年度決算額　57,125千円

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		118,612	111,543	64,436	
	負担金補助及び交付金	118,612	111,543	64,436	H28・H29は、施設建設補助を含む
人件費　B		2,319	2,148	2,378	
	職員人工数	0.29	0.27	0.30	
	職員人件費	2,319	2,148	2,378	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		120,931	113,691	66,814	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	120,931	113,691	66,814	

③事業成果の点検

評価指標	予防・健診業務、心身障害者（児）・休日急病診療の運営体制の確保（事業の性質上、指標設定は適当でないため）								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	—	28年度	—	29年度	—
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	予防・健診業務、心身障害者（児）・休日急病診療業務を円滑に運営している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	予防検診事業及び心身障害者（児）診療を実施することで市民の歯科疾患の予防を図り、口腔の健康を維持するとともに、休日急病診療により切れ目のない歯科診療サービスを提供することで、地域の歯科医療の充実に寄与している。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　□ 無	—
見直しの必要性	□ 有　□ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市における休日急病診療及び心身障害者（児）診療の実施状況については次のとおり 芦屋市：歯科センター(診療日：日・祝・年末年始/心身障害者(児)診療：木) 西宮市：西宮市歯科総合福祉センター(診療日：日・祝・年末年始/心身障害者(児)診療：水・金) 伊丹市：伊丹市口腔保健センター(診療日：日・祝・年末年始/心身障害者(児)診療：火・水・金) 宝塚市：歯科応急診療所(診療日：日・祝・年末年始/心身障害者(児)診療：水・木) 三田市：歯科医師会に委託(診療日：日・祝・年末年始/心身障害者(児)診療：なし) 川西市：川西市ふれあい歯科診療所(診療日：日・祝・年末年始/心身障害者(児)診療：木・土)

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	医療サービス等を提供する事業への補助金支出業務である。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状				●		心身障害者（児）診療や休日急病診療はノウハウを有する外部の団体に委ねることによって実施する必要がある。
将来像				○		

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	心身障害者（児）診療や休日急病診療については、一般の診療所では対応が難しい患者の受け皿となっており代替の利かないものであるが、近隣の自治体における事業の状況も踏まえ、今後、運営方法について関係団体と協議していく。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	公益財団法人尼崎口腔衛生センターについては、歯科口腔保健体制のさらなる充実を目指し、一般社団法人尼崎市歯科医師会との組織統合について協議を進めていく。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	医薬品備蓄事業費	4481	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和61年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策	10 健康支援
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。
行政の取組	10-3-1 地域医療体制・健康危機管理体制の確保

局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	高橋　卓広

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市薬剤師会に業務委託し、災害時に救急医薬品等を迅速に供給できるよう管理している。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市薬剤師会に一定数の医薬品を常時備蓄することにより、災害時の避難所における応急処置に迅速に対応できるようにする。
事業概要	災害時に救急医薬品の調達を迅速に行うため、尼崎市薬剤師会に医薬品等を備蓄保管する。
実施内容	尼崎市薬剤師会に業務委託し、災害時の救急医薬品等を迅速に供給できるよう管理する。 医薬品等を詰めたリュック30セットを尼崎市薬剤師会に備蓄保管するとともに、医薬品の期限切れが生じないように定期的な入れ替えを行う等、適切な管理を実施する。また、医薬品の入れ替えにあたっては、委託先の薬剤師会に詳細な実績報告書を求め、入れ替えの状況確認を行う。

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		392	441	487	
	委託料	392	441	487	
人件費 B		1,840	1,750	1,665	
	職員人工数	0.23	0.22	0.21	
	職員人件費	1,840	1,750	1,665	
	嘱託等人件費				
合計 C (A+B)		2,232	2,191	2,152	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	2,232	2,191	2,152	

③事業成果の点検

評価指標	医薬品備蓄数								単位	セット
目標・実績	目標値	30	達成年度	毎　年度	27年度	100	28年度	30	29年度	30

平成29年度の目標に対する達成状況	■ （概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	尼崎市薬剤師会と災害時医療応援協定を締結し、発災時には尼崎市薬剤師会の協力のもと迅速に必要な医薬品を提供できる体制を整備した。それに伴い平成28年度から医薬品備蓄量を見直し、災害時に緊急対応として最低限必要と想定される医薬品を確保することとしている。

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本事業は、本市の地域保健衛生上及び防災上必要な業務であり、災害時に医薬品を迅速に供給できるよう継続した取組が必要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	本事業は市が行うべきであり、受益者負担を求めることは適当ではない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他都市でも同様の事業を行っている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	既に尼崎市薬剤師会に業務委託している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状				●		尼崎市薬剤師会に委託している。
将来像				○		

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	平成28年3月に尼崎市薬剤師会と災害時医療応援協定を締結したことに伴い医薬品備蓄量を見直し、平成28年度から実施した。 また、医薬品をより衛生的に管理し、発災時には尼崎市薬剤師会の協力のもと迅速に避難所に必要な医薬品を提供できるよう医薬品の保管管理方法の見直し行っており、29年度も適切に継続して行った。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	**維持**	平成27年度に策定した尼崎市地域災害救急医療マニュアルに基づき、平成28年3月に尼崎市薬剤師会と災害時における協定書を締結した。今後も必要に応じ、尼崎市薬剤師会等との協議を行い、備蓄医薬品のあり方について検討を行っていく。

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	優良看護表彰事業費	449A
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	昭和54年度	

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策	10 健康支援
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。
行政の取組	10-3-1 地域医療体制・健康危機管理体制の確保

局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	高橋　卓広

①事業概要

事業実施趣旨	長期勤続優良医療従事者に対して、感謝状及び記念品を贈呈することにより、医療従事者全体の勤労意欲の向上を図るため実施している。
対象（誰を・何を）	長期勤続優良医療従事者
求める成果（どのような状態にしたいか）	医療従事者全体の勤労意欲の向上を図ることにより、市民の健康の保持増進とよりよい地域社会づくりを目指す。
事業概要	長期勤続優良医療従事者に対して、感謝状及び記念品を贈呈し、医療従事者全体の勤労意欲の向上を図り、地域医療の向上に資する。
実施内容	医師会から推薦のあった長期勤続優良医療従事者に対し、感謝状及び記念品を贈呈する。 平成29年度　被贈呈者：25人 贈呈品：感謝状（丸筒）

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		17	3	4	
	報償費	17	3	4	丸筒の購入
人件費 B		379	452	951	
	職員人工数	0.11	0.11	0.12	
	職員人件費	379	452	951	
	嘱託等人件費				
合計 C（A+B）		396	455	955	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	396	455	955	

③事業成果の点検

評価指標	被表彰者数								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	27	28年度	31	29年度	25
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	医師会からの推薦に基づき、長期勤続優良医療従事者に対し感謝状及び記念品を贈呈している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	長期勤続優良医療従事者の功績を称えることで、医療従事者全体の勤労意欲の向上を図るため必要である。また、表彰を受けることにより、本市の地域医療に貢献していると対外的にも認められるため、医療従事者全体の勤労意欲の向上が図られており、医療従事者の資質のさらなる向上につながっている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	市として表彰することにより意義がある事業であり、受益者負担の考え方は馴染まない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他都市では、同様の事業は行っていない。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	市として表彰することに意義があるため。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域		市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	市として表彰することに意義があるため。
		A	B	C	D	E		
	現状					●		
	将来像					○		

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	特に勤務成績等の優良な長期勤続優良医療従事者の功績を称えることで、医療従事者全体の勤労意欲の向上が図られており、市民の健康の保持増進とよりよい地域社会づくりにつながっている。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	引き続き、医療従事者全体の勤労意欲の向上を図り、市民の健康の保持増進とよりよい地域社会づくりにつながるよう努めていく。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	医務薬務事業費	44A0	
根拠法令	医療法及び医薬品医療機器法等		
個別計画	第2次地域いきいき健康プランあまがさき（評価：有）		
事業開始年度	平成24年度		

事業分類	法定事業（裁量含む）
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。				
行政の取組	10-3-1 地域医療体制・健康危機管理体制の確保				
局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	高橋　卓広

①事業概要

事業実施趣旨	適切な医療体制の確保のため、医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、臨床検査技師等に関する法律、医薬品医療機器法（略称）、毒物及び劇物取締法に基づく市内医療機関及び施設等の許認可等並びに監視指導を行う。
対象（誰を・何を）	市民、事業者
求める成果（どのような状態にしたいか）	医療法及び医薬品医療機器法等に係る医療機関及び施設等に対し、許認可並びに監視指導を行うことにより、適切な医療体制を整備し、維持する。
事業概要	医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、臨床検査技師等に関する法律、医薬品医療機器法、毒物及び劇物取締法に基づく市内医療機関及び施設等の許認可等並びに監視指導を行う。
実施内容	1　医務関係事業 ①医療機関等（病院・診療所・施術所等）の許可及び届出受理 ②医療機関等に対する監視指導 ③医師、看護師等の免許申請事務 2　薬務関係事業 ①薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業等の許可及び届出受理 ②薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業等に対する監視指導 ③薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業等を対象とした講習会の実施 3　医務薬務システム 医務薬務及び薬務業務を一元管理するシステムの運営維持

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		2,360	2,223	2,015	
	旅費	87	94	202	
	需用費	442	369	443	
	委託料	1,301	1,297	1,256	システム運用・保守等委託料
	使用料及び賃借料	530	463	114	システムリース料等
人件費　B		46,778	44,690	48,530	
	職員人工数	6.85	6.47	7.02	
	職員人件費	46,778	44,690	48,530	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		49,138	46,913	50,545	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	568		718	
	一般財源	48,570	46,913	49,827	

③事業成果の点検

評価指標	薬局、医薬品販売業者への監視指導実施率								単位	%
目標・実績	目標値	40	達成年度	毎　年度	27年度	64	28年度	45	29年度	42
平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	計画的に監視等を行い、施設等の設備基準が一定に確保できている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	医療法及び医薬品医療機器法等に係る医療機関及び施設等に対し、許認可並びに監視指導を行うことにより、適切な医療体制を確保することで、それらの施設の利用者に安全・安心を提供できている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例に基づき手数料を規定しており、市の方針に従い、3年ごとに手数料の見直しを行っている。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	法及び県条例において保健所設置市にその事務権限が移譲されており、本市と同様に西宮市、神戸市及び姫路市においても事務を行っている。また、手数料についても県及び他市と同額である。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	許可及び届出受理や監視指導については法律に基づく事務であるため委託できない。システムの運用に係る専門的な業務は委託済である。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状					●	行政の責任において実施する必要がある。
	将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	法定事務であり、計画的に実施できている。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	医療関係施設は、近年、様々な業容・業態が出てきており、それらに対応することが必要となっている。新たな形態等の把握に努め、法令と個々の事例を照らし合わせ、的確な指導を行っていく。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	在宅当番医制運営補助金	44A1	
根拠法令	在宅当番医制（産婦人科）救急医療運営補助要綱		
個別計画	第2次地域いきいき健康プランあまがさき		
事業開始年度	平成4年度		

事業分類	補助金・助成金
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策	10 健康支援
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。
行政の取組	10-3-1 地域医療体制・健康危機管理体制の確保

局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	高橋　卓広

①事業概要

事業実施趣旨	休日及び夜間における産婦人科初期救急医療を確保する。
対象（誰を・何を）	産婦人科救急患者
求める成果（どのような状態にしたいか）	休日及び夜間において産婦人科医療を必要とする救急患者のための医療体制を構築する。
事業概要	休日及び夜間において、産婦人科医療を必要とする救急患者の医療体制の整備を図るため、その経費の補助を行い、産婦人科初期救急医療の体制の確立を図る。
実施内容	休日及び夜間において、産婦人科救急医療体制を在宅当番医制によって確保するため、その運営費を尼崎市医師会に補助する。 [平成29年度実績] ・参加医療機関　11 救急搬送受入件数：平成27年度　262件、平成28年度　276件、　平成29年度　298件 ・実施日：平日の夜間及び年末年始を除く土曜日、日曜日、祝日の午後 （時間帯）平日夜間　22時～翌6時、　土曜日　18時～翌6時、　休日　9時～翌6時 平日夜間　244日、　土曜日 49日、　休日（日・祝）　66日、　計 359日 ・1回あたりの単価：平日　45,138円、　土曜日　67,707円、　休日　90,276円

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A	20,312	20,290	20,313	
負担金補助及び交付金	20,312	20,290	20,313	
人件費　B	480	398	634	
職員人工数	0.06	0.05	0.08	
職員人件費	480	398	634	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	20,792	20,688	20,947	
C の財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	20,792	20,688	20,947	

③事業成果の点検

評価指標	本市当番病院における応需体制								単位	%
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎　年度	27年度	100	28年度	100	29年度	100
平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	在宅当番医制により休日及び夜間における産婦人科治療を必要とする救急患者の医療体制は整備されている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	・休日及び夜間において、産婦人科医療を必要とする救急患者の医療を確保するため、産婦人科初期救急医療体制の整備を図り、市民の安全・安心を確保する。 ・市内の産婦人科数が減少傾向にある中、市からの補助が、産婦人科初期救急医療体制の確保に寄与している。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	—
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他都市でも同様の事業を行っている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	兵庫県保健医療計画において、第1次救急医療体制は、休日夜間急病診療所や在宅当番医制により対応することとされている。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状			●			在宅当番医制をより効率的に運営するため、医師会の協力のもと実施している。
将来像			○			

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	当制度により、一定の産婦人科初期救急患者の医療体制が確保されている。 なお、市民の利便性を向上させるため、医療機関と調整を行い、平成29年4月から当番医療機関をホームページ等で公表している。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	市内の産婦人科診療所数が減少傾向にある中、今後も産婦人科初期救急医療体制の確保に努めていく。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	第2次救急医療補助金	44AA	
根拠法令	尼崎市第2次救急医療施設に係る運営費補助要綱等		
個別計画	第2次地域いきいき健康プランあまがさき		
事業開始年度	昭和54年度		

事業分類	補助金・助成金
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。				
行政の取組	10-3-1 地域医療体制・健康危機管理体制の確保				
局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	高橋　卓広

①事業概要

事業実施趣旨	兵庫県保健医療計画において、休日及び夜間における2次救急患者に対し、1次救急医療機関の後送先ともなる病院を確保するため、圏域内の病院群が輪番制方式（病院群輪番制）により対応することとしている。本市は、西宮市・芦屋市とともに阪神南圏域として2次救急医療体制を構築している。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	休日及び夜間における入院を要する重症者の救急医療体制を整備し、維持する。
事業概要	休日及び夜間において、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するために設けられた病院群輪番方式による2次救急医療施設に対し、経費の補助を行うことにより、救急医療体制の確立を図る。
実施内容	休日及び夜間において、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、病院群輪番制に参加する医療機関の運営に要する経費を補助する。 1　運営費補助金　［平成29年度決算額］　31,440千円 365日体制で診療科目別の受入体制を整備するための運営補助金を尼崎市医師会に支出 （診療科目：循環器内科、脳神経外科、一般内科、消化器内科、一般外科、整形外科） ［平成29年度実績］夜間：18時～翌朝8時、　休日昼：8時～18時　　参加医療機関数：13（尼崎市） 2　事務費補助　［平成29年度決算額］　3,380千円 平成27年度から阪神医療福祉情報ネットワーク協議会（構成：阪神6市1町及び県健康福祉事務所等）が2次救急医療システム（h-Anshinむこねっと）を運営しており、同協議会に事務費を支出

＜平成29年度実績＞

	全体件数	輪番制時間帯件数
①搬送総数	26,611	14,802
②市内医療機関受入件数	24,142	13,459
③民間医療機関受入件数	11,022	5,757

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		34,693	34,820	34,609	
	負担金補助及び交付金	34,693	34,820	34,609	
人件費　B		480	398	634	
	職員人工数	0.06	0.05	0.08	
	職員人件費	480	398	634	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		35,173	35,218	35,243	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	35,173	35,218	35,243	

③事業成果の点検

評価指標	本市当番病院における応需体制								単位	%
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎　年度	27年度	100	28年度	100	29年度	100
平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	第2次救急医療体制における本市の応需体制は確保できており、阪神南圏域における休日及び夜間における医療体制は整備されている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	2次救急医療機関に運営経費を補助することにより、本市における第2次救急医療体制が診療科目別の365日体制で確保でき、阪神南圏域で入院治療を必要とする重症救急患者の安全・安心を提供することができている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無
見直しの必要性	□ 有　■ 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	厚生労働省救急医療対策実施要綱（昭和52年制定）において、地方公共団体が地域の実情に応じて病院群輪番制方式等による入院を要する（2次）救急医療機関を整備し、休日夜間急患センター等の初期救急医療設備及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するとされている。 兵庫県保健医療計画において、第2次救急医療は圏域内の病院群が輪番制方式により対応することとしており、本市は阪神南圏域として西宮市・芦屋市と第2次救急医療体制を構築している。阪神間各市についても、第2次救急医療体制の確保を図るため、同様の補助を行っている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	兵庫県保健医療計画において、本市は阪神南圏域として第2次救急医療体制を西宮市・芦屋市とともに構築することとされている。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状			●			第2次救急医療体制をより効率的に運営するため、医師会の協力のもと実施している。
将来像			○			

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	当制度により、本市において入院治療を必要とする重症救急患者の医療体制が一定確保されている。 平成25年度より要綱を改正し、診療科目別の365日体制とし、当番医療機関は、当番当日に当番科目において受入体制を整備するものとしている。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	今後もより安全・安心な救急医療体制を構築するため、この体制を維持できるよう医師会や医療機関との連携に努めていく。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	環境衛生対策事業費	461A	
根拠法令	公衆浴場法、理容師法、クリーニング業法等		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和25年度		

事業分類	法定事業（裁量含む）
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	35 公衆衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。				
行政の取組	10-3-2 食品・環境などの衛生面の体制確保				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	西村　邦子

①事業概要

事業実施趣旨	衛生水準確保のため、毎年、監視指導計画を策定し、各種環境衛生関係施設の許認可監視指導等を行っている。
対象（誰を・何を）	市民、事業者
求める成果（どのような状態にしたいか）	環境衛生関係施設の営業の許認可及び監視指導を行い、その施設の衛生水準の確保を図る。 家庭用品に起因する健康被害の発生を防止する。 浄化槽に関連して生活環境と公共水域の水質を保全する。
事業概要	1　環境衛生営業施設等 　許認可業務関係法令に基づき、各営業施設の重要度に応じ、重点的かつ計画的に監視指導業務を実施する。また、浴槽水及び温泉水、飲料水、遊泳用プール水等、衛生教育衛生水準の向上のため衛生検査等も適宜実施する。 2　家庭用品対策 　市販の家庭用品を年間1回試買し、尼崎市立衛生研究所で検査を行う。 3　浄化槽対策 　許認可、監視指導の実施及び法定検査の実施等浄化槽の適正な維持管理の啓発を行う。
実施内容	<平成29年度実績> 1　環境衛生営業施設等 (1) 許可件数　62件 (2) 監視指導件数　676件 (3) 衛生検査件数　82件 2　家庭用品対策 　市販の家庭用品試買検査数 20件 3　浄化槽設置許認可件数　9件

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		900	917	944	
	旅費			17	
	需用費	836	853	753	検査・監視等に必要な試薬等
	使用料及び賃借料	64	64	65	車両の賃借料
	負担金補助及び交付金			109	
人件費　B		30,392	33,327	32,104	
	職員人工数	3.80	4.19	4.05	
	職員人件費	30,392	33,327	32,104	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		31,292	34,244	33,048	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	900	917	944	営業許可等手数料
	一般財源	30,392	33,327	32,104	

③事業成果の点検

評価指標	監視指導計画に基づく、監視及び指導件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)								単位	件
目標・実績	目標値	600	達成年度	毎　年度	27年度	691	28年度	784	29年度	676
平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	監視指導件数は前年度と比べてやや少なくなったものの、依然として目標値を上回っており、高い水準の監視率を維持できている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例に基づき手数料を規定しており、市の方針に従い、3年ごとに手数料の見直しを検討している。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	法律に基づく監視指導等の事務である。
委託等の可能性	■ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 　□ 委託等の余地有 　□ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状					●	行政の責任において実施する必要がある。
	将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	環境衛生関係施設は、近年、様々な業様、業態が出てきており、それらに対応することが必要となっている。新たな形態等の把握に努め、法令と個々の事例を照らし合わせ、的確な指導を図った。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	今後も限られた人員の中、十分な監視指導が行えるよう、計画的に監視を行っていく。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	食品衛生対策事業費	4621	
根拠法令	食品衛生法、食品安全基本法　等		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和25年度		

事業分類	法定事業（裁量含む）
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	35 公衆衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。				
行政の取組	10-3-2 食品・環境などの衛生面の体制確保				
局	健康福祉局	課	生活衛生課、健康増進課	所属長名	西村　邦子、森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	食の安全・安心を確保するため、食品衛生の向上に寄与する施策等を定めた食品衛生監視指導計画を法令に基づき毎年度策定し、食品等事業者に対する計画的かつ効率的な指導や市民への啓発等を行う必要がある。
対象（誰を・何を）	食品等事業者、市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害を防止し、もって市民の健康を保護する。
事業概要	法令に基づく営業許可の申請により書類審査と立入検査を実施し、基準に適合した施設については許可するとともに、食品関係施設への立入調査により施設の衛生水準の向上や食品に起因する危害の発生防止を図るための指導を行う。また、市民の衛生意識の向上を目指す。
実施内容	1　許認可事務　　法令に基づく許可業種や届出業種の許可申請等について、施設基準適合の確認及び指導を行う。 2　監視指導　　食品関係施設の立入調査を実施し、施設の改善、不良食品の排除及び食中毒発生の防止を図るため、必要な指導を行う。 3　収去検査　　食品等の安全を確保するため、食品を収去し、食品中の添加物や細菌等、野菜果物等の残留農薬及び魚介類のＰＣＢや水銀等の検査を行う。また、違反、不良食品に対しては適切な措置を講ずる。 4　衛生教育　　食品等事業者や市民に対して各種講習会を実施し、食品衛生に関する正しい知識を普及する。 5　家庭内の食中毒予防　　家庭における食品衛生の確保を支援するため、食中毒の発生状況や原因及び適切な予防方法等についての情報を速やかに、わかりやすく、正確に伝えることを目的として、市政出前講座を開催する。 6　放射性物質検査　　食品中の放射性物質に係る相談を受けるとともに、市民からの依頼による検査を実施するほか、市内流通品のモニタリング検査を実施する。 7　特定給食施設指導　　個別巡回栄養指導、栄養研修会、栄養管理報告書、「給食版アマメシ」による情報発信等を通じ、給食内容の向上と喫食者に対する健康づくりを推進する。

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		1,776	1,761	2,050	
	報償費	9	45	36	集団給食講習会の報償費
	需用費	1,237	1,140	1,382	許可監視に使用する消耗品費
	委託料	29	13	56	放射能検査の委託料
	使用料及び賃借料	11	20	12	集団給食講習会の会場費
	その他	490	543	564	役務費等
人件費　B		71,091	66,446	59,915	
	職員人工数	8.67	8.13	7.30	
	職員人件費	69,343	64,667	57,868	
	嘱託等人件費	1,748	1,779	2,047	
合計　C（A+B）		72,867	68,207	61,965	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金	334	230	243	消費者行政活性化事業費補助金
	市債				
	その他	1,011	1,050	1,283	営業許可申請手数料
	一般財源	71,522	66,927	60,439	

③事業成果の点検

評価指標	監視指導計画のうち立入検査計画 に基づく延監視指導件数の達成率(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)								単位	%
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎　年度	27年度	105	28年度	64	29年度	107
平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	食品衛生に係る様々な業務を監視指導計画に定めており、食品衛生関係施設の衛生水準の向上を図るため監視指導等を行っている。計画は年度により監視の対象や件数が異なるため一律に比較することは難しいが、監視指導等により一定の衛生水準は確保できている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	許認可事務、監視指導及び収去検査は、法定事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例に基づき手数料を規定しており、市の方針に伴い3年ごとに見直しを検討している。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体においても法令に基づき毎年度、監視指導計画を策定したうえで計画的に監視指導を行い、不良食品の排除や食中毒の発生防止に努めている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	法令に定められた有資格者を食品衛生監視員として任命し、許認可や監視指導を行っているが、これらは法定事務である。
委託等の可能性	■ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 □ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状					●	行政の責任において実施する必要がある。
	将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	全国的にもカンピロバクターやノロウイルスによる食中毒が依然として多発している状況であることから、食鳥肉を取扱う施設や集団給食施設など食中毒発生時には危害が大規模となりうる施設への重点的な監視指導を継続するとともに、新たな危害要因の発生に柔軟に対応することで、食品に起因する健康被害等を未然に防止する必要がある。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	効率的な監視指導を実施するために食品関係施設をリスクに応じたランクに分類しているところであるが、昨今の食中毒の発生状況等を踏まえ、ランクの見直しを行うことにより、より効率的な監視指導を実施することで食品衛生の向上を図る。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	ハサップ推進事業費	4623	
根拠法令	食品衛生法、食品安全基本法　等		
個別計画	—		
事業開始年度	平成28年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	35 公衆衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。				
行政の取組	10-3-2 食品・環境などの衛生面の体制確保				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	西村　邦子

①事業概要

事業実施趣旨	食品等事業者に、尼崎市食品衛生に関する条例に規定する危害分析・重要管理点方式（以下「HACCP（ハサップ）」という。）を用いた衛生管理の導入を推進することにより、食中毒及び食品衛生法に違反する食品の製造防止につなげ、食品の安全性の向上を図る。
対象（誰を・何を）	食品等事業者、市民、職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	全ての食品等事業者がHACCPによる衛生管理を実施することで、食品等に起因する衛生上の危害を防止するとともに、危害が発生した場合においても原因究明をしやすくすることで、食品衛生の向上に寄与する。
事業概要	食品等事業者に安全な食品を製造するための衛生管理の手法であるHACCPの導入を推進することにより、食中毒等の食品に起因する衛生上の危害を防止し、市民の健康の保護を図ることを目的とする。
実施内容	1　食品等事業者に対し、HACCPによる衛生管理の導入を推進する。 (1)　届出制度の創設 (2)　HACCP導入施設の運用状況の確認 (3)　講習会の実施及び講師派遣 2　市民に向けてHACCPに関する知識を普及する。 HACCPをテーマとした「食」の安全・安心講演会を実施 3　職員の能力向上のための研修会等への参加 (1)　国等が実施するHACCPに係る研修会及び会議等への参加 (2)　研修会等参加者による伝達研修会の実施

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		342	477	714	
	報償費	7	44	131	講習会の報償費
	旅費	176	210	262	研修会等に係る旅費
	需用費	150	212	286	監視指導等に係る事務用品等
	使用料及び賃借料	9	11	35	講習会の会場使用料
人件費　B		4,799	5,170	7,922	
	職員人工数	0.60	0.65	0.74	
	職員人件費	4,799	5,170	5,866	
	嘱託等人件費			2,056	
合計　C（A+B）		5,141	5,647	8,636	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	342	477	714	営業許可等手数料
	一般財源	4,799	5,170	7,922	

③事業成果の点検

評価指標	HACCPによる衛生管理を導入している件数								単位	件
目標・実績	目標値	150	達成年度	30　年度	27年度	—	28年度	76	29年度	144
平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	HACCPによる衛生管理を導入している件数について、3年間で150件を目標としており、2年間で144件（達成率96%）であり、概ね達成できているものと考えられる。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	現在、HACCPによる衛生管理の制度化に係る法改正が進められており、円滑に制度化に移行できるようにするため、より早い段階からHACCPによる衛生管理の導入を推進することは不可欠である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	食品等事業者にHACCPによる衛生管理の導入を推進することで食品衛生の向上を図るものであり、受益者負担の考え方はなじまない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他の自治体においても、食品等事業者に対する講習会及び監視指導等を通してHACCPの導入を推進している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	食品衛生に関する監視指導については、食品衛生法に規定される食品衛生監視員の法定事務となるため、委託せずに行政が実施すべき事務である。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域		市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
		A	B	C	D	E	
	現状				●		各種業界団体と協力すべき部分もあるが、監視指導は法定事務であり、行政が主体となって実施する必要がある。
	将来像				○		

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	食品等事業者が利用者に対してHACCP導入施設であることを情報発信できるようにすることを目的とし、届出制度を創設した。そして、食品等事業者に対して届出制度を周知するとともに、相談があった施設に必要に応じて立入調査を実施したほか、講習会及び衛生管理状況の確認を行うことでHACCPの導入を推進した。 また、市民に対して、HACCP導入施設の事業者による講演会を実施することで知識の普及を図ったほか、職員については、厚生労働省が実施する研修会等に参加するとともに、伝達研修会を実施することにより能力向上に努めた。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	食品関係施設に対して製造規模や実態に応じた技術的助言を行うとともに、HACCP届出事業者による講演会の開催等により届出施設の増加を図るなど、HACCPの義務化に向けて取組む。

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	食の安全・安心コミュニケーション事業費	4626	
根拠法令	食品衛生法、食品安全基本法		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和25年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	35 公衆衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。				
行政の取組	10-3-2 食品・環境などの衛生面の体制確保				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	西村　邦子

①事業概要

事業実施趣旨	「食」の安全・安心講演会の開催及び「食」の安全・安心情報メール便の配信等により、食の安全に関する正確な情報の提供等の機能の充実を図る。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	市民の食品衛生に関する知識と理解を深めることにより、市民が抱く食の安全に対する不安の払拭に寄与する。
事業概要	①「食」の安全・安心講演会の開催 ②「食」の安全・安心情報メール便の配信
実施内容	1　「食」の安全・安心講演会 市民が安心できる食生活の実現には、より幅の広い情報の交換と対話が重要であるとの観点から、「食」の安全・安心に関する講演会を行う。 平成27年度　平成28年2月5日　参加者数　53人 平成28年度　平成29年3月10日　参加者数　45人 平成29年度　平成30年2月2日　参加者数　44人 2　「食」の安全・安心情報メール便 行政に集まる「食」の安全・安心に関する情報を希望する市民に対し月に一度（緊急情報については随時）、電子メールにて配信する。 ・登録者数　198名（平成29年度末時点） ・発行回数　12回（平成29年度）

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		48	37	61	
	報償費	32	18	44	講習会の報償費
	需用費	5	5	5	会議資料の作成に係る事務用品等
	使用料及び賃借料	11	11	12	講習会の会場使用料
	旅費		3		
人件費 B		2,159	2,148	2,140	
	職員人工数	0.27	0.27	0.27	
	職員人件費	2,159	2,148	2,140	
	嘱託等人件費				
合計 C（A+B）		2,207	2,185	2,201	
C の財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	2,207	2,185	2,201	

③事業成果の点検

評価指標	「食」の安全・安心情報メール便登録者数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	196	28年度	195	29年度	198
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	より多くの市民に食品に関する正確な情報を伝え、食の安全に対する不安を払拭するために、「食」の安全・安心情報メール便登録者数のさらなる増加に努める。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民の食品衛生に関する知識と理解を深めるためには、正確でわかりやすい情報提供が必要である。また、これにより、市民が抱く食の安全に対する不安の払拭に寄与できる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	本事業は、市民参画により相互理解の促進を図りながら事業を推進していくものであり、受益者負担の考え方はなじまない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他の自治体においても、市民の食品衛生に関する知識と理解を深めることを目的として、広報紙、ホームページ及び講習会等を通じて情報発信を実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	行政が主体となって正確な情報を迅速に発信する必要があると考えるが、講演会の開催は民間との共催の余地がある。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状				●		情報発信については行政が主体となって実施するべきであるが、講演会については民間との共催の余地がある。
	将来像				○		

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	食品の衛生管理に関する内容で講演会を実施するとともに、食品に起因する事件等について情報発信及び注意喚起を行うことにより、市民の食品衛生に関する知識と理解を深めることに努めた。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	「食」の安全・安心情報メール便及び市ホームページ等を通じて、正確でわかりやすい情報発信を行うことにより、食に関する興味や関心を持つ市民の増加を図るとともに、「食」の安全・安心情報メール便登録者数の更なる増加に努める。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	尼崎市環境衛生協会委託料	462K	
根拠法令	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和38年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	35 公衆衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。				
行政の取組	10-3-2 食品・環境などの衛生面の体制確保				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	西村　邦子

①事業概要

事業実施趣旨	「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」に基づく理容業、美容業、ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ業 の同業組合で構成されている尼崎市環境衛生協会により、自主点検、衛生管理の推進を図る必要がある。
対象（誰を・何を）	事業所
求める成果（どのような状態にしたいか）	関係営業施設における自主管理を推進するとともに、優秀施設の表彰や手指器具消毒強調月間事業等を通じて衛生水準の向上を図る。
事業概要	1　経営安定のための事業 　経営講習会や従業員対策の研究 2　環境衛生向上のための事業 　各種衛生講習会の実施や自主点検制度の推進、器具等消毒動の推進等を行う。
実施内容	1　環境衛生自治指導員研修会 　平成29年11月27日に実施し、65人が参加 2　器具手指消毒強調月間 　毎年10月20日から11月20日までステッカーの作成及び配布 3　自主点検カードの作成、配布及び回収 　自主点検カード配布数　2,736枚 　自主点検カード回収数　1,767枚 4　「環境衛生自主点検推進の店」等の賞状を授与 　環境衛生自主点検推進の店　・・・　32施設 　環境衛生自主点検優良の店　・・・　132施設

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		504	504	504	
	委託料	504	504	504	講習会等の実施等に係る委託料
人件費　B		800	795	396	
	職員人工数	0.10	0.10	0.05	
	職員人件費	800	795	396	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		1,304	1,299	900	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	1,304	1,299	900	

③事業成果の点検

評価指標	環境衛生向上のために行っている自主点検カードの回収率(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)								単位	%
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎　年度	27年度	71	28年度	78	29年度	65
平成29年度の目標に対する達成状況	□ （概ね）達成 ■ やや達成できず □ 下回った	H29年度はやや達成できなかったが、自主点検制度と衛生管理の推進について、環境衛生関係業種のより一層の衛生向上を図るため、回収率の増加に努める。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	尼崎市環境・食品衛生自主点検要綱に基づき、自主点検を推進する必要があり、また、自主点検制度と衛生管理の推進は、環境衛生関係業種の衛生向上に有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	本事業は、衛生向上の啓発指導を行う事業のため、受益者負担の考え方はなじまない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県下で委託実施している市はない。

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	既に尼崎市環境衛生協会に委託し、事業を実施している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 　□ 委託等の余地有 　■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	営業者との協働事業である。
	A	B	C	D	E		
現状				●			
将来像				○			

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	効率的な組織体制のもと各種事業を実施することで、それらに取り組む事業者の衛生水準の向上等に寄与していることから、今後も本事業を継続実施する。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	効率的な組織体制のもと人材を生かし更に発展させることで、事業者の衛生意識を高め、環境衛生の向上に寄与していく。

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	尼崎市食品衛生協会委託料	4631	
根拠法令	食品衛生法、食品安全基本法		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和32年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	35 公衆衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。				
行政の取組	10-3-2 食品・環境などの衛生面の体制確保				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	西村　邦子

①事業概要

事業実施趣旨	衛生教育の充実と法令遵守を徹底するため、食品等事業者への指導及び啓発を継続的に行う必要がある。
対象（誰を・何を）	食品等事業者
求める成果（どのような状態にしたいか）	食品等事業者が法令を遵守できており、また、食品業界の衛生水準の向上が図られている。
事業概要	尼崎市食品衛生協会に以下の事業を委託し、実施する。 1　食品等事業者に対する衛生講習会や巡回指導等 2　営業許可の更新指導
実施内容	<平成29年度実績> 1　業界の衛生教育に関する事業（業種別講習会の開催）

業　　種	受講者数
和菓子・洋菓子製造業	62
食肉・食鳥肉販売業、飲食店営業（焼肉店・レストラン）等	57
飲食店営業（惣菜・仕出し・弁当）等	58
魚介類販売業、飲食店営業（寿司店）等	64
集団給食施設	210
合　　計	451

2　営業許可指導及び施設改善に関する事業
(1)　営業許可更新指導　　1,326 件
(2)　施設巡回指導　　1,220 施設

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		688	719	741	
	委託料	688	719	741	講習会等の実施等の委託料
人件費 B		1,680	1,670	1,665	
	職員人工数	0.21	0.21	0.21	
	職員人件費	1,680	1,670	1,665	
	嘱託等人件費				
合計 C（A+B）		2,368	2,389	2,406	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	688	719	741	営業許可等手数料
	一般財源	1,680	1,670	1,665	

③事業成果の点検

評価指標	食品業界への衛生教育の充実と法令遵守を徹底するために行われている講習会の参加人数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	496	28年度	508	29年度	451
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	昨今の食中毒の発生状況や法改正の状況等を踏まえ、講習会の内容を見直しているため、一定の講習会受講者数を維持している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	食品等事業者の自主衛生管理のためには、最新の衛生知識の習得と法令遵守精神の醸成が必要であり、これらが食中毒発生の予防に繋がっていることから、継続することで効果が生まれる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	本事業は、食品衛生の啓発指導を行う事業のため、受益者負担の考え方はなじまない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体のように行政全体で行うよりも協働実施の方が、経費削減効果がある。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	既に尼崎市食品衛生協会により実施されている。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域		市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
	現状				●		食品等事業者との協働事業である。
	将来像				○		

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	食品等事業者の自主衛生管理を維持するために、啓発の内容や対象者について更なる検討を加え、本委託事業を実施しているところである。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	より効果的な実施を目指して、委託先の尼崎市食品衛生協会と協議しており、講習会の実施方法を変更するなど、改善を図っているところである。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	公衆浴場施設整備資金利子補給金	463A	
根拠法令	尼崎市公衆浴場施設整備資金利子補給金交付要綱		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和53年度		

事業分類	補助金・助成金
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	35 公衆衛生費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。				
行政の取組	10-3-2 食品・環境などの衛生面の体制確保				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	西村　邦子

①事業概要

事業実施趣旨	一般公衆浴場に対して、衛生措置基準を遵守させ、施設の近代化を促進させる。なお、近年は施設の大規模改修は一段落し、小規模改修が多い傾向にある。
対象（誰を・何を）	事業所
求める成果（どのような状態にしたいか）	公衆浴場は自家風呂の普及によって年々減少する傾向にあるが、市民の日常生活に極めて深い関係があるため、施設設備の改善向上及び経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図ることで公衆衛生の向上及び増進に資する。
事業概要	一般公衆浴場の営業者が日本政策金融公庫或いはその代理機関から施設整備資金を借り入れた場合、支払った利子のうち年利率1%を超える部分を7年間に限り補給する制度である。（但し、借入額2100万円を上限とする。）
実施内容	

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延融資数	8	8	7	6	3	2	1
延融資施設数	4	4	3	3	2	2	1
一般公衆浴場施設数	59	52	50	47	45	41	39

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		60	1	189	
	負担金補助及び交付金	60	1	189	施設整備資金利子の負担分
人件費 B		800	795	396	
	職員人工数	0.10	0.10	0.05	
	職員人件費	800	795	396	
	嘱託等人件費				
合計 C（A+B）		860	796	585	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金	19		94	公衆浴場施設整備資金利子補給金補助金(補助率1/2)
	市債				
	その他				
	一般財源	841	796	491	

③事業成果の点検

評価指標	衛生措置基準等を遵守するために必要な施設改修を行っている件数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	3	28年度	2	29年度	1
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	施設の建て替え等の大規模改修は一段落し、近年小規模改修が当事業利用者のほとんどを占めていることから、公衆衛生の向上が図られているといえる。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	一般公衆浴場は地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設である。公衆浴場の営業は施設の維持管理が不可欠であり、施設の改修は定期的に発生し且つ費用が高額に上る場合もあるため、今後も事業を継続していく必要がある。また、兵庫県下統一事業として、公衆浴場施設整備資金利子補給を行っており、施設改善に有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	—
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県下統一事業であり、他自治体でも実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	兵庫県健康福祉部補助金交付要綱（公衆浴場施設整備資金利子補給補助事業補助金）に基づき、市が行う事業である。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	健全な経営ができるよう、公衆浴場の運営者に補助を行っている。
将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	県下統一事業であることや大規模の改修に迫られた際等に廃業を余儀なくされる施設へのセーフティーネットとしての意義から継続していくことが望ましい。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	今後も兵庫県とともに本事業を継続していく。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	動物愛護対策事業費	4722
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律	
個別計画	—	
事業開始年度	平成5年度	

事業分類	法定事業（裁量含む）
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	40 動物愛護センター費

施策	10 健康支援
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。
行政の取組	10-3-2 食品・環境などの衛生面の体制確保

局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	西村　邦子

①事業概要

事業実施趣旨	犬や猫等を「家族の一員」として飼育する人が増えるなど、人と動物の関わりはより深いものとなっている。その一方で、飼育の途中放棄、飼育マナーの欠如による近隣への迷惑行為、さらには地域における飼い主のいない猫への対応をめぐる意見の相違など様々な問題が生じている。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	動物愛護思想の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人への危害防止並びに公衆衛生の向上を図ることにより、人と動物が共に幸せにくらせる社会を目指す。
事業概要	①動物愛護思想の高揚等、②係留義務に違反した飼い犬の収容、③犬・猫の引取り、④負傷動物の収容・治療等、⑤収容動物の返還・処分・譲渡、⑥動物に関する苦情相談の処理、⑦動物取扱業の登録等、⑧特定動物の飼養又は保管の許可等、⑨動物愛護管理推進協議会の開催
実施内容	①動物愛護思想の高揚と適正飼養の啓発を行う。 ・市報あまがさき（年2回）や協働推進員による啓発文書の回覧等 ②係留義務等に違反した犬の収容を行う。　犬　7頭 ③犬・猫の引取りを行う。　・成犬15頭、成猫15匹、子猫173匹 ④負傷動物の収容、治療等を行う。　・犬3頭、猫33匹 ⑤収容動物の返還、処分及び譲渡を行う。 ・返還8頭（犬7頭、猫1匹）、処分161頭（犬2頭、猫159匹）、譲渡86頭（犬17頭、猫69匹） ⑥犬・猫等の飼い方に関する苦情相談の受付及び指導を行う。 ・受付471件（犬177件、猫247件、その他47件） ⑦動物取扱い施設の登録等を行う。　・登録15件（12施設） ⑧特定動物の飼養又は保管に関する許可等を行う。　・許可7件 ⑨動物愛護管理推進協議会を開催する。　・全体会議1回

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		1,116	1,211	1,325	
	報償費	36	14	52	協議会の報償費等
	需用費	565	555	658	動物の餌、薬資材等
	委託料	496	577	525	動物処分業務等の委託料
	使用料及び賃借料	12	13	30	コピー使用料等
	その他	7	52	60	麻酔銃所持関係手数料等
人件費　B		17,383	16,691	16,639	
	職員人工数	1.93	1.92	1.92	
	職員人件費	15,436	15,272	15,220	
	嘱託等人件費	1,947	1,419	1,419	
合計　C（A+B）		18,499	17,902	17,964	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	61	71	153	その他は、狂犬病予防手数料、動物保管実費弁償、動物返還料
	一般財源	18,438	17,831	17,811	

③事業成果の点検

評価指標	動物に起因する苦情・相談件数(成果指標の設定が困難であるため、苦情等の実績を記載)								単位	件
目標・実績	目標値	400	達成年度	29　年度	27年度	548	28年度	499	29年度	471
平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	当初目標値の400件に近づいてきており、今後とも、継続して普及啓発等に取り組む。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	犬猫の引取りや動物取扱業の登録等、業務の多くは法定事業である。また、動物に関する苦情相談の処理等その他の業務についても公共性が高く、市で実施しなければならない事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	犬猫の引取り事務、収容動物の返還（保管料を含む）事務、動物取扱業の登録事務及び特定動物の飼養許可事務について、保健衛生関係事務手数料条例に基づき受益者から負担を求めている。また手数料の額については、3年ごとに見直しを行っている。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	法令の規定により、全国の都道府県、政令指定都市、中核市及び保健所設置政令市が同様の事務を行っている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	現在、収容動物の処分業務は兵庫県に、負傷動物の治療等業務は尼崎市開業獣医会に委託している。 他の業務については、法令の規定により市が実施しなければならない、若しくは実施すべき事務である。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域		市民の領域 ⇔ 行政の領域				
		A	B	C	D	E
	現状				●	
	将来像			○		

内容	動物の適正飼養に関する普及啓発や殺処分数ゼロに向けた取組み等を推進するため、市民、団体及び行政が連携し、一体となった取組をする必要がある。

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	無責任な飼い主による飼育マナーの欠如や迷惑行為に対して、近隣住民からの苦情などが絶えず寄せられており、今後とも啓発活動や犬猫の収容を継続する必要がある。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	上記の理由に加え、肝心の「動物の愛護や適正な飼育管理に取り組む職員」も不足しているため、今後とも、NPOやボランティアの協力は、ますます重要となっている。平成23年6月に設置した「動物愛護管理推進協議会」の意見も参考にしながら、今後の動物愛護行政の取組を協議、検討していく。

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業費	4725	
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	平成19年度		

事業分類	補助金・助成金
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	40 動物愛護センター費

施策	10 健康支援
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。
行政の取組	10-3-2 食品・環境などの衛生面の体制確保

局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	西村　邦子

①事業概要

事業実施趣旨	野良猫による生活環境の悪化について多くの苦情が寄せられるが、地域住民の間でも、「野良猫を何とか排除してほしい」という意見と、「野良猫といえど一つの命であり守ってほしい」という意見に分かれている。
対象（誰を・何を）	1 野良猫 2 地域住民
求める成果（どのような状態にしたいか）	1 野良猫の不妊手術費用の助成をすることにより、市内に生息する野良猫の数を減らす。 2 地域で活動してもらうことにより、地域コミュニケーションの活性化につなげる。
事業概要	野良猫によりもたらされる地域の生活環境の悪化に対し、地域が主体となって不妊手術を行い、次世代の野良猫を増やさないようにすることにより野良猫による被害を減らし、地域の生活環境の改善を図るとともに、地域において人と猫が共生できる環境づくりに取り組むことにより地域のコミュニケーションの活性化を図る。
実施内容	1 講習会の開催 ・野良猫対策活動講習会を開催する。（平成29年度実績：6回、参加者計108名） 2 野良猫対策活動の推進 ・苦情等対応時に、野良猫活動の意義や概要について説明を行う。 ・また、必要に応じて、活動ボランティアと一緒に町内会の会合の場で、上記活動に関する説明を行う。 ・野良猫対策活動承認申請書の受付と同承認書の交付。 ・地域住民と活動ボランティアとの連絡調整。 3 不妊手術に係る助成金の交付 ・野良猫の不妊手術について助成金の交付を行う。（メス上限1万円／件、オス上限5千円／件） （平成29年度実績：雌399件,雄302件※） ※うち100万円は当事業費で執行。残り350万円は動物愛護基金を活用し、【4727】動物愛護推進強化事業費で執行。

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		1,000	1,000	1,000	
	負担金補助及び交付金	1,000	1,000	1,000	不妊手術に係る助成金の交付
人件費 B		1,680	1,670	1,665	
	職員人工数	0.21	0.21	0.21	
	職員人件費	1,680	1,670	1,665	
	嘱託等人件費				
合計 C（A+B）		2,680	2,670	2,665	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	2,680	2,670	2,665	

③事業成果の点検

評価指標	所有者の判明しない猫の引取り数								単位	匹
目標・実績	目標値	160	達成年度	33 年度	27年度	330	28年度	259	29年度	227
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 ■ やや達成できず □ 下回った	少しづつであるが、ここ数年猫の引き取り数は、減少しており、目標に向け、地域のボランティアと連携し、協力を得ながら事業を推進していく。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	野良猫に関する問題は、法令が十分に整備されていないことや、野良猫に対する市民の考え方にも大きな隔たりがあることから、野良猫に関する問題は、地域の問題と捉え、地域での解決に向けた取組を推進する必要がある。所有者の判明しない猫の引取り数の更なる減少に向けて引き続き事業を推進していく。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有 □ 無	野良猫の不妊手術費用に対して、市はメス上限1万円/件、オス上限5千円/件を上限に助成金を交付している。但し、上限を超える分については、自己負担としている。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

他自治体及び国との基準比較	平成29年度予算 阪神間(芦屋市＝100万円、西宮市325万円、宝塚市150万円、川西市30万円)

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	助成金の交付等に関する事務以外は、既に活動ボランティアが中心となって行っている。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状			●			事業開始時から、地域住民・活動ボランティア・行政による連携が既に図られている。
将来像			○			

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	野良猫不妊手術費用一部助成等への基金の活用による予算の拡充を図りながら、この活動がより多くの地域に浸透するよう更なる普及啓発の取組を推進していく。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	野良猫に関する苦情や所有者の判明しない猫の引取り数の多い地域に対し、取組の必要性を説明するなど地域への働きかけを行う。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	動物愛護推進強化事業費	4727
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律	
個別計画	—	
事業開始年度	平成25年度	

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	40 動物愛護センター費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。				
行政の取組	10-3-2 食品・環境などの衛生面の体制確保				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	西村　邦子

①事業概要

事業実施趣旨	協働の理念のもと、動物愛護管理施策に協力したいという個人や団体から広く寄附を募り、これを財源とした事業を実施する。
対象（誰を・何を）	収容動物 地域住民
求める成果（どのような状態にしたいか）	事業を実施することにより、人と動物が共に幸せに暮らすことができる社会の実現を目指すことを目的とする。
事業概要	収容犬のトリミング、動物愛護基金のＰＲ、犬、猫適正飼養パンフレット作成、不妊手術の助成拡充等を行う。
実施内容	平成29年度実績 1. 収容犬のトリミング　(2頭) 2. 動物愛護基金ＰＲに関するポケットティシュの作成　(3,000個) 3. 犬ふんマナー啓発用糞処理袋の購入　(2,000個) 4. 収容ケージ購入　(2台) 5. 猫侵入防止装置（超音波発生装置：貸出用）　(7台) 6. 学校飼育動物用飼料購入　(16校) 7. 適性飼養啓発パンフレット作成　(1,000部) 8. ペット災害対策啓発パンフレット作成　(1,000部) 9. 動物愛護基金周知パンフレット作成　(5,000部) 10. 犬ふん害防止啓発用看板購入　(2,000枚) 11. 迷子札ホルダー購入　(2,000個) 12. 収容動物情報印刷用プリンターインク購入　(4パック) 13. 野良猫不妊手術費の助成の拡充　(350万円)

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	(参考) 30年度予算	備考
事業費　A		2,614	4,317	6,669	
	報償費	4	6	30	収容犬のトリミング
	需用費	489	811	2,139	注射済票ホルダー購入費等
	負担金補助及び交付金	2,000	3,500	4,500	野良猫不妊手術に係る費用助成
	備品購入費	121			
人件費　B		400	398	396	
	職員人工数	0.05	0.05	0.05	
	職員人件費	400	398	396	
	嘱託等人件費				
合計　C (A+B)		3,014	4,715	7,065	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	2,614	4,317	6,669	動物愛護基金繰入金
	一般財源	400	398	396	

③事業成果の点検

評価指標	動物愛護行政の更なる推進のための寄附金を財源とした事業であり、成果をもとめるものではない。								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	—	28年度	—	29年度	—
平成29年度の目標に対する達成状況	□ (概ね) 達成 □ やや達成できず □ 下回った	—								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	通常の予算では難しい事業の実施、拡充を行うことで、動物の愛護及び適正飼養に関する普及啓発を目的としている。適正飼養が周知され犬・猫のふん放置や鳴き声等の苦情が減少し、野良猫の引取りが0になるまで、助成拡充、啓発の事業は必要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	動物愛護管理施策推進への寄附金が財源となっている。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	野良猫不妊手術の費用助成に関して、助成金の交付事務以外は既にボランティアが中心となって行っている。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状				●		野良猫不妊手術の費用助成に関して捕獲、手術等はボランティアが中心となって行っている。
将来像				○		

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	本事業の内、野良猫不妊手術費用一部助成は猫の引取り数を減少させることを目標とした従来の事業※の拡充に充てられており、その効果は着実に出ている。 また、犬のトリミングについても、収容時に毛が伸び放題で汚れていた体を洗い、毛を整えることで譲渡されやすくなっている。 これらの事業は収容動物の殺処分の減少に役立っている。 ※従来の事業＝[4725] 地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業費

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	本市は平成23年度より、殺処分数ゼロに向けた取り組みを進めており、具現化するために寄附金を活用した事業を進めている。この活動がより多くの地域に浸透するよう更なる普及啓発の取り組みを推進していく。また、平成27年度から雄猫の去勢手術に対しても助成を始め、平成28,29年度は増額を行っている。今後も継続して事業を実施する。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	保健所等検体検査委託事業費	4E21	
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき（評価：無）		
事業開始年度	―		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	10 保健所費
目	05 保健所費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。				
行政の取組	10-3-2 食品・環境などの衛生面の体制確保				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	市民、食品関係者、水道事業関係者を対象に、伝染病、食中毒予防の細菌学的検査（サルモネラ、赤痢、O157等）を実施する。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	検便検査を必要とする市民に対して、検体の受付場所を提供し健康管理意識の向上に努める。
事業概要	食中毒やO157などの感染症から市民の健康を守るため細菌学的検査を実施する。
実施内容	＜内容＞ 食中毒予防の細菌学的検便検査（赤痢、サルモネラ、O157等） ＜検体検査実施機関＞ ハーティ21 ＜実績＞

検体検査　（件）

年　度		平成27	平成28	平成29
検便検査	赤痢・サルモネラ	916	758	745
	O157を含む	2,279	2,366	2,322
計		3,195	3,124	3,067

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		3,813	3,748	3,785	
	報償費				
	委託料	3,813	3,748	3,785	ハーティ21委託料
	需用費				
	繰出金				
	その他				
人件費　B		1,021	716	0	
	職員人工数	0.13	0.09	0.00	
	職員人件費	1,021	716	0	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		4,834	4,464	3,785	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	3,813	3,748	3,785	保健所使用料
	一般財源	1,021	716	0	

③事業成果の点検

評価指標	利用件数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	人
目標・実績	目標値	―	達成年度	― 年度	27年度	3,195	28年度	3,124	29年度	3,067
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	利用者は昨年度より若干減少しているものの、市民の利用状況に概ね変化はない。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	食品関係者等の調理に従事する者は食品衛生法に関する衛生管理として月1回以上の検便検査を受けることとした厚生労働省からの通達が出されている。水道事業者は水道法施行規則において、定期的な健康診断及び感染症の原因となる検便検査の実施が義務付けられており検便検査の実施は必要であるため受診機会の提供を行なっている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	尼崎市保健所使用料手数料条例に従い、診療報酬点数で算定した額の8割に相当する額の範囲内を受益者負担としている。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	保健所設置している西宮市は保健所で感染症に伴う検便検査の受付を実施しており、その他の市は県の健康福祉事務所で実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	検便検査は、長年、保健所で受付を行っており市民にも周知されていたが、市民の利便性向上の観点から、ハーティ21や民間検査会社等での利用を検討した。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状					●	検査については専門の知識が必要であるため市民との協働には馴染まないが、市民の健康管理のための啓発を協働で進めていきたい
	将来像				○		

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	直接ハーティ21等で受付から検査、結果報告まで実施することにより市民の利便性の向上が図ることができることから、平成30年度以降の保健所での検体受付の廃止を決定した。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	休廃止	直接ハーティ21等で受付から検査、結果報告まで実施することにより市民の利便性の向上が図ることができることから、平成30年度以降は保健所での検体受付を廃止する。しかし、食中毒予防などの観点から検便検査の必要性についての啓発活動は今後も継続して取り組む。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	衛生研究所事業費	4I1K	
根拠法令	食品衛生法　水道法　水質汚濁防止法		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき		
事業開始年度	昭和41年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	15 衛生研究所費
目	05 衛生研究所費

施策	10 健康支援
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。
行政の取組	10-3-2 食品・環境などの衛生面の体制確保

局	健康福祉局	課	衛生研究所	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	食品衛生法　水道法　水質汚濁防止法等の法令に基づき、微生物検査、理化学検査及び環境科学検査を行う。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	食品衛生法、環境衛生法、感染症法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の関連法令に基づき、行政機関、事業者等の依頼検査を迅速かつ的確に実施し、市内の保健衛生及び環境保全上の安全を科学的に示すことで、市民が安心して生活できるまちづくりに寄与する。
事業概要	各関係法令に基づき、衛生及び環境に関する各種試験・検査・研究などを実施する。
実施内容	衛生研究所検査事業 微生物・感染症検査　事業開始年度　昭和41年度 H29年度依頼項目数　9,000 生活環境科学検査　事業開始年度　昭和41年度 H29年度依頼項目数　24,776 食品の試験検査体制整備事業 事業開始年度　平成10年度 外部精度管理調査の実施

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	7,917	6,960	7,847	
需用費	7,696	6,739	7,572	
役務費	179	179	180	
使用料及び賃借料	42	42	95	
人件費 B	105,564	111,898	101,772	
職員人工数	16.32	17.27	16.71	
職員人件費	100,847	105,947	90,606	
嘱託等人件費	4,717	5,951	11,166	
合計 C（A+B）	113,481	118,858	109,619	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	2,212	2,212	2,212	
一般財源	111,269	116,646	107,407	

③事業成果の点検

評価指標	検査実施項目数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)								単位	項目
目標・実績	目標値	38,323	達成年度	― 年度	27年度	37,047	28年度	38,323	29年度	33,776

平成29年度の目標に対する達成状況	■ （概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った 29年度活動指標の目標値38,323項目に対し、実績は33,776項目で88%達成できた。 微生物検査9,000項目、理化学検査9,818項目、環境科学検査14,958項目

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民が安心して暮らせるように新興・再興感染症に係る臨床検体及び衣食住にかかる生活環境検体、大気や河川等の環境保全に係る検体について検査し、感染拡大の防止や科学的根拠による安全性を行政に提供するため、今後も検査を実施する必要がある。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	本事業は、一部の一般有料依頼検査においては手数料の負担を求めているが、本事業の主軸は市民の安全・安心を確保するための行政検査であり、市として実施しなければならない業務であるため、受益者負担を求めるのは適正ではない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	29年度検査項目数 東大阪市　28,539項目 姫路市　122,829項目

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	感染症拡大防止のための検査や生活衛生課、環境保全課などの行政機関が法規上所管している「営業停止」「改善命令」「排水停止命令」などの行政処分の根拠となる検査は「公平かつ公正、迅速、的確」に検査する必要があり、これらの公権力の行使を伴うような業務は民間委託できない。また、一般有料検査においても検査精度の高さやデータに対する助言等が求められることから、市が実施することが適当である。
委託等の可能性	■ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 □ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	公権力の行使を伴う専門性の高い検査業務であるため協働はなじまない。
将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	生活環境や事業所指導、感染拡大防止に資する科学的根拠となる検査結果を提供することができている。 また、最新の知見や問題・課題の情報収集を行い、健康危機管理機能の強化に努める。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	社会情勢の変化による新たな検査項目や検査方法の改正に対応するため、検査技術の向上を図るとともに標準作業書、検査試薬、検査機器等を今日的な視点で効率的に整備していく必要がある。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	地方卸売市場食品検査所維持管理事業費	462A	
根拠法令	食品衛生法、食品安全基本法		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和25年度		

事業分類	施設管理運営
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	35 公衆衛生費

施策	10 健康支援
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。
行政の取組	10-3-2 食品・環境などの衛生面の体制確保

局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	西村　邦子

①事業概要

事業実施趣旨	生鮮食品等を多く取り扱う公設地方卸売市場において、効率的に監視指導、衛生検査を行うため、検査所の維持管理を行う。
対象（誰を・何を）	食品等事業者
求める成果（どのような状態にしたいか）	市民の食生活をあずかる流通拠点の要としての地方卸売市場を監視指導し、また、流通食品を検査することにより、食中毒等食品による危害の発生を未然に防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
事業概要	1 監視指導　市場内の食品関係営業施設に早朝（月1回）から立ち入り、有毒魚の排除、食品の衛生管理並びに表示内容等について必要な指導を行う。 2 収去等検査　市場に流通している生鮮食品、加工食品等を収去し、添加物や細菌等の検査を実施することにより、不良食品等の排除を図る。 3 衛生啓発　市場内の食品等事業者に、食品衛生に関する正しい知識の普及を行う。
実施内容	食品関係営業施設の監視＜平成29年度実績＞

	監視件数	施設数	指導件数
許可を要する施設	534	34	6
許可を要しない施設	678	26	2
合　計	1,212	60	8

食品等の試験検査＜平成29年度実績＞

	検体数	検査内訳		不適検体数
		化学検査	細菌検査	
収去検査	101	90	11	0

苦情等処理件数＜平成29年度実績＞

調査	照会	検査	教育	その他	合計
3	2	0	2	0	7

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	460	498	528	
需用費	186	175	300	光熱水費
役務費	41	41	45	電話料
委託料	233	242	156	清掃、空調保守点検等
備品購入費		27		ファクシミリ購入費
負担金補助及び交付金		13	27	全国市場検査所協議会会費等
人件費 B	1,760	1,432	1,110	
職員人工数	0.22	0.18	0.14	
職員人件費	1,760	1,432	1,110	
嘱託等人件費				
合計 C（A+B）	2,220	1,930	1,638	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	460	485	515	営業許可等手数料
一般財源	1,760	1,445	1,123	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	斎場整備事業費	4921	
根拠法令	尼崎市立弥生ケ丘斎場の設置及び管理に関する条例		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和25年度		

事業分類	ハード事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	50 墓地、斎場費

施策	10 健康支援
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。
行政の取組	10-3-2 食品・環境などの衛生面の体制確保

局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	西村　邦子

①事業概要

事業実施趣旨	弥生ケ丘斎場の火葬炉は、平成14年9月の供用開始以来、14年が経過しており、各設備が改修の時期を迎えていることから定期的な改修工事等を行う。
対象（誰を・何を）	弥生ケ丘斎場
求める成果（どのような状態にしたいか）	施設の正常な運転を行い、施設使用不能による業務停止を避ける。
事業概要	平成28年度より、10基ある火葬炉の全面改修を順次行うとともに火葬後の排ガスより煤塵、有害物質を取り除くためのろ布を年間1系統ずつ交換していく。また、火葬炉2基増設に向けた工事設計を行う。
実施内容	平成29年度において、6号炉の火葬炉全面改修、3、4号炉の火葬炉部分補修及び第3系統のろ布交換を実施した。また、平成30年度着工予定の火葬炉2基増設工事の設計を行った。

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	14,494	17,086	210,000	
工事請負費	14,494	17,086	210,000	火葬炉の増設、改修工事等
人件費 B	12,975	14,556	12,317	
職員人工数	1.81	1.83	1.51	
職員人件費	12,975	14,556	11,970	
嘱託等人件費			347	
合計 C（A+B）	27,469	31,642	222,317	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債			142,500	
その他				
一般財源	27,469	31,642	79,817	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	墓園整備事業費	492K	
根拠法令	墓地、埋葬等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	—		

事業分類	ハード事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	50 墓地、斎場費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。				
行政の取組	10-3-2 食品・環境などの衛生面の体制確保				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	西村　邦子

①事業概要

事業実施趣旨	老朽化した墓園について受益者負担の考え方から年間使用料制度を導入し、使用者に必要な管理費を毎年負担していただき、墓園の適切な維持管理及び整備を行う。
対象（誰を・何を）	弥生ケ丘墓園 墓園使用者
求める成果（どのような状態にしたいか）	墓園の使用環境を向上させ利用者が快適に参拝できるようにする。 墓園年間使用料対象者の利便性を向上させ収納率の低下を防ぐ。
事業概要	墓園の参道の水はけが悪く、雨天時には水たまりができるような状況になっていることをふまえ、配管等を設置し雨水対策を行う。 年間使用料対象者には市の指定金融機関が居住地近くにない地域があるため、郵便局での納付を可能とする体制を整える。
実施内容	○弥生ケ丘墓園整備事業 平成29年度　弥生ケ丘墓園枡及び配管設置整備工事　1,047,600円 ○墓園年間使用料関係事業 平成22年度に尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例が改正され、当初許可日より50年経過した区画及び平成22年度以降の新規使用者に対し、平成23年度より年間使用料を徴収している。 対象者に納付書を配布し市の指定金融機関に納付することとしているが、関西2府4県以外の地域での低下を防ぐために郵便局での納付を可能とする体制を整える。 年間使用料　1,500円/㎡ 平成28年度対象区画数　2,010件 平成29年度対象区画数　2,574件 内　関西2府4県以外は80件

②事業費　（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A	1,072	21,346	1,296	
需用費	22	21	22	札かけ用消耗品等
役務費	1	1	3	郵便局振込み手数料
委託料		1,744		墓園造成工事測量業務委託料等
工事請負費	1,049	19,580	1,271	墓園造成工事等
人件費　B	3,558	6,563	4,548	
職員人工数	0.57	0.79	0.53	
職員人件費	3,558	6,284	4,201	
嘱託等人件費		279	347	
合計　C（A+B）	4,630	27,909	5,844	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	1,049	1,047	1,271	墓地使用料
一般財源	3,581	26,862	4,573	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	施設維持管理事業費	4I1A	
根拠法令	尼崎市立衛生研究所の設置及び監理に関する条例・同条例規則		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき（評価：無）		
事業開始年度	昭和41年度		

事業分類	施設管理運営
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	15 衛生研究所費
目	05 衛生研究所費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。				
行政の取組	10-3-2 食品・環境などの衛生面の体制確保				
局	健康福祉局	課	衛生研究所	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	衛生研究所のフロアー使用料、及び高度な精密機器を正常に稼動させるための施設維持管理事業設備が20年を経過しており、修繕・更新時期がきている。
対象（誰を・何を）	衛生研究所
求める成果（どのような状態にしたいか）	市民生活の安全のため、通常検査並びに感染症、食中毒事件や環境汚染等の緊急的な検査に迅速に対応できるよう常に万全の体制を整える。
事業概要	衛生研究所の維持・管理のために必要な事務等を実施している。
実施内容	光熱水費 庁舎・検査器具等修繕料 設備保守点検 衛生研究所フロアー使用料 ①竣工年　平成5年(南塚口町4丁目4-8　市民健康開発センター　ハーティー21の5階部分) ②構造等　鉄筋コンクリート造地下1階・6階建て 延べ床面積　10,247.54m2 敷地面積　4,796.89m2 ③管理　直営管理

②事業費　（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A	51,254	52,244	53,588	
需用費	6,903	7,042	6,724	
委託料	10,230	10,719	11,447	
使用料及び賃借料	29,393	29,394	29,394	
その他	4,728	5,089	6,023	
人件費　B	8,175	11,236	10,351	
職員人工数	1.47	2.16	1.76	
職員人件費	7,886	10,022	9,037	
嘱託等人件費	289	1,214	1,314	
合計　C（A+B）	59,429	63,480	63,939	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	59,429	63,480	63,939	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	衛生研究所検査機器整備事業費	4I1P	
根拠法令	食品衛生法、水道法、水質汚濁防止法		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき（評価：無）		
事業開始年度	昭和41年度		

事業分類	ハード事業
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	15 衛生研究所費
目	05 衛生研究所費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。				
行政の取組	10-3-2 食品・環境などの衛生面の体制確保				
局	健康福祉局	課	衛生研究所	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	現有の検査機器はほとんどのものが１５年以上経過しており、老朽化している分析機器を今日的な視点から、より効率的に更新し、精度管理を高める必要がある。
対象（誰を・何を）	検査機器
求める成果（どのような状態にしたいか）	公衆衛生及び環境保全の向上に寄与するため、食品衛生法や水質汚濁防止法等に規定される公権力行使に活用される信頼度の高いデータを、迅速に市行政機関に提供する。
事業概要	現有検査機器の更新、整備
実施内容	衛生研究所の検査業務に必要不可欠な機器を計画的かつ効率的に更新整備し、市民の食や環境の安全を確保するとともに、安全で適正な検査体制を確保する。 平成27年度は、該当機器なし。 平成28年度は、病原体遺伝子検査のための遺伝子増幅装置（4,038千円）及びPCB等有害汚染物質を検査するためのガスクロマトグラフ分析装置（4,968千円）を整備した。 平成29年度は、MLVA解析装置（1,500千円）を整備した。

②事業費　（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A	9,006	1,500	0	
備品購入費	9,006	1,500		MLVA解析装置の整備
人件費　B	3,389	398	0	
職員人工数	0.47	0.05		
職員人件費	3,389	398		
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	12,395	1,898	0	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	12,395	1,898	0	

（このページは白紙です）

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	後期高齢者医療あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費助成事業費	337D	
根拠法令	尼崎市後期高齢者医療あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費助成事業実施要綱		
個別計画	—		
事業開始年度	平成20年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	20 老人福祉費

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	後期高齢者医療制度担当	所属長名	木村　勉

①事業概要

事業実施趣旨	後期高齢者医療被保険者の健康保持増進を目的として、あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費の一部を助成している。
対象（誰を・何を）	後期高齢者医療被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進を図る。
事業概要	後期高齢者医療被保険者に、あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費の一部助成を行う。 ※当事業は、兵庫県後期高齢者医療制度特別対策補助金交付対象事業（長寿・健康増進事業）である。
実施内容	年間1人8回利用できる施設利用証を発行する。助成額1回1,000円 ※利用証の更新は、被保険者の資格確認ができたときは、更新申請を待たずに交付していたが、平成29年度更新からは2年間使用していない者に対しては利用証を発送しないこととした。 ※被保険者は施術を受けたときに利用券を施術担当者に渡し、施術担当者は利用券を添付した施術費請求明細書を提出して、支払を受ける。

助成事業の推移

	資格対象者数（人）	延べ利用回数（回）	一人当たり平均利用回数（回）	助成額（円）
平成23年度	5,454	14,608	2.68	14,608,000
平成24年度	6,233	15,563	2.50	15,563,000
平成25年度	6,739	15,648	2.32	15,648,000
平成26年度	7,255	15,308	2.11	15,308,000
平成27年度	7,600	15,168	2.00	15,168,000
平成28年度	7,897	14,890	1.89	14,890,000
平成29年度	4,217	14,489	3.44	14,489,000

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		15,202	14,682	15,467	
	需用費	312	193	323	利用証、請求明細書等
	負担金補助及び交付金	14,890	14,489	15,144	施術費助成額
人件費 B		4,352	3,777	3,454	
	職員人工数	0.31	0.24	0.24	
	職員人件費	1,965	1,486	1,484	
	嘱託等人件費	2,387	2,291	1,970	
合計 C（A+B）		19,554	18,459	18,921	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	15,312	15,746	15,467	後期高齢者医療制度特別対策補助金
	一般財源	4,242	2,713	3,454	

③事業成果の点検

評価指標	交付人数の増加（成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定）								単位	人
目標・実績	目標値	3,386	達成年度	29 年度	27年度	7,600	28年度	7,897	29年度	4,217

平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	市報や被保険者証送付時の通知文等により制度を周知した結果、達成できた。

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	利用証の資格対象者数は一度申請すれば後期高齢者医療制度の被保険者資格のある間は自動的に更新されるため毎年増加しているが、一人当たり利用回数の伸びは見られなかった。 しかし、平成29年度の更新に際して、2年間利用回数0回の者に対し利用証を交付しないこととしたため、利用証の交付を受けた被保険者に対しては健康の保持増進が図られているものと考える。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	一部助成のため、施術を受けた被保険者が施術所で残額を負担している。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	広域連合内の状況（平成29年度末現在）

市名	尼崎市	神戸市	姫路市	西宮市	芦屋市	宝塚市	明石市	三木市	相生市	高砂市	加東市
対象年齢	被保険者	70歳以上	70歳以上	70歳以上	70歳以上	70歳以上	74歳以上	身体障害者	65歳以上	70歳以上	65歳以上
年間回数	8	3	3	5	2	5	4	12	12	12	12
1回当たり助成額	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1500	1000	1000	500
年間最大助成額	8000	3000	3000	5000	2000	5000	4000	18000	12000	12000	6000

※芦屋市は、60歳以上の障害者手帳等を持つ人も対象である。
※明石市は、平成26年度から1年ごとに対象年齢を1歳ずつ75歳まで引き上げる。
※相生市は、平成27年度に16回から12回に減じた。
※加東市は、身体障害者を含み、所得割非課税者に限る。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	当事業のうち窓口業務・データ入力業務において国民健康保険業務と一体化しての委託化を検討することが望ましいとされており、国保系新システムによる事務の運用及び国保都道府県単位化後の事務の運用を図り、各業務ごとにPDCAを実施する中で検討を行う。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状					●	施術費の助成事業であるため市民との協働にはなじまない。
	将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	後期高齢者医療制度発足時、国民健康保険の同制度を継続せよとの請願が採択され平成20年6月から実施している。当事業については全額特別対策補助金を財源としてきたが、平成26年度決算から同補助金が減額され、一般財源を投入しなければならなくなった。 このため、平成29年度の更新に際して、2年間利用回数0回の者に対して利用証を交付しないものとして経費の縮減を図ったが、後期高齢者医療制度においては増加する医療費の適正化を図るため保健事業へシフトしており、当事業の縮小・見直しを検討するとともに、保健事業の充実を図ることが求められている。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	今後、大幅に一般財源の投入を余議なくされることがあれば、当事業の縮小・見直しを検討するとともに、保健事業（後期高齢者健診・歯科健診事業等）の充実を図る必要がある。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	後期高齢者歯科健診事業費	337E	
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	平成28年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	20 老人福祉費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。				
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営				
局	市民協働局	課	後期高齢者医療制度担当	所属長名	木村　勉

①事業概要

事業実施趣旨	後期高齢者医療制度の被保険者を対象に歯科健診を実施する。
対象（誰を・何を）	後期高齢者医療制度の被保険者 ※介護施設等に入所中の被保険者・長期入院中の被保険者については対象外
求める成果（どのような状態にしたいか）	虚弱に着目した疾病予防を目的として実施することにより、寝たきりの減少等一定の効果が得られた結果として医療費の抑制をめざす。
事業概要	高齢者の特性を考慮した問診、口腔内診査及び結果に基づく指導を行う。
実施内容	[周知方法] 市報、HP、協働推進員あてチラシ [受診方法] 電話予約を行い、指定した時間に受診券及び被保険者証を持参して受診する。 [費用負担] 無料 [健診内容] 義歯の状況、舌機能、咀嚼機能、嚥下機能のチェック等 [実施期間] 平成29年7月30日（日）、平成29年10月15日（日） [実施場所] 中央公民館小ホール及び女性センタートレピエ視聴覚室 [受診者数] 年度 28 29 受診者数 178人 123人

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	695	535	1,218	
需用費	43	73	98	健診票、チラシ用紙
委託料	652	451	1,100	歯科医師会委託料
使用料及び賃借料		11	20	会場使用料
人件費 B	800	477	476	
職員人工数	0.10	0.06	0.06	
職員人件費	800	477	476	
嘱託等人件費				
合計 C（A+B）	1,495	1,012	1,694	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	695	583	1,218	後期高齢者医療制度特別対策補助金
一般財源	800	429	476	

③事業成果の点検

評価指標	後期高齢者歯科健診受診率								単位	%
目標・実績	目標値	0.54	達成年度	30 年度	27年度	—	28年度	0.34	29年度	0.22
平成29年度の目標に対する達成状況	□ （概ね）達成 □ やや達成できず ■ 下回った	市報やHP、チラシ等で広報は行ったが、限られた場所・日時で実施したため、受診者増が見込めず目標を下回った。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	口腔内機能の低下や肺炎等の病気を予防するためには、早期に発見し適切な処置を受けることが必要である。歯科健診の機会をつくることで介護予防と健康寿命の延伸につながることへの理解を深め、寝たきり減少等の一定の効果が得られた結果として、医療費の抑制を図ることに有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	医療費の抑制という目的に寄与するものであることから、受益者負担を求めないこととしている。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	広域連合内の状況（平成30年度4月現在）

市名	尼崎市	神戸市	姫路市	西宮市	芦屋市	伊丹市	明石市	川西市	三田市	篠山市	三木市
運営	委託	委託	委託	委託	委託	直営	直営	直営	委託	委託	委託
対象者	被保険者	75歳	被保険者	75歳、80歳	被保険者	被保険者	被保険者	被保険者	被保険者	76歳、80歳	被保険者
実施方法	集団健診	個別健診	集団健診	個別健診	個別健診	個別健診	集団健診	集団健診	個別健診	個別健診	集団健診
自己負担	無料	無料	無料	無料	無料	500円	無料	無料	無料	無料	無料
受診率(%)	0.22	9.22	0.17	13.33	0.2	0.15	0.28	0.13	10.09	14.81	2.58

※ 姫路市は、各日先着30名を4日間限定で実施。
※ 芦屋市、伊丹市は、40歳以上を対象としている
※ 明石市は、5回実施し、各定員15名。保健センターで3回、ふれあいの里(2か所あり）で各1回ずつ実施。
※ 川西市、三木市は、まちぐるみ健診として実施しているため75歳以上を対象としていない。
※ 三田市は、対象者を被保険者としているが、案内はがきを送付しているのは75歳・80歳のみ。

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	歯科健診全般を尼崎市歯科医師会に委託している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	歯科医師等による健診事業であるため市民との協働にはなじまない。
将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	平成28年度からの新規事業であり、今後、歯科健診結果を基にデータ分析等を行う中で、事業の効果について評価していく必要がある。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	介護予防と健康寿命の延伸を図るため、歯科健診結果を基にデータ分析等を行い、保健指導につなげる方策を検討する。また、個別健診の実施等健診方式の見直しを行うなど被保険者の受診増につながるような取組を検討し、さらなる健康増進を図る。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	重度障害者等特別給付金支給事業費	3651	
根拠法令	尼崎市無年金外国人重度障害者等特別給付金支給要綱等		
個別計画	—		
事業開始年度	平成6年度		

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	40 年金費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。				
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営				
局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	昭和36年の国民年金制度発足時、外国籍の人等は国民年金の加入対象から除外された。その後、昭和57年1月1日に国籍要件が撤廃されたが、当時すでに障害の状態にあった人は、障害基礎年金の支給対象とならず、国民皆年金制度の中にあって制度的無年金者が存在しているため、福祉的措置として障害基礎年金に準じた給付金を支給する。
対象（誰を・何を）	市内に在住する制度的無年金外国籍重度障害者等
求める成果（どのような状態にしたいか）	本来、制度的無年金外国籍重度障害者等は、国の年金制度で救済されるべきものであるが、国において、法整備が図られるまでの間、国民皆年金制度の対象から除外された無年金外国籍重度障害者等に障害基礎年金1・2級に準じた特別給付金を支給することにより、福祉の向上に寄与する。
事業概要	国民年金制度上、国籍要件等により国民年金の適用除外となったため、障害基礎年金を受給できない重度障害者及び中度障害者に、福祉的措置として市・県の共同事業（折半給付の形）で障害基礎年金1・2級に準じた特別給付金を支給する。
実施内容	市内に居住し、重度障害者（1・2級の身体障害者手帳、A判定の療育手帳、1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている者）及び中度障害者（3級の身体障害者手帳、B1判定の療育手帳、2級の精神障害者保健福祉手帳を持っている者）で、次のいずれかに該当する者の申請に基づき認定の可否を決定し、給付金を支給する。 1　昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人で障害発生原因の初診日が、同日前にある者（昭和57年1月1日現在、日本国内で外国人登録をしていた者に限る） 2　昭和61年4月1日前に、海外に滞在して、既に20歳に達していた人で、海外滞在中に障害発生原因の初診日があり、障害基礎年金等の受給資格が得られなかった者 ＜平成29年度の実績＞ (1)　支給単価　重度障害者　月額　81,176円　（市負担　40,588円　県負担　40,588円） 中度障害者　月額　32,470円　（市負担　32,470円　県負担　0円） (2)　支 給 月　年4回　各四半期の最終月末 (3)　支給状況　重度障害者　受給者　11人　（支給総月数　132月　支給総額　9,319,560円） 中度障害者　受給者　2人　（支給総月数　24月　支給総額　779,280円）

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		10,116	10,106	11,503	
	需用費	7	7	7	申請書　等
	扶助費	10,109	10,099	11,496	重度障害者特別給付金、中度障害者特別給付金
人件費 B		810	658	1,045	
	職員人工数	0.10	0.10	0.15	
	職員人件費	810	658	1,045	
	嘱託等人件費				
合計 C（A+B）		10,926	10,764	12,548	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金	4,450	4,446	5,357	無年金高齢者・障害者福祉給付金補助金
	市債				補助率：重度障害者特別給付金
	その他				扶助費の47.7%程度
	一般財源	6,476	6,318	7,191	

③事業成果の点検

評価指標	受給者数（申請による該当者把握となるため、救済適用率による成果指標の設定ができず活動指標を設定）								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	14	28年度	13	29年度	13
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	本事業は、市と県の共同事業として、双方が給付額の1/2ずつを負担することにより実施している。ただし、県の負担分に関して、阪神間各市において平成20年度から対象を拡大して実施している中度障害者への給付については、制度化されていない状況である。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	現在の受給者は13人と少数ではあるが、本給付金に係る受給手続きは、本人からの申請により、審査後受給者となることから、該当救済漏れ者数の把握が困難であるため、手続漏れがないよう市広報誌で年1回の案内をしている。また、本給付金の支給対象者は、年金制度の資格要件などにより、障害基礎年金を受けることができない制度的外国籍無年金重度障害者及び中度障害者であるため、国において、法整備が図られるまでの間の福祉的措置として、事業の必要性及び有効性は高い。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	国において法整備が図られるまで、このまま継続して事業を進める必要があり、受益者へ負担を求めるのは適当ではない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県下の各市町も同様の給付事業が設けられており、給付内容はほぼ同額である。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	兵庫県無年金外国籍高齢者・障害者等福祉給付金支給事業実施要綱の中で、実施主体は、市町となっているため。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状					●	兵庫県無年金外国籍高齢者・障害者等福祉給付金支給事業実施要綱の中で、実施主体は、市町となっているため。
	将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	本給付金は、年金制度の資格要件などにより、障害基礎年金を受けることができない制度的無年金者に対する救済を趣旨として支給しており、現受給者は、受給可否審査における所得額を見ても低所得者である。 このため、国において法整備が図られるまでの間の福祉的措置の給付金ではあるが、受給者にとっては、年金所得としての認識が強く日常生活を送るうえでの糧となっており、このまま継続して事業を進め福祉の向上に寄与するため、支援支給が必要である。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	県に対し、中度障害者に係る給付金について、特別給付金を制度化して障害基礎年金2級の1/2の助成額を負担していただくよう、また、公的年金等の併給緩和措置に係る部分についても、制度化して助成額を負担していただくよう要望する。 また、本来、国において救済措置が図られるものであるため、今後とも全国都市国民年金協議会及び全国市長会を通じて、国に対し、救済措置を講じるよう継続して要望していく。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	高齢者特別給付金支給事業費	365A
根拠法令	尼崎市無年金外国人高齢者等特別給付金支給要綱等	
個別計画	—	
事業開始年度	平成7年度	

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	40 年金費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。				
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営				
局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	昭和36年の国民年金制度発足時、外国籍の人等は国民年金の加入対象から除外された。その後、昭和57年1月1日に国籍要件が撤廃されたが、当時すでに外国籍高齢者等は、老齢年金等の支給対象とならず、国民皆年金制度の中にあって制度的無年金者が存在しているため、福祉的措置として老齢福祉年金に準じた給付金を支給する。
対象（誰を・何を）	市内に在住する制度的無年金外国籍高齢者等
求める成果（どのような状態にしたいか）	本来、制度的無年金外国籍高齢者等は、国の年金制度で救済されるべきものであるが、国において、法整備が図られるまでの間、国民皆年金制度の対象から除外された無年金外国籍高齢者等に老齢福祉年金に準じた特別給付金を支給することにより、福祉の向上に寄与する。
事業概要	国民年金制度上、国籍要件等により国民年金の適用除外となったため、老齢基礎年金等を受給できない高齢者に、福祉的措置として市・県の共同事業（折半給付の形）で老齢福祉年金に準じた特別給付金を支給する。
実施内容	市内に居住し、大正15年4月1日以前生まれで、次のいずれかに該当する者の申請に基づき認定の可否を決定し、給付金を支給する。 1　昭和57年1月1日現在、日本国内で、外国人登録をしている者 2　昭和57年1月1日現在、日本国内で外国人登録をしており、昭和36年4月1日以降に日本国籍を取得した者 3　長期海外に滞在し、昭和36年4月1日以降に帰国した者 ＜平成29年度の実績＞ (1) 支給単価　　月額 33,274円　（市負担　16,637円　　県負担　16,637円） (2) 支 給 月　　年4回　各四半期の最終月末 (3) 支給状況　　受給者　35人　（支給総月数　363月　　支給総額　12,078,462円）

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		14,229	12,085	13,184	
	需用費	7	7	7	
	扶助費	14,222	12,078	13,177	
人件費 B		1,215	1,060	1,193	
	職員人工数	0.15	0.15	0.15	
	職員人件費	1,215	1,060	1,193	
	嘱託等人件費				
合計 C（A+B）		15,444	13,145	14,377	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金	6,984	5,912	6,588	無年金高齢者、障害者福祉給付金補助金補助率・高齢者特別給付金扶助費の48.9%程度
	市債				
	その他				
	一般財源	8,460	7,233	7,789	

③事業成果の点検

評価指標	受給者数（申請による該当者把握となるため、救済適用率による成果指標の設定ができず活動指標を設定）								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	46	28年度	37	29年度	35
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	本事業は、市と県の共同事業として、双方が給付額の1/2ずつを負担することにより実施している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	支給対象は、市内居住者で大正15年4月1日以前生まれの者であり、該当者の手続きは完了している。現在の受給者の年齢は、90歳以上と高齢であるため年々受給者は減少し、今後一定期間をもって本給付金事業は終息していく。しかしながら、本給付金の支給対象者は、年金制度の資格要件などにより、老齢基礎年金等を受けることができない制度的外国籍無年金高齢者等であるため、国において、法整備が図られるまでの間の福祉的措置として、事業の必要性及び有効性は高い。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	国において法整備が図られるまで、このまま継続して事業を進める必要があり、受益者へ負担を求めるのは適当ではない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県下の各市町も同様の給付事業が設けられており、給付内容はほぼ同額である。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	兵庫県無年金外国籍高齢者・障害者等福祉給付金支給事業実施要綱の中で、実施主体は、市町となっているため。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状					●	兵庫県無年金外国籍高齢者・障害者等福祉給付金支給事業実施要綱の中で、実施主体は、市町となっているため。
	将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	本給付金は、年金制度の資格要件などにより、老齢基礎年金等を受けることができない制度的無年金者に対する救済を趣旨として支給しており、現受給者は、受給可否審査における所得額を見ても低所得者である。 このため、国において法整備が図られるまでの間の福祉的措置の給付金ではあるが、受給者にとっては、年金所得としての認識が強く日常生活を送るうえでの糧となっており、このまま継続して事業を進め福祉の向上に寄与するため、支援支給が必要である。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	県に対し、公的年金等の併給緩和措置に係る部分についても、制度化して助成額を負担していただくよう要望する。また、本来、国において救済措置が図られるものであるため、今後とも全国都市国民年金協議会及び全国市長会を通じて、国に対し、救済措置を講じるよう継続して要望していく。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	保険料収納関係事務経費	G021	
根拠法令	国民健康保険法		
個別計画	—		
事業開始年度	—		

事業分類	法定事業（裁量含む）
会計	10 国民健康保険事業費
款	05 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	保険料収納関係業務は多岐にわたり、国民健康保険事業において大変重要な業務である。とりわけ、保険料の収納率が低位にある中で、国保財政の安定化のために力を入れて取り組んでいる。
対象（誰を・何を）	国民健康保険被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	国民健康保険事業の安定的な運営と被保険者間の負担の公平性の観点から、保険料収納率の向上を図る。
事業概要	口座振替等に係る収納業務、短期証・資格証明書の交付等の保険料収納に関する事務、電話催告業務及び口座振替加入勧奨業務を含む徴収専門業者への委託をインセンティブ方式で継続する。また、ペイジー口座振替受付サービス等を実施することにより、市民サービスの向上を図るとともに、口座振替加入率を高め、収納率の向上を目指す。
実施内容	保険料収納率の向上を図るため、口座振替・ペイジー口座振替受付サービス、短期証・資格証明書の交付、徴収専門業者への委託、コンビニ収納等に係る事務を実施。 1　保険料収納関係事務　　保険料の収納に係る事務で、自主納付書などを作成及び送付している。 2　コンビニ収納関係事務　　被保険者の納付機会を広く確保するために、平成17年度から導入している。 　平成29年度実績　2,360,755千円　（平成28年度実績　2,356,111千円） 3　徴収専門嘱託員　　11人の推進員を雇用し（平成29年度現在）、徴収事務を行っている。 4　徴収専門業者への委託　　滞納の早期発見・早期解消のため、滞納となっている保険料について、推進員の担当地区以外の地区への臨戸訪問による徴収業務を平成20年度から委託している。 　平成29年度実績　239,142千円　委託地区数　20地区 （平成28年度実績　302,015千円　委託地区数　17地区） 5　ペイジー口座振替受付サービス　　窓口に設置しているモバイル端末に金融機関のキャッシュカードを通し、暗証番号を入力することで口座振替手続きが完了するシステムで、平成24年10月から実施している。 　平成29年度実績　2,258件　（平成28年度実績　2,486件）

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		111,085	119,205	124,666	
	旅費	1,387	1,109	1,008	
	需用費	11,592	10,619	14,643	自主納付書等
	役務費	31,649	29,573	26,675	郵送料等
	委託料	66,343	77,776	82,211	国民健康保険料収納業務委託等
	その他	114	128	129	使用料及び賃借料
人件費　B		75,324	67,800	58,187	
	職員人工数	3.39	3.39	3.50	
	職員人件費	26,478	26,388	27,691	
	嘱託等人件費	48,846	41,412	30,496	推進員人件費等
合計　C（A+B）		186,409	187,005	182,853	
Cの財源内訳	国庫支出金	1,187	20		財政調整交付金
	県支出金			1,177	
	市債				
	その他	3,554	4,170	9,284	督促手数料等
	一般財源	181,668	182,815	172,392	

③事業成果の点検

評価指標	保険料収納率（現年度）								単位	%
目標・実績	目標値	93	達成年度	34　年度	27年度	90.13	28年度	91.47	29年度	92.13
平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	多岐にわたる収納対策を実施することにより、前年度を上回る収納率を確保している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本事業は、国民健康保険事業の安定的な運営及び被保険者間の負担の公平性を確保するために必要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	市が保険者として主体的に行うべき事業であり、受益者負担という考え方はなじまない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	保険料の収納に係る対策については、各市がそれぞれの状況に応じた取組を実施しているところである。

他市の保険料収納率の状況（現年度）

	尼崎市	神戸市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	川西市	三田市
H28	91.47	93.44	93.85	94.48	92.15	91.08	91.34	95.74
H29	92.13	92.97	94.21	94.69	93.03	91.42	92.58	95.66

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	委託等が可能な事務については、実施を進めている。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状					●	市が保険者の責任において主体的に行う事業であり、協働にはなじまない。
	将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	コンビニエンスストアへの収納業務委託やペイジー口座振替受付サービスなどの利便性向上に関する取組と徴収専門嘱託員及び委託事業者による徴収や短期被保険者証交付による納付折衝機会の確保などの収納対策を実施してきた結果、8年連続で収納率が上昇していることから、これらの取組を継続して実施することが必要である。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	平成30年4月に「尼崎市国民健康保険料収納対策緊急プラン」を改訂し、平成34年度における目標収納率を93.0%と定めたことから、これを確実に達成するため、現在実施している対策の実効性を高める取組を進め、さらなる収納率の向上を目指す。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	収納率向上特別対策事業費	G31A	
根拠法令	国民健康保険法、総務省繰出基準(通知)		
個別計画	—		
事業開始年度	—		

事業分類	法定事業（裁量含む）
会計	10 国民健康保険事業費
款	05 総務費
項	05 総務管理費
目	20 収納率向上特別対策費

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	収納率向上のため、口座振替の加入勧奨や保険料収納についての広報等を行うことにより、事業の安定的な運営の確保を図る。
対象（誰を・何を）	国民健康保険被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	国民健康保険事業の安定的な運営と被保険者間の負担の公平性の観点から、保険料収納率の向上を図る。
事業概要	事業の安定的な運営を確保するため、口座振替の加入勧奨や保険料収納についての広報等を行うことにより、収納率の向上を図る。
実施内容	事業の安定的な運営を確保するため、口座振替の加入勧奨や保険料収納についての広報等を行うことにより、収納率の向上を図る。 1 口座振替依頼書の送付 国民健康保険の安定的な運営、保険料収納率の向上に寄与するため、被保険者の口座振替の促進に取り組み、加入率の向上を目指す。 2 資格証明書の送付 納期後1年を経過した保険料を特別な事情がなく滞納している被保険者に対して、年2回にわたり被保険者資格証明書を交付している。なお、当課では2人の滞納整理嘱託員を雇用している。 平成29年度実績　685世帯　　平成28年度実績　969世帯 3 高額滞納者に対する預金調査、納付指導、差押え 銀行の預金調査や生命保険調査などを拡大、また、税務署OB嘱託員1人を雇用し、国税で培った徴収ノウハウを国保料徴収に活用することで、高額滞納者に対する納付指導や差押えを強化している。 (1) 高額滞納世帯への納付指導　平成29年度実績　385件　116,548千円 (平成28年度実績　330件　106,198千円) (2) 差押え　平成29年度実績　46件　8,426千円 (平成28年度実績　53件　14,296千円)

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	(参考) 30年度予算	備考
事業費 A	4,789	3,397	5,283	
旅費	712	449	713	
需用費	597	851	663	
役務費	3,480	2,097	3,907	
人件費 B	67,182	67,331	73,972	
職員人工数	7.78	7.78	8.25	
職員人件費	57,507	57,380	63,700	
嘱託等人件費	9,675	9,951	10,272	
合計 C (A+B)	71,971	70,728	79,255	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	71,971	70,728	79,255	

③事業成果の点検

評価指標	保険料収納率（現年度）								単位	%
目標・実績	目標値	93	達成年度	34 年度	27年度	90.13	28年度	91.47	29年度	92.13
平成29年度の目標に対する達成状況	■ （概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	納付書送付時に口座振替依頼書やペイジー口座振替受付サービスの開始チラシを同封したり、短期証や資格証明書の交付などのあらゆる収納対策により、前年度を上回る収納率を確保している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本事業は、国民健康保険事業の安定的な運営及び被保険者間の負担の公平性を確保するために必要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	市が保険者として主体的に行うべき事業であり、受益者負担という考え方はなじまない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	保険料の収納に係る対策については、各市がそれぞれの状況に応じた取組を実施しているところである。 他市の保険料収納率の状況（現年度）

	尼崎市	神戸市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	川西市	三田市
H28	91.47	93.44	93.85	94.48	92.15	91.08	91.34	95.74
H29	92.13	92.97	94.21	94.69	93.03	91.42	92.58	95.66

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	市が保険者の責任において主体的に行う事業であり、民間委託はなじまない。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	市が保険者の責任において主体的に行う事業であり、協働にはなじまない。
将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	収納率の向上のため、口座振替の勧奨や保険料収納についての広報等を行うことにより、事業の健全な運営の確保を図ることができている。 また、平成25年度からは特に納付指導や滞納処分に力を入れており、収納率の向上に寄与しているところである。以上のことから、当事業は、今後も、国民健康保険事業の安定的な運営と被保険者間の保険料負担の公平性を確保するために継続していく必要がある。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	拡充	国民健康保険事業の安定的な運営と被保険者間の保険料負担の公平性を確保するため、本事業においては、平成25年度から納付指導や滞納処分を特に推進している。 また、平成27年度から正規職員を2名増員し、滞納処分の強化を図ってきたところ、平成30年度からは、さらに1名を増員することにより、　調査対象の拡大を行うなど、一層の収納率向上を図っていく。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	結核・精神医療付加金	GX1A	
根拠法令	国民健康保険条例第7条の2		
個別計画	—		
事業開始年度	—		

事業分類	ソフト事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	10 保険給付費
項	15 給付諸費
目	15 結核・精神医療付加金

施策	10 健康支援				
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。				
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営				
局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	公衆衛生の観点から結核・精神医療付加金を支給することにより、被保険者の福祉の向上に寄与している。
対象（誰を・何を）	国民健康保険被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	被保険者の福祉の向上に寄与する。
事業概要	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2、障害者自立支援法第58条の公費承認医療費について、費用の5%又は自己負担額のいずれか少ない額を支給する。
実施内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2、障害者自立支援法（※）第58条の公費承認医療費について、費用の5%又は自己負担額のいずれか少ない額を支給している。 ※ 平成25年4月から「障害者総合支援法」へ変更

1 結核医療付加金

年　度	件数	1件あたり給付額	給付額
平成27年度	276 件	425 円	117,203 円
平成28年度	329 件	481 円	158,348 円
平成29年度	248 件	559 円	138,620 円

2 精神医療付加金

年　度	件数	1件あたり給付額	給付額
平成27年度	20,324 件	1,410 円	28,654,676 円
平成28年度	20,965 件	1,435 円	30,082,951 円
平成29年度	21,158 件	1,399 円	29,592,420 円

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		30,241	29,731	29,749	
	負担金補助及び交付金	30,241	29,731	29,749	
人件費 B		4,533	4,508	3,125	
	職員人工数	0.57	0.57	0.11	
	職員人件費	4,533	4,508	3,125	
	嘱託等人件費				
合計 C（A+B）		34,774	34,239	32,874	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	30,241	29,731	29,749	保険料
	一般財源	4,533	4,508	3,125	

③事業成果の点検

評価指標	支給件数（国民健康保険給付に係る事業であり、適切な成果指標の設定は困難であるため活動指標を設定）								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	20,600	28年度	21,294	29年度	21,406
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	結核・精神医療付加金を適正に支給することにより、被保険者の福祉の向上に寄与している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	被保険者の福祉の向上に資する事業であり、必要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有 □ 無	被保険者に保険料として負担を求めている。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市の状況 結核・・・　芦屋市（※）・西宮市・伊丹市・三田市において実施 ※ 芦屋市は入院も対象 精神・・・　阪神間では芦屋市のみ実施（本市と同様の額）

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	市が保険者として主体的に行う事業であり、民間委託はなじまない。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	市が保険者として主体的に行う事業であり、協働にはなじまない。
将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	結核患者に係る給付は、一定の件数をもって推移しており、精神障害者に係る給付については、増加傾向にあることから、被保険者の福祉の向上に寄与するための事業として維持する必要がある。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	被保険者の福祉の向上に資するため、今後も継続していく。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	ヘルスアップ尼崎戦略事業費	HD11	
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		
個別計画	国民健康保健特定健診等実施計画(データヘルス計画)		
事業開始年度	平成18年度		

事業分類	法定事業（裁量含む）
会計	10 国民健康保険事業費
款	25 保健事業費
項	03 特定健康診査等事業費
目	05 特定健康診査等事業費

施策	10 健康支援		
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。		
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営		
局	ひと咲きまち咲き担当局	課	ヘルスアップ尼崎戦略担当 健康支援推進担当
所属長名	越智　寛　・　山本　正巳		

①事業概要

事業実施趣旨	医療制度改革の実施により国が目指す皆保険制度の維持という基本的な方向性を踏まえ、本市国民健康保険事業等における医療費適正化を効率的、効果的に推進する。
対象（誰を・何を）	11歳、14歳、16歳～39歳の市民、40歳～74歳の尼崎市国民健康保険被保険者、75歳以上の後期高齢者医療制度被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	生活習慣病の重症化による高額な医療費を短期的に適正化するため、健診とその結果に基づく保健指導を行うとともに、より若い世代からの望ましい生活習慣の獲得が図られており、ひいては、このことで、中長期的な医療費の適正化に繋がっている。
事業概要	法律に基づき、平成20年度から特定健診・特定保健指導や、重症化予防を図るためのハイリスク健診・保健指導を実施。平成22年度から、将来の医療費適正化に繋げるため、若年層への生活習慣病予防健診・保健指導、国保以外の医療保険に加入している市民への保健指導、後期高齢者健診を実施。平成25年度から、新たに全庁的な生活習慣病予防にかかる戦略的な対策を講じるため「未来いまカラダ戦略事業」を実施している。
実施内容	1　ヘルスアップ健診事業 ①受診率向上対策・・・受診率40%を超えることを目標に、対象集団をセグメント分けし、それぞれの属性に応じた対策を実施した。 ②重症化予防対策・・・重症高血圧者への保健指導の徹底と未治療、治療中断者への継続支援を実施した。さらに、健康寿命の延伸に向け、がん対策として胃がんリスク検査事業を実施した。 2　ヘルスアプローチ事業 ヘルスアップ健診事業による生活習慣改善の継続を支持するべく、より良い生活習慣が継続できる環境づくりを行う。平成29年度も、前年度に引き続き、健診すずめ通信の全戸配布などを実施した。 3　ヘルストレンド事業 医療費適正化効果の評価及び事業の再構築に生かすため、通年の医療費分析などを実施した。 4　未来いまカラダ戦略事業 市民の健康寿命の延伸、結果として得られる国保等の医療費及び介護給付の適正化を目指し、生活習慣病の予防に向けた総合戦略に取り組むべく、ヘルスアップ尼崎戦略会議において決定された事業に取り組んだ。

健診・保健指導実施状況	健診		保健指導	
	受診者数	受診率	利用者数	利用率
特定健診	26,227	38.6%	10,007	38.2%
	(特定保健指導再掲)		1,883	58,7%
生活習慣病予防診断（途中加入）	582	11.4%	427	73.4%
生活習慣病予防診断（16～39歳）	2,240	1.7%	1,517	67.7%
生活習慣病予防診断（11～14歳）	2,233	30.8%	1,784	79.9%
後期高齢者健診	8,478	14.0%	910	10.7%

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		522,685	532,852	615,067	
	需用費	6,511	6,479	9,638	健康手帳用リーフレット　等
	役務費	3,073	4,227	3,139	郵送料　等
	委託料	502,625	512,000	587,777	健診・保健指導委託料　等
	繰出金	1,865	756	5,851	解析用ソフトライセンス　等
	その他	8,611	9,390	8,662	特定健診　保健所負担金　等
人件費　B		118,721	112,978	122,941	
	職員人工数	12.89	12.89	13.95	
	職員人件費	103,108	102,527	110,582	
	嘱託等人件費	15,613	10,451	12,359	
合計　C（A+B）		641,406	645,830	738,008	
Cの財源内訳	国庫支出金	83,804	70,707		特定健康診査等負担金　等
	県支出金	78,675	64,823	309,226	特定健康診査等負担金　等
	市債				
	その他	272,056	299,356	172,963	保険料　等
	一般財源	206,871	210,944	255,819	

③事業成果の点検

評価指標	生活習慣病の重症化による高額な医療費の発生件数（割合） ＊平成24年度の16%の維持を以って評価する。							単位	%
目標・実績	目標値	16	達成年度	年度	27年度	15.8	28年度	16.0	29年度	—
平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	※平成29年度実績については集計途上のため計上せず 脳・心血管疾患発症予防のため、特定保健指導対象者はもちろん、重症な高血圧、高血糖者等にも優先的に介入し、医療管理の必要性や生活習慣改善に向けた保健指導を個別面接や家庭訪問、学習会等の機会を通じ継続的に実施している。この結果、発生割合は横ばいを維持するなど、引き続き一定の成果が出ている。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	上記達成状況のとおり、高額な医療費が必要となる疾病のうち、予防可能なもの(生活習慣病）について、保健指導介入によって発症を防ぎ、医療費適正化を目指すことは必要かつ科学的根拠に基づいており有効である。脳・心臓血管疾患の発症までに10～15年かかることから、団塊世代が後期高齢期を迎える十数年後を見据えて、今から生活習慣病予防対策を講じることは合理的で妥当性がある。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	国保被保険者の特定健診は、健診受診が予防や早期発見に繋がり、医療費の適正化を図れることから、受診者からの自己負担は無料としている。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	詳細健診、ハイリスク健診、生活習慣病予防健診は一部自己負担を徴収している。

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他都市との比較は困難であるが、今後、KDB（国保データベース）システムによる比較検討を行う予定である。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	集団健診の実施において、各業務を細分化し、マニュアル化が可能であった健診データ処理や健診結果のファイリング業務については、委託済である。 しかしながら、健診会場の選定などの準備から健診実施、結果の処理までを一体的に委託化することは可能である。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状			●			健診の意義や生活習慣病予防について学習機会を市が提供するとともに、地区社協や団体などが主体的に出前健診を実施し、受診率向上に繋がっている。
将来像			○			

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	①受診率向上対策として、夕方健診の実施や健診結果提出に特化した案内を送付した。また、生命保険会社との連携による受診勧奨に取り組む中、特定健診受診率については、横ばいであった。 ②血圧や糖の市民学習会を実施するなど、重症化予防に取り組むとともに、透析予防の専門医による学習会や健診データを読む力を養うための研修を行うなど、保健師のスキルアップに努めた。

平成30年度以降の取組方針	拡充	①受診率向上については、国保新規加入者層への新たな対策として、総合健診への案内強化などに取り組む。また、地区活動など地域に入る機会を増やし、地域保健とも連携しながら保健指導の質の向上を図る。 ②健診データを読み取れる、問題点を整理し優先順位が付けられる、指導内容を理解してもらえるなど保健師として必要な能力を明確にし、足らない能力を補うため、経験年数に応じた段階的な研修を行うなど、目的を持って保健師のスキルアップに取り組む。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費	HF21	
根拠法令	尼崎市国民健康保険あんま、マッサージ、はり、きゅう施設利用規則第7条		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和48年度		

事業分類	ソフト事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	25 保健事業費
項	05 保健事業費
目	05 保健事業費

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	被保険者の健康の保持増進に寄与するため、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術費の助成を行う。
対象（誰を・何を）	国民健康保険被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	被保険者の健康の保持増進に寄与する。
事業概要	被保険者のはり・きゅう、あんま・マッサージの施術費の一部助成を行う。
実施内容	被保険者の健康の保持増進のため、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術費の一部助成を行う。 1　利用回数1人年間12回 2　単価　1回当たり大人1,000円、小人500円

給付実績

年　度	大人件数	小人件数	支払金額
平成27年度	19,179 件	67 件	19,213 千円
平成28年度	17,642 件	62 件	17,673 千円
平成29年度	15,920 件	24 件	15,932 千円

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		17,673	15,932	14,559	
	負担金補助及び交付金	17,673	15,932	14,559	
人件費 B		5,012	5,022	3,485	
	職員人工数	0.66	0.66	0.65	
	職員人件費	5,012	5,022	3,485	
	嘱託等人件費				
合計 C（A+B）		22,685	20,954	18,044	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	17,673	15,932	14,559	保険料
	一般財源	5,012	5,022	3,485	

③事業成果の点検

評価指標	助成件数（適切な成果指標の設定が困難であるため活動指標を設定）								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	19,246	28年度	17,704	29年度	15,944
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	規則に基づき、適正に給付している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	被保険者の健康の保持増進に寄与している。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有 □ 無	被保険者に保険料として負担を求めている。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間において同様の助成を国民健康保険に係る事業として実施している都市はない。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	市が保険者として主体的に行う事業であり、民間委託はなじまない。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	市が保険者として主体的に行う事業であり、協働にはなじまない。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	本事業は、被保険者の健康の保持増進を目的とした助成制度であり、被保険者に一定、定着している。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	被保険者の健康の保持増進に資するため、今後も継続していく。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	尼崎市鍼灸マッサージ師会等補助金	HH1A	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	—		

事業分類	補助金・助成金
会計	10 国民健康保険事業費
款	60 諸支出金
項	10 諸費
目	05 分担金及び負担金

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	国保年金管理担当	所属長名	中釜　政人

①事業概要

事業実施趣旨	国民健康保険事業の能率的な運営を図るため、尼崎市鍼灸マッサージ師会等へ補助金を交付する。
対象（誰を・何を）	尼崎市内の鍼灸師団体
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市鍼灸マッサージ師会等へ補助金を交付することにより、国民健康保険事業の能率的な運営を図る。
事業概要	国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、尼崎市鍼灸マッサージ師会等に補助金を支出する。
実施内容	本市では、はり・きゅう、あんま・マッサージ施術費の助成を実施しており、国民健康保険事業の能率的な運営及び当該団体の円滑な事業運営に資するため、次の3団体に補助金を交付している。 1　尼崎市鍼灸マッサージ師会 2　尼崎市保険鍼灸師会 3　尼崎市鍼灸師会

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		576	576	576	
	負担金補助及び交付金	576	576	576	
人件費　B		800	795	793	
	職員人工数	0.01	0.01	0.01	
	職員人件費	800	795	793	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		1,376	1,371	1,369	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	1,376	1,371	1,369	

③事業成果の点検

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	27年度	—	28年度	—	29年度	—
平成29年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	補助金の交付により、国保事業の能率的な運営を図ることができている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	国民健康保険事業の能率的な運営に資する。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　□ 無	—
見直しの必要性	□ 有　□ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	類似の補助金を支出している他自治体はない。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無 補助金事業は、市で行うべき事業であり、民間委託はなじまない。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	市が保険者として主体的に行う事業であり、協働にはなじまない。
将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	補助金を支出することにより、本市国民健康保険事業の円滑で能率的な運営が図られている上に、各団体の円滑な事業運営にも資するものである。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	今後とも、尼崎市鍼灸マッサージ師会等へ補助金を交付することにより、国保事業の能率的な運営を図っていく。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	徴収関係事務経費	S515	
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	平成20年度		

事業分類	法定事業（裁量含む）
会計	63 後期高齢者医療事業費
款	05 総務費
項	10 賦課徴収費
目	05 賦課徴収費

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	後期高齢者医療制度担当	所属長名	木村　勉

①事業概要

事業実施趣旨	後期高齢者医療事業の円滑な実施を図るため、被保険者から保険料を徴収する。
対象（誰を・何を）	後期高齢者医療被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	後期高齢者医療事業の円滑な実施及び被保険者間の負担の公平性の確保の観点から保険料収納率の向上を図る。
事業概要	特別徴収（年金からの天引き）以外の普通徴収（納付書や口座振替）の方法により納付する被保険者のうち、期限内に納付のない者には督促状、催告状を送付するとともに、電話や訪問等による納付折衝、財産差押などの滞納処分を実施することにより、保険料収納率の向上を図っている。
実施内容	【納付勧奨】納期後に督促状、8月と2月に催告状を送付し、年度内納付を促す。 【口座振替の推進】新規資格取得者に対して口座振替を勧奨する。 【電話催告】臨時的任用職員を2人体制に増員し、年間2,800件程度電話催告をすることにより収納率の向上へつなげている。さらに、平成28年度から新規資格取得者など連絡先が登録されていない者に対して、国保年金課へ連絡先の調査を依頼し、電話催告を強化している。 【短期証の発行】発行前に小額滞納者に対して一般証への切替を促す電話勧奨、納付相談等を行い保険料の納付意識の向上に努めている。 【滞納整理】高額滞納者上位100人と折衝し、早期滞納解消を図るとともに、分納誓約書を交わしている。さらに、平成28年度から国保年金課と連携して所得調査を実施し、財産差押などの滞納処分を実施している。 【収納率の推移（現年分）】

年　度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
尼崎市	98.84%	99.08%	99.16%	99.28%	99.31%	99.38%
広域連合	99.25%	99.30%	99.34%	99.37%	99.40%	99.44%

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A		9,956	10,047	13,915	
	旅費		2	70	
	需用費	2,425	2,102	4,017	保険料納付書、督促状等
	役務費	6,984	7,403	9,178	郵送料等
	委託料	547	540	650	口座振替データ伝送処理委託料
人件費 B		17,654	21,314	23,478	
	職員人工数	1.66	2.23	2.27	
	職員人件費	12,376	16,468	17,994	
	嘱託等人件費	5,278	4,846	5,484	
合計 C（A+B）		27,610	31,361	37,393	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他		490	1	督促手数料
	一般財源	27,610	30,871	37,392	

③事業成果の点検

評価指標	保険料収納率（現年度）								単位	%
目標・実績	目標値	99.37	達成年度	34 年度	27年度	99.28	28年度	99.31	29年度	99.38
平成29年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	多岐にわたる収納対策を積極的に実施することにより、おおむね目標値を達成できている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本事業は、後期高齢者医療事業の円滑な実施及び被保険者間の負担の公平性の確保の観点から必要な業務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、兵庫県後期高齢者医療広域連合との役割分担の中で市が実施すべき業務であり、受益者負担の考え方にはなじまない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他市収納率（H29年度）

市名	尼崎市	神戸市	姫路市	西宮市	芦屋市	宝塚市	伊丹市	川西市	三田市
収納額（百万円）	4,350	16,480	5,201	5,242	1,691	3,265	2,174	2,556	910
収納率（%）	99.38	99.18	99.52	99.59	99.68	99.26	99.75	99.59	99.41

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	当事業のうち窓口業務・データ入力業務において国民健康保険業務と一体化しての委託化を検討することが望ましいとされており、国保系新システムによる事務の運用及び国保都道府県単位化後の事務の運用を図り、各業務ごとにPDCAを実施する中で検討を行う。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状					●	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、兵庫県後期高齢者医療広域連合との役割分担の中で市が実施すべき業務であり、市民との協働にはなじまない。
	将来像					○	

平成29年度の総合評価	多岐にわたる収納対策を積極的に実施してきた結果、毎年、保険料収納率は向上してきているが、兵庫県下においては依然として下位に位置するため、今後とも収納率の向上に向けた取組を継続して実施していく必要がある。

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	保険料収納率の向上について実効性を高めるため、引き続き、財産調査や年金調査を適切に行うなど、滞納処分を強化する。

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	一般被保険者療養給付費	GD1A
根拠法令	国民健康保険法第45条	
個別計画	—	
事業開始年度	—	

事業分類	法定事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	10 保険給付費
項	05 療養諸費
目	05 一般被保険者療養給付費

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	一般被保険者の疾病及び負傷に関して、療養の給付（現物給付）を行う。
対象（誰を・何を）	一般被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	法に定められた保険給付を行うことにより、被保険者の負担の軽減を図る。
事業概要	一般被保険者の疾病及び負傷に関して、療養の給付を行う。
実施内容	一般被保険者は、疾病にり患し、又は負傷した場合において、医療機関や保険薬局に対して保険証を提示することによって、一部負担金の支払のみで保険診療に係る療養の給付を受けることができる。 被保険者の自己負担割合（一部負担金）は、3割であるが、70歳以上75歳未満の者(現役並み所得の者を除く。)及び未就学児については、2割となっている。なお、平成26年度以前に70歳に達していた者（現役並み所得の者は除く。）の自己負担割合は、従前のとおり1割で固定されている（1割凍結）。

件数、単価の推移　（過誤調整後の実績額）

年　度	件　数	1件当り給付額	給 付 額
平成27年度	1,828,423 件	16,316 円	29,833,396 千円
平成28年度	1,785,902 件	16,595 円	29,637,858 千円
平成29年度	1,711,457 件	16,462 円	28,173,618 千円

②事業費　（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	29,731,213	28,269,164	28,622,306	
負担金補助及び交付金	29,731,213	28,269,164	28,622,306	
人件費 B	61,620	59,325	62,272	
職員人工数	4.31	4.31	4.46	
職員人件費	34,489	32,232	35,179	
嘱託等人件費	27,131	27,093	27,093	
合計 C（A+B）	29,792,833	28,328,489	28,684,578	
Cの財源内訳 国庫支出金	7,580,080	7,416,615		療養給付費負担金等（精算後の金額）
県支出金	1,643,427	1,528,986	28,622,306	財政調整交付金等（平成30年度予算においては普通交付金）
市債				
その他	16,752,169	15,713,361		保険料等
一般財源	3,817,157	3,669,527	62,272	繰越金を含む

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	退職被保険者等療養給付費	GE1A
根拠法令	国民健康保険法第45条	
個別計画	—	
事業開始年度	—	

事業分類	法定事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	10 保険給付費
項	05 療養諸費
目	10 退職被保険者等療養給付費

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	退職被保険者等の疾病及び負傷に関して、療養の給付（現物給付）を行う。
対象（誰を・何を）	退職被保険者等
求める成果（どのような状態にしたいか）	法に定められた保険給付を行うことにより、被保険者の負担の軽減を図る。
事業概要	退職被保険者等の疾病及び負傷に関して、療養の給付を行う。
実施内容	65歳未満の退職被保険者等は、疾病にり患し、又は負傷した場合において、医療機関や保険薬局に対して保険証を提示することによって、一部負担金の支払のみで保険診療に係る療養の給付を受けることができる。 被保険者等の自己負担割合（一部負担金）は、3割であるが、未就学児については、2割となっている。

件数、単価の推移　（過誤調整後の実績額）

年　度	件　数	1件当り給付額	給 付 額
平成27年度	73,124 件	16,875 円	1,233,960 千円
平成28年度	42,213 件	18,691 円	788,990 千円
平成29年度	20,750 件	19,550 円	405,663 千円

②事業費　（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	792,325	405,474	161,732	
負担金補助及び交付金	792,325	405,474	161,732	
人件費 B	1,026	1,022	814	
職員人工数	0.09	0.09	0.07	
職員人件費	737	733	557	
嘱託等人件費	289	289	257	
合計 C（A+B）	793,351	406,496	162,546	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金			161,732	普通交付金（平成30年度から）
市債				
その他	792,325	405,474		保険料等
一般財源	1,026	1,022	814	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	一般被保険者療養費	GF1A
根拠法令	国民健康保険法第54条	
個別計画	—	
事業開始年度	—	

事業分類	法定事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	10 保険給付費
項	05 療養諸費
目	15 一般被保険者療養費

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	一般被保険者の疾病及び負傷に関して、療養費の支給（現金給付）を行う。
対象（誰を・何を）	一般被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	法に定められた保険給付を行うことにより、被保険者の負担の軽減を図る。
事業概要	一般被保険者が診療を受けるなどした際に保険証を所持していなかったことについて、緊急かつやむを得ない理由があると認められるときは、当該一般被保険者からの申請に基づき、償還払で療養費を支給する。
実施内容	一般被保険者の疾病及び負傷に関して、診療を受けるなどした際に保険証を所持していなかったことについて、緊急かつやむを得ない理由があると認められるときは、当該一般被保険者からの申請に対して、保険者が審査決定することにより、自己負担分を除いた額が払い戻される。 被保険者の自己負担割合（一部負担金）は、3割であるが、70歳以上75歳未満の者(現役並み所得の者を除く。)及び未就学児については、2割となっている。なお、平成26年度以前に70歳に達していた者（現役並み所得の者は除く。）の自己負担割合は、従前のとおり1割で固定されている（1割凍結）。

件数、単価の推移　（過誤調整後の実績額）

年　度	件　数	1件当り給付額	給 付 額
平成27年度	85,091 件	7,147 円	608,154 千円
平成28年度	79,294 件	6,930 円	549,477 千円
平成29年度	72,295 件	6,979 円	504,555 千円

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	553,665	504,617	510,474	
負担金補助及び交付金	553,665	504,617	510,474	
人件費 B	13,282	13,175	13,010	
職員人工数	1.03	1.03	1.01	
職員人件費	8,244	8,199	8,034	
嘱託等人件費	5,038	4,976	4,976	
合計 C（A+B）	566,947	517,792	523,484	
Cの財源内訳 国庫支出金	215,940	196,801		療養給付費負担金、財政調整交付金
県支出金	33,222	30,277	510,474	財政調整交付金（平成30年度予算においては普通交付金）
市債				
その他	304,503	277,539		保険料等
一般財源	13,282	13,175	13,010	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	退職被保険者等療養費	GG1A
根拠法令	国民健康保険法第54条	
個別計画	—	
事業開始年度	—	

事業分類	法定事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	10 保険給付費
項	05 療養諸費
目	20 退職被保険者等療養費

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	退職被保険者等の疾病及び負傷に関して、療養費の支給（現金給付）を行う。
対象（誰を・何を）	退職被保険者等
求める成果（どのような状態にしたいか）	法に定められた保険給付を行うことにより、被保険者の負担の軽減を図る。
事業概要	退職被保険者等が診療を受けるなどした際に保険証を所持していなかったことについて、緊急かつやむを得ない理由があると認められるときは、当該一般被保険者からの申請に基づき償還払で療養費を支給する。
実施内容	65歳未満の退職被保険者等の疾病及び負傷に関して、診療を受けるなどした際に保険証を所持していなかったことについて、緊急かつやむを得ない理由があると認められるときは、当該退職被保険者等からの申請に対して、保険者が審査決定することにより、自己負担分を除いた額が払い戻される。 被保険者等の自己負担割合（一部負担金）は、3割であるが、未就学児については、2割となっている。

件数、単価の推移

年　度	件　数	1件当り給付額	給付額（千円）
平成27年度	3,277 件	5,899 円	19,331 千円
平成28年度	2,031 件	6,232 円	12,658 千円
平成29年度	925 件	6,717 円	6,213 千円

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	12,658	6,213	2,387	
負担金補助及び交付金	12,658	6,213	2,387	
人件費 B	561	558	624	
職員人工数	0.02	0.02	0.03	
職員人件費	173	173	239	
嘱託等人件費	388	385	385	
合計 C（A+B）	13,219	6,771	3,011	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金			2,387	普通交付金（平成30年度から）
市債				
その他	12,658	6,213		保険料等
一般財源	561	558	624	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	審査支払手数料等	GH1A
根拠法令	国民健康保険法第45条第5項	
個別計画	—	
事業開始年度	平成10年度以前	

事業分類	法定事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	10 保険給付費
項	05 療養諸費
目	25 審査支払手数料等

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	診療報酬等の審査支払に関する事務を兵庫県国民健康保険団体連合会に委託する。
対象（誰を・何を）	国民健康保険被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	診療報酬等の審査支払に関する事務を兵庫県国民健康保険団体連合会に委託することにより、審査の適正と支払の迅速化を図る。
事業概要	診療報酬等の審査支払に関する事務を兵庫県国民健康保険団体連合会に委託することにより、審査の適正と支払の迅速化を図る。
実施内容	診療報酬明細書（レセプト）等の審査支払に関する事務を国保連合会に委託している。

審査支払手数料等の内訳

・平成28年度

①療養の給付	@34.68	1,847,374 件	64,067 千円
②療養費	@73.5	10,637 件	782 千円
③療養費（柔整）	@86	70,628 件	6,074 千円
④出産直接支払	@210	498 件	105 千円
計		1,929,137 件	71,027 千円

・平成29年度

①療養の給付	@34.68	1,739,633 件	60,330 千円
②療養費	@73.5	10,028 件	737 千円
③療養費（柔整）	@86	62,974 件	5,416 千円
④出産直接支払	@210	417 件	88 千円
計		1,813,052 件	66,571 千円

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	71,027	66,571	78,331	
委託料	71,027	66,571	78,331	
人件費 B	81	81	80	
職員人工数	0.01	0.01	0.01	
職員人件費	81	81	80	
嘱託等人件費				
合計 C（A+B）	71,108	66,652	78,411	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金			78,331	普通交付金（平成30年度から）
市債				
その他	71,027	66,571		保険料
一般財源	81	81	80	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	一般被保険者高額療養費	GL1A
根拠法令	国民健康保険法第57条の2	
個別計画	—	
事業開始年度	平成10年度以前	

事業分類	法定事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	10 保険給付費
項	10 高額療養費
目	05 一般被保険者高額療養費

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	一般被保険者が医療機関に支払った一部負担金の額が、年齢区分別に設けられた自己負担限度額を超えたときに、その超えた額を支給する。
対象（誰を・何を）	一般被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	法に定められた保険給付を行うことにより、被保険者の負担の軽減を図る。
事業概要	一般被保険者が療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給することにより、被保険者の負担を軽減する。
実施内容	同一月内に医療機関等に支払った自己負担額が、次の限度額を超えた場合は、申請により、その超えた額を高額療養費として支給する。

70歳未満	限度額
上位所得者(901万円超)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
上位所得者(600万円超～901万円以下)	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
一般(210万円超～600万円以下)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
一般(210万円以下)	57,600円
住民税非課税世帯	35,400円

70歳以上75歳未満	外来の限度額
現役並み所得者	57,600円
一般	14,000円（年間14.4万円上限）
低所得者Ⅱ	8,000円
低所得者Ⅰ	

（過誤調整後の実績額）

年　度	件　数	1件当たり給付額	給 付 額
平成27年度	66,653　件	57,384 円	3,824,793　千円
平成28年度	72,357　件	58,198 円	4,211,052　千円
平成29年度	74,707　件	52,194 円	3,899,284　千円

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	4,211,055	3,908,991	4,191,159	
負担金補助及び交付金	4,211,055	3,908,991	4,191,159	
人件費 B	17,545	17,612	17,318	
職員人工数	1.62	1.62	1.58	
職員人件費	12,933	12,861	12,567	
嘱託等人件費	4,612	4,751	4,751	
合計 C（A+B）	4,228,600	3,926,603	4,208,477	
Cの財源内訳 国庫支出金	1,642,311	1,524,506		療養給付費負担金・財政調整交付金
県支出金	252,663	234,539	4,191,159	財政調整交付金（平成30年度予算
市債				においては普通交付金）
その他	2,316,081	2,149,946		保険料等
一般財源	17,545	17,612	17,318	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	退職被保険者等高額療養費	GM1A	
根拠法令	国民健康保険法第57条の2		
個別計画	—		
事業開始年度	—		

事業分類	法定事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	10 保険給付費
項	10 高額療養費
目	10 退職被保険者等高額療養費

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	65歳未満の退職被保険者等が医療機関に支払った一部負担金の額が、年齢区分別に設けられた自己負担限度額を超えたときに、その超えた額を支給する。
対象（誰を・何を）	退職被保険者等
求める成果（どのような状態にしたいか）	法に定められた保険給付を行うことにより、被保険者の負担の軽減を図る。
事業概要	65歳未満の退職被保険者等の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給することにより、被保険者の負担を軽減する。
実施内容	同一月内に医療機関等に支払った自己負担額が、次の限度額を超えた場合は、申請により、その超えた額を高額療養費として支給する。

70歳未満	限度額
上位所得者(901万円超)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
上位所得者(600万円超～901万円以下)	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
一般(210万円超～600万円以下)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
一般(210万円以下)	57,600円
住民税非課税世帯	35,400円

（過誤調整後の実績額）

年　度	件　数	1件当たり給付額	給 付 額
平成27年度	2,254　件	89,222 円	201,106　千円
平成28年度	1,515　件	99,000 円	149,985　千円
平成29年度	935　件	92,244 円	86,248　千円

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A	149,985	88,670	32,807	
負担金補助及び交付金	149,985	88,670	32,807	
人件費　B	226	227	223	
職員人工数	0.02	0.02	0.02	
職員人件費	164	163	159	
嘱託等人件費	62	64	64	
合計　C（A+B）	150,211	88,897	33,030	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金			32,807	普通交付金（平成30年度から）
市債				
その他	149,985	88,670		保険料等
一般財源	226	227	223	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	一般被保険者高額介護合算療養費	GN1A	
根拠法令	国民健康保険法第57条の3		
個別計画	—		
事業開始年度	平成20年度		

事業分類	法定事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	10 保険給付費
項	10 高額療養費
目	15 一般被保険者高額介護合算療養費

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	一般被保険者が支払った医療保険に係る一部負担金と介護保険に係る一部負担金を合算した額が、自己負担限度額を超えたときに、その超えた額を支給する。
対象（誰を・何を）	一般被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	法に定められた保険給付を行うことにより、被保険者の負担の軽減を図る。
事業概要	一般被保険者の医療保険及び介護保険に係る自己負担額を合算して、一定の限度額を超えるときには、その超える額を支給することにより、被保険者の負担を軽減する。
実施内容	年間の医療費が高額となった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算し、年間の限度額を超えた場合は、申請によりその超えた額を高額介護合算療養費として支給する。

	所得区分	限度額	件数	1件当たり給付額	給付額
70歳未満	901万円超	212万円	0件	-	0円
	600万円超901万円以下	141万円	0件	-	0円
	210万円超600万円以下	67万円	1件	109,105円	109,105円
	210万円以下	60万円	11件	44,339円	487,726円
	住民税非課税世帯	34万円	68件	43,776円	2,976,779円
75歳未満 70歳以上	H30.7まで				
	課税所得145万円以上	67万円	10件	40,583円	405,828円
	課税所得145万円未満	56万円	14件	27,794円	389,110円
	住民税非課税世帯	31万円	54件	10,620円	573,458円
	住民税非課税世帯（所得が一定以下）	19万円	59件	11,070円	653,154円

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A	4,944	5,595	7,430	
負担金補助及び交付金	4,944	5,595	7,430	
人件費　B	3,975	3,985	3,922	
職員人工数	0.39	0.39	0.38	
職員人件費	3,103	3,086	3,023	
嘱託等人件費	872	899	899	
合計　C（A+B）	8,919	9,580	11,352	
Cの財源内訳　国庫支出金	1,928	2,182		療養給付費負担金・財政調整交付金
県支出金			7,430	普通交付金（平成30年度から）
市債				
その他	3,016	3,413		保険料
一般財源	3,975	3,985	3,922	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	退職被保険者等高額介護合算療養費	GO1A	
根拠法令	国民健康保険法第57条の3		
個別計画	—		
事業開始年度	平成20年度		

事業分類	法定事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	10 保険給付費
項	10 高額療養費
目	20 退職被保険者等高額介護合算療養費

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	退職被保険者等が支払った医療保険に係る一部負担金と介護保険に係る一部負担金を合算した額が、自己負担限度額を超えたときに、その超えた額を支給する。
対象（誰を・何を）	退職被保険者等
求める成果（どのような状態にしたいか）	法に定められた保険給付を行うことにより、被保険者の負担の軽減を図る。
事業概要	退職被保険者等の医療保険及び介護保険に係る自己負担額を合算して、一定の限度額を超えるときには、その超える額を支給することにより、被保険者の負担を軽減する。
実施内容	年間の医療費が高額となった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し年間の限度額を超えた場合は、申請により超えた分を高額介護合算療養費として支給する。

所得区分	限度額	件数	1件当たり給付額	給付額
901万円超	212万円	0件	-	0円
600万円超901万円以下	141万円	0件	-	0円
210万円超600万円以下	67万円	0件	-	0円
210万円以下	60万円	1件	146,178円	146,178円
住民税非課税世帯	34万円	7件	48,957円	342,702円
合計		8件	61,110円	488,880円

②事業費　（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	485	489	89	
負担金補助及び交付金	485	489	89	
人件費 B	226	227	223	
職員人工数	0.02	0.02	0.02	
職員人件費	164	163	159	
嘱託等人件費	62	64	64	
合計 C（A+B）	711	716	312	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金			89	普通交付金（平成30年度から）
市債				
その他	485	489		保険料
一般財源	226	227	223	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	出産育児一時金	GV1A	
根拠法令	国民健康保険法第58条第1項、尼崎市国保条例第5条		
個別計画	—		
事業開始年度	平成10年度以前		

事業分類	法定事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	10 保険給付費
項	15 給付諸費
目	05 出産育児一時金

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	被保険者の出産に関して、当該被保険者からの申請に基づき、出産育児一時金を支給する。
対象（誰を・何を）	国民健康保険被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	被保険者の出産に関して必要な給付を行い、被保険者の福祉の向上に寄与する。
事業概要	被保険者の出産に関して、当該被保険者からの申請に基づき42万円（産科医療補償制度の対象とならない場合は40万4千円）を一時金として支給する。
実施内容	被保険者（妊婦）が手もとに現金を用意する負担を軽減するため、平成21年10月から医療機関等への直接支払制度が開始されており、その結果、支払方法の選択肢が増え経済的に安心して出産できる環境が整えられることとなった。

件数、給付額の推移

年　度	件数	給付額
平成27年度	549 件	230,750 千円
平成28年度	517 件	217,029 千円
平成29年度	441 件	185,584 千円

②事業費　（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	217,029	185,584	170,940	
負担金補助及び交付金	217,029	185,584	170,940	
人件費 B	10,985	10,249	9,892	
職員人工数	1.44	1.44	1.38	
職員人件費	10,731	9,821	9,410	
嘱託等人件費	254	428	482	
合計 C（A+B）	228,014	195,833	180,832	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金			170,940	普通交付金（平成30年度から）
市債				
その他	73,446	61,862		保険料
一般財源	154,568	133,971	9,892	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	葬祭費	GW1A	
根拠法令	国民健康保険法第58条第1項、尼崎市国保条例第2条		
個別計画	—		
事業開始年度	平成10年度以前		

事業分類	法定事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	10 保険給付費
項	15 給付諸費
目	10 葬祭費

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	被保険者の死亡に関して、葬祭を執り行った者からの申請に基づき、葬祭費を支給する。
対象（誰を・何を）	死亡した国民健康保険被保険者の葬祭を執り行った者
求める成果（どのような状態にしたいか）	被保険者の死亡に関して必要な給付を行い、被保険者の福祉の向上に寄与することを目的とする。
事業概要	尼崎市国民健康保険において、被保険者の死亡に関して、葬祭を執り行った者からの申請に基づき、葬祭費として3万円を支給する。
実施内容	尼崎市国民健康保険において、被保険者の死亡に関して、葬祭を執り行った者からの申請に基づき、葬祭費として3万円を支給する。

件数、給付額の推移

年　度	件数	給付額
平成27年度	662 件	19,860 千円
平成28年度	668 件	20,040 千円
平成29年度	652 件	19,560 千円

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	20,040	19,560	17,250	
負担金補助及び交付金	20,040	19,560	17,250	
人件費 B	10,985	10,249	9,890	
職員人工数	1.44	1.44	1.38	
職員人件費	10,731	9,821	9,410	
嘱託等人件費	254	428	480	
合計 C（A+B）	31,025	29,809	27,140	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金			17,250	普通交付金（平成30年度から）
市債				
その他	20,040	19,560		保険料
一般財源	10,985	10,249	9,890	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	後期高齢者支援金等	GY1A	
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律第118条		
個別計画	—		
事業開始年度	平成20年度		

事業分類	法定事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	12 後期高齢者支援金等
項	05 後期高齢者支援金等
目	05 後期高齢者支援金等

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	後期高齢者医療制度に係る経費を賄うため、支援金を支払う。
対象（誰を・何を）	後期高齢者医療制度被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等を、社会保険診療報酬支払基金に拠出することにより、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図る。
事業概要	後期高齢者医療制度に係る経費を賄うため、各医療保険者の被保険者数等に応じた支援金を社会保険診療報酬支払基金に拠出する。
実施内容	後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢世代と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、平成20年4月1日から施行された制度であり、各医療保険者の被保険者(0歳から74歳)は、支援金として、後期高齢者給付費の約40%を負担している。

支援金等の実績　　単位：円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
概算額	7,195,039,556	7,042,226,458	6,841,186,747
精算額	△ 547,939,770	△ 760,832,098	△ 830,039,292
事務費拠出金等	445,466	455,154	439,344
合計	6,647,545,252	6,281,849,514	6,011,586,799

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	6,281,850	6,011,587	0	平成30年度の国民健康保険制度改革により、当該事業の実施主体が県に移管されたことから、平成30年度予算は0千円となっている。なお、市としては、当該事業に相当する費用を国民健康保険事業費納付金として県に納付することとなる。
負担金補助及び交付金	6,281,850	6,011,587		
人件費 B	81	81	0	
職員人工数	0.01	0.01		
職員人件費	81	81		
嘱託等人件費				
合計 C（A+B）	6,281,931	6,011,668	0	
Cの財源内訳 国庫支出金	2,718,890	2,604,806		後期高齢者支援金等負担金等
県支出金	360,655	370,390		財政調整交付金
市債				
その他	2,272,186	2,203,774		保険料等
一般財源	930,200	832,698	0	保険基盤安定繰入金等

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	前期高齢者納付金等	GZ1A	
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律第36条		
個別計画	—		
事業開始年度	平成12年度		

事業分類	法定事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	13 前期高齢者納付金等
項	05 前期高齢者納付金等
目	05 前期高齢者納付金等

施策	10 健康支援				
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。				
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営				
局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	前期高齢者に係る保険者間の費用負担を調整するため、納付金を支払う。
対象（誰を・何を）	国民健康保険被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整を行うことにより、制度の安定的な運営を図る。
事業概要	65歳以上75歳未満の被保険者（前期高齢者）に係る給付費について、保険者間の医療費負担の不均衡を調整するため、納付金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。
実施内容	65歳以上75歳未満の被保険者（前期高齢者）に係る給付費について、保険者間の医療費負担の不均衡を調整するため、納付金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。

納付金等の実績　　単位：円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当該年度概算額	7,891,112	8,035,602	22,968,465
前々年度精算額	△ 3,851,542	△ 3,959,133	△ 1,053,272
事務費拠出金等	458,193	441,660	424,033
合計	4,497,763	4,518,129	22,339,226

②事業費　　（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	4,518	22,339	0	平成30年度の国民健康保険制度改革により、当該事業の実施主体が県に移管されたことから、平成30年度予算は0千円となっている。なお、市としては、当該事業に相当する費用を国民健康保険事業費納付金として県に納付することとなる。
負担金補助及び交付金	4,518	22,339		
人件費 B	81	81	0	
職員人工数	0.01	0.01		
職員人件費	81	81		
嘱託等人件費				
合計 C（A+B）	4,599	22,420	0	
Cの財源内訳 国庫支出金	1,304	7,013		療養給付費負担金
県支出金				
市債				
その他	3,214	15,326		保険料
一般財源	81	81	0	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	老人保健拠出金	H11A	
根拠法令	老人保健法第53条		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和58年度		

事業分類	法定事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	15 老人保健拠出金
項	05 老人保健拠出金
目	05 老人保健拠出金

施策	10 健康支援				
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。				
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営				
局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	後期高齢者医療制度の創設に伴い、老人保健制度が平成19年度末で終了したため、現在は過年度の精算分について拠出している。
対象（誰を・何を）	国民健康保険被保険者のうち老人保健該当者
求める成果（どのような状態にしたいか）	対象者が加入する老人保健の医療費、事務費に係る費用を拠出することにより、制度の安定的な運営を図る。
事業概要	老人医療に係る経費を賄うため、老人加入者調整率に応じた拠出金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。
実施内容	老人保健制度は、後期高齢者医療制度の創設に伴い平成20年3月31日に廃止された。現在は、過年度の精算分について、事務費の拠出が残っているところである。

老人保健拠出金の実績　　単位:円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当該年度概算額	0	0	0
前々年度精算額	0	0	0
老人保健拠出金に係る事務費拠出金等	252,189	198,148	126,094
合計	252,189	198,148	126,094

②事業費　　（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	198	126	0	平成29年度をもって過年度の精算が終了したことから、平成30年度予算は、0千円となっている。
負担金補助及び交付金	198	126		
人件費 B	81	81	0	
職員人工数	0.01	0.01		
職員人件費	81	81		
嘱託等人件費				
合計 C（A+B）	279	207	0	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	198	126		保険料等
一般財源	81	81	0	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	介護納付金	H51A	
根拠法令	介護保険法第150条		
個別計画	—		
事業開始年度	平成12年度		

事業分類	法定事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	17 介護納付金
項	05 介護納付金
目	05 介護納付金

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	介護保険制度に係る経費を賄うため、納付金を支払う。
対象（誰を・何を）	介護保険第2号被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	介護保険第2号被保険者に係る介護納付金を、社会保険診療報酬支払基金に拠出することにより、介護保険制度の安定的な運営を図る。
事業概要	国民健康保険加入者のうち、介護保険第2号被保険者分の納付金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。
実施内容	介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営し、介護を必要とする人を社会全体で支える制度として、平成12年4月から開始された。 国民健康保険加入者のうち、介護保険第2号被保険者分の納付金を社会保険診療報酬支払基金に支出しており、第2号被保険者が負担する介護納付金は、介護給付費の28%に相当する。

介護納付金の実績　　単位：円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当該年度概算額	2,586,738,920	2,459,354,042	2,396,940,075
前々年度精算額	△ 147,119,738	△ 195,117,462	△ 126,037,950
合　計	2,439,619,182	2,264,236,580	2,270,902,125

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		2,264,237	2,270,902	0	平成30年度の国民健康保険制度改革により、当該事業の実施主体が県に移管されたことから、平成30年度予算は0千円となっている。なお、市としては、当該事業に相当する費用を国民健康保険事業費納付金として県に納付することとなる。
	負担金補助及び交付金	2,264,237	2,270,902		
人件費　B		800	795	0	
	職員人工数	0.01	0.01		
	職員人件費	800	795		
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		2,265,037	2,271,697	0	
Cの財源内訳	国庫支出金	965,330	972,550		介護納付金負担金等
	県支出金	134,798	149,430		財政調整交付金
	市債				
	その他	858,395	831,354		保険料等
	一般財源	306,514	318,363	0	保険基盤安定繰入金等

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	高額医療費共同事業拠出金	H91A	
根拠法令	国民健康保険法附則第26条		
個別計画	—		
事業開始年度	—		

事業分類	法定事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	20 共同事業拠出金
項	05 共同事業拠出金
目	05 共同事業拠出金

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	高額な医療費の発生による国保財政への急激な影響を緩和するため、拠出金を支出する。
対象（誰を・何を）	国民健康保険被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	高額な医療費の発生による国保財政への急激な影響を緩和する。
事業概要	高額な医療費の発生による国保財政への急激な影響を緩和するため、80万円を超える医療費について、拠出金を国保連合会に支出する。
実施内容	高額医療費共同事業は、高額な医療費の発生による国保財政への急激な影響を緩和するため、80万円を超える医療費について、県単位で費用負担を調整するものとして、都道府県国民健康保険団体連合会において実施されている。該当する高額医療費の実績（3年平均）に応じて高額医療費共同事業拠出金を国保連合会に支出する。

拠出金の実績

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①兵庫県下拠出金総額	15,359,317,228円	18,560,158,844円	16,197,078,057円
②本市医療費按分拠出率	0.094949	0.094203	0.093120
③尼崎市拠出金額	1,458,351,811円	1,748,422,644円	1,508,271,909円

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A		1,748,423	1,508,272	0	平成30年度の国民健康保険制度改革により、当該事業は廃止されたことから、平成30年度予算は0千円となっている。
	負担金補助及び交付金	1,748,423	1,508,272		
人件費　B		81	81	0	
	職員人工数	0.01	0.01		
	職員人件費	81	81		
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		1,748,504	1,508,353	0	
Cの財源内訳	国庫支出金	440,163	380,558		高額医療費共同事業負担金
	県支出金	440,163	380,558		高額医療費共同事業負担金
	市債				
	その他	868,097	747,156		保険料
	一般財源	81	81	0	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	保険財政共同安定化事業拠出金	HB1A	
根拠法令	国民健康保険法附則第26条		
個別計画	—		
事業開始年度	平成18年度		

事業分類	法定事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	20 共同事業拠出金
項	05 共同事業拠出金
目	10 共同安定化事業拠出金

施策	10 健康支援				
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。				
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営				
局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	県内の市町国保間の保険料の平準化及び財政の安定化を図るため、拠出金を支出する。
対象（誰を・何を）	国民健康保険被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	県内の市町国保間の保険料の平準化及び財政の安定化を図る。
事業概要	県内の市町国保間の保険料の平準化及び財政の安定化を図るため、80万円以下のすべての医療費について、拠出金を国保連合会に支出する。
実施内容	保険財政共同安定化事業とは、都道府県単位での保険運営推進、県内の市町国保間の保険料の平準化及び財政の安定化を図るため、80万円以下の全ての医療費について、市町村国保の拠出により県単位で財政リスクを分散しようとする制度である。該当する医療費の実績（3年平均）に応じて保険財政共同安定化事業拠出金を国保連合会に支出する。 （平成27年度に制度改正があり、対象医療費が拡大した。平成26年度以前は30万円以上80万円以下の医療費が対象であった。）

拠出金の実績

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①兵庫県下拠出金総額	144,904,585,439円	144,653,305,100円	135,136,931,748円
②本市医療費按分拠出率	0.091735	0.091670	0.091347
③　①×②÷2	6,646,411,073円	6,630,184,239円	6,172,176,652円
④本市被保険者数按分拠出	0.090783	0.089660	0.088367
⑤　①×④÷2	6,577,436,490円	6,484,807,668円	5,970,822,624円
⑥差額精算額	-	-	△ 6,071円
③+⑤+⑥　拠出金合計	13,223,847,563円	13,114,991,907円	12,142,993,205円

②事業費　（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A	13,114,992	12,142,993	0	平成30年度の国民健康保険制度改革により、当該事業は廃止されたことから、平成30年度予算は0千円となっている。
負担金補助及び交付金	13,114,992	12,142,993		
人件費　B	81	81	0	
職員人工数	0.01	0.01		
職員人件費	81	81		
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	13,115,073	12,143,074	0	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	13,114,992	12,142,993		保険料・共同安定化事業交付金
一般財源	81	81	0	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	医療費通知等経費	HF1K	
根拠法令	国民健康保険法第82条		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和56年度		

事業分類	法定事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	25 保健事業費
項	05 保健事業費
目	05 保健事業費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。				
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営				
局	ひと咲きまち咲き担当局	課	健康支援推進担当	所属長名	山本　正巳

①事業概要

事業実施趣旨	国民健康保険事業の健全な運営に資するため、被保険者に対し医療費適正化の啓発を行う。
対象（誰を・何を）	被保険者のうち、1か月当たりのレセプトが4枚以上となる重複者や1か月当たり15回以上の頻回受診者
求める成果（どのような状態にしたいか）	国民健康保険事業の健全な運営に資するため、重複・頻回受診者が適正に受診すること等により、被保険者の医療費適正化への意識が高まっている。
事業概要	被保険者のうち、重複・頻回受診者への訪問指導及び被保険者への医療費の金額等の通知により、被保険者の健康意識を高め、事業の健全な運営に資する。（医療費通知事業については、市民協働局で実施）
実施内容	重複・頻回受診者への訪問指導や被保険者への医療費の金額等を通知することにより、被保険者の健康意識を高め、事業の健全な運営に資する。

国民健康保険被保険者のうち1か月当たりレセプト4枚以上の重複者や1か月当たり15回以上の頻回受診者

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者数	1,223 人	1,045 人	1,058 人	970 人	1,050 人	920 人
訪問数	102 件	115 件	91 件	128 件	73 件	31 件

②事業費　（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A	214	133	216	
需用費	214	133	216	訪問指導用消耗品
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費　B	800	795	396	
職員人工数	0.10	0.10	0.05	
職員人件費	800	795	396	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	1,014	928	612	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	1,014	927	612	
一般財源	0	1	0	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	医療費通知等経費	HF1K	
根拠法令	国民健康保険法第82条		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和56年度		

事業分類	法定事業
会計	10 国民健康保険事業費
款	25 保健事業費
項	05 保健事業費
目	05 保健事業費

施策	10 健康支援				
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。				
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営				
局	市民協働局	課	国保年金課	所属長名	村田　秀明

①事業概要

事業実施趣旨	国民健康保険事業の健全な運営に資するため、被保険者に対して医療費適正化の啓発を行う。
対象（誰を・何を）	医療機関を受診した被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	国民健康保険事業の健全な運営に資するため、医療機関を受診した被保険者に保険給付相当額を含む医療費総額等を通知することにより、被保険者の医療費適正化への意識を高める。
事業概要	医療機関を受診した被保険者に対して、診療月から概ね3-4カ月後（奇数月）に当該診療に係る医療費総額等を郵送（はがき）にて通知する。
実施内容	医療機関を受診した被保険者に対して、保険給付相当額を含む医療費総額等を通知することにより、被保険者の健康意識を高め、事業の健全な運営に資する。 ・医療費通知発送回数　・・・　年間6回 医療費通知の件数・金額の推移

年　度	件数	支払金額（千円）
平成27年度	344,030 件	17,497　千円
平成28年度	332,296 件	17,621　千円
平成29年度	314,796 件	19,131　千円

②事業費　（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A	17,621	19,131	27,510	
需用費	3,079	2,958	9,504	医療費通知書消耗品
役務費	14,542	16,173	18,006	郵送料
人件費　B	4,047	3,730	3,977	
職員人工数	0.51	0.51	0.50	
職員人件費	4,047	3,730	3,977	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	21,668	22,861	31,487	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金	17,621	19,131	20,123	財政調整交付金（平成30年度予算においては県繰入金）
市債				
その他			7,387	保険料
一般財源	4,047	3,730	3,977	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	保険料等負担金	S911	
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	平成20年度		

事業分類	法定事業
会計	63 後期高齢者医療事業費
款	10 後期高齢者医療広域連合納付金
項	05 後期高齢者医療広域連合納付金
目	05 後期高齢者医療広域連合納付金

施策	10 健康支援				
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。				
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営				
局	市民協働局	課	後期高齢者医療制度担当	所属長名	木村　勉

①事業概要

事業実施趣旨	高齢者の医療の確保に関する法律第105条の規定に基づき、兵庫県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため、広域連合規約で定めるところにより、本市が徴収した保険料及び延滞金を広域連合に納付する。
対象（誰を・何を）	後期高齢者医療保険料及び延滞金
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市後期高齢者医療に関する条例に基づき徴収した保険料及び延滞金を納付することにより、広域連合が行う後期高齢者医療事業を円滑に実施する。
事業概要	本市が徴収した被保険者からの保険料（現年度分、滞納繰越分及び前年度繰越金）及び延滞金を広域連合に納付する。
実施内容	保険料等負担金の推移

	尼崎市負担金額
平成20年度	2,963,889,451
平成21年度	3,118,471,768
平成22年度	3,212,334,371
平成23年度	3,220,345,222
平成24年度	3,622,514,861
平成25年度	3,808,237,340
平成26年度	3,922,082,156
平成27年度	3,936,331,631
平成28年度	4,220,225,189
平成29年度	4,283,433,786

②事業費　（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費　A	4,220,225	4,283,434	4,523,939	
負担金補助及び交付金	4,220,225	4,283,434	4,523,939	
人件費　B	800	159	159	
職員人工数	0.10	0.02	0.02	
職員人件費	800	159	159	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	4,221,025	4,283,593	4,524,098	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	4,220,225	4,283,434	4,523,939	保険料等徴収金
一般財源	800	159	159	

平成 30 年度事務事業シート （平成 29 年度決算）

事務事業名	保険基盤安定拠出金	S91A	
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	平成20年度		

事業分類	法定事業
会計	63 後期高齢者医療事業費
款	10 後期高齢者医療広域連合納付金
項	05 後期高齢者医療広域連合納付金
目	05 後期高齢者医療広域連合納付金

施策	10 健康支援
展開方向	10-4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
行政の取組	10-4 医療保険制度の適切な維持・健全運営

局	市民協働局	課	後期高齢者医療制度担当	所属長名	木村　勉

①事業概要

事業実施趣旨	後期高齢者医療制度の運営に当たり、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する。
対象（誰を・何を）	後期高齢者医療制度の被保険者のうち低所得者等
求める成果（どのような状態にしたいか）	低所得者等の保険料負担を軽減するとともに、軽減分を公費で補填することにより兵庫県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う後期高齢者医療事業を円滑に実施する。
事業概要	高齢者の医療の確保に関する法律第105条の規定に基づき、低所得者等の軽減した保険料相当額を広域連合に納付する。
実施内容	均等割額の軽減割合9割及び8.5割のうち7割に当たる軽減分、5割、2割軽減分及び被用者保険の被扶養者の5割軽減分を市：県＝1：3で負担する。

保険基盤安定拠出金の推移　（円）

		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		人数	軽減金額	人数	軽減金額	人数	軽減金額
9割軽減		15,187	491,449,942	15,494	505,823,674	15,766	514,326,375
8.5割軽減		10,733	348,677,718	11,751	384,036,039	12,435	405,864,714
5割軽減		4,231	98,254,589	4,694	109,447,086	5,216	121,843,571
2割軽減		5,098	47,603,303	5,999	56,198,660	6,931	65,183,265
被扶養者		1,353	31,327,374	1,354	31,800,172	1,339	31,588,871
合計		36,602	1,017,312,926	39,292	1,087,305,631	41,687	1,138,806,796
財源	市 (1/4)		254,328,232		271,826,408		284,701,699
	県 (3/4)		762,984,694		815,479,223		854,105,097

②事業費

（単位：千円）

		28年度決算	29年度決算	(参考) 30年度予算	備考
事業費 A		1,087,306	1,138,807	1,216,363	
	負担金補助及び交付金	1,087,306	1,138,807	1,216,363	
人件費 B		640	159	159	
	職員人工数	0.08	0.02	0.02	
	職員人件費	640	159	159	
	嘱託等人件費				
合計 C (A+B)		1,087,946	1,138,966	1,216,522	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	1,087,946	1,138,966	1,216,522	

（このページは白紙です）